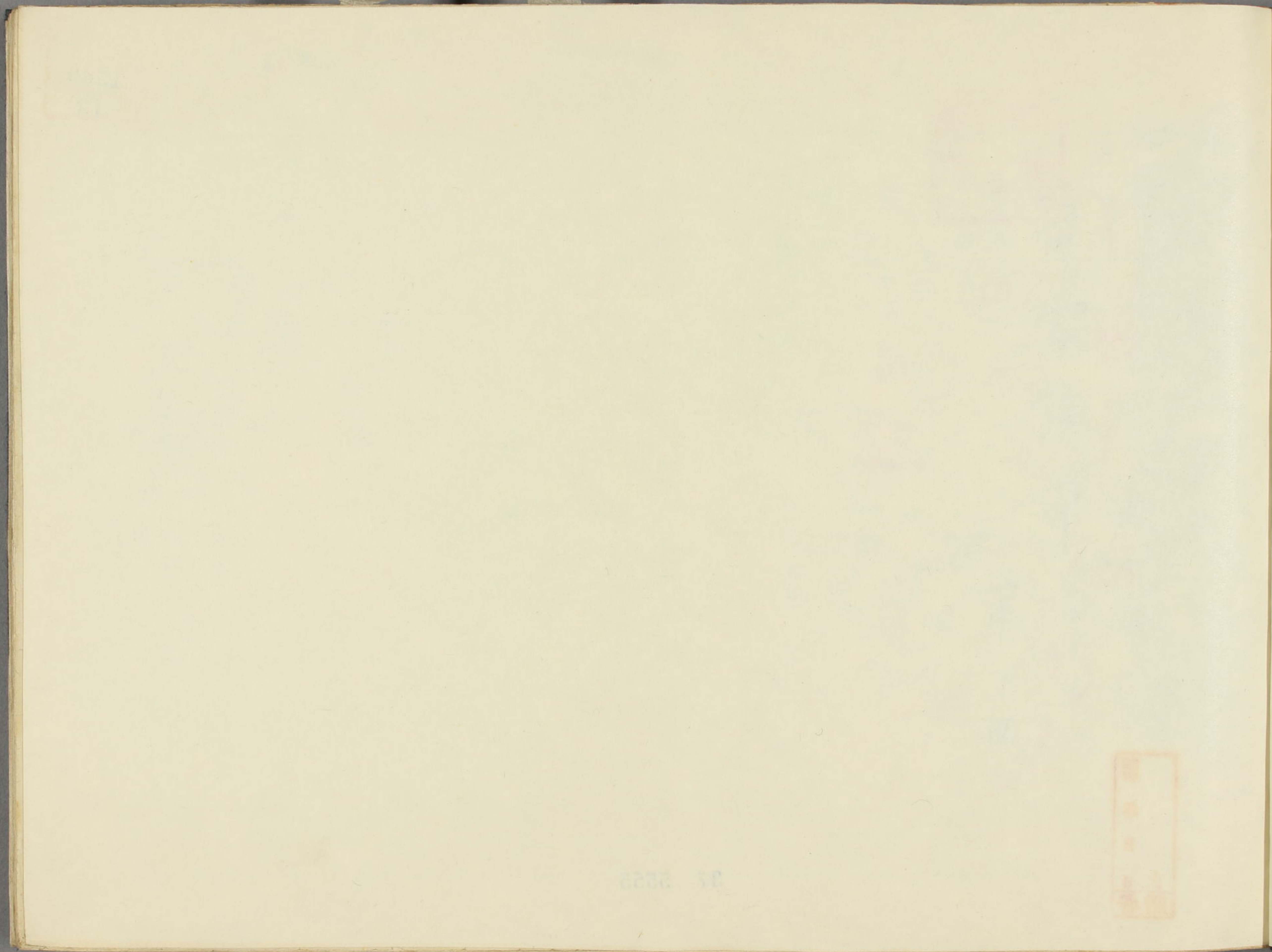


焚雲餘聞第一回

15
1560
13





2222 10



中
雪
餘
南
43

45
1560
13

郭
年
月
日
氏
贈寄

37 5555



中
雪 82

餘
南

第十四 43

中
報

凸
版
十
元



第十四 目次

一 英國ノ民復訴訟用印紙規則	一 英國判官及ヒ附屬吏ノ職制俸給
一 英國ニモ羅馬法ノ繼受ナキニ非ルヲ以テ例	一 公用土地買上規則ノ例
一 法律上ノ婦人	一 分析法理學ノ例
一 佛英米取締編製綱領	一 英國租稅ノ例
一 社會的陶汰	一 公使ノ特權ニ慣ル、モ到底好
一 賣買法比較ノ一	一 犯罪ノ原因種類
一 賣買法比較ノ二	一 法律ノ族別
一 法學ノ區別	一 羅馬法繼受ノ例
一 富ノ平分ノ例	一 犯意ノ地ニハ暖國ニ適スル
一 司法權獨立ノ例	一 府縣債ノ利害
一 歐洲各國死刑執行方法	一 舊幕村境行倒人檢使心得
一 利息制限ノ例	一 獨乙黑麵包ノ例
一 一錢切	一 代官職ノ起原
一 寒國暖國ト食物差異ノ例	一 舊幕村境行倒人檢使心得

英國ニモ羅馬法ノ繼受ナキニ非ルヲ以テ例
 分析法理學ノ例
 英國租稅ノ例
 公使ノ特權ニ慣ル、モ到底好
 犯罪ノ原因種類
 法律ノ族別
 羅馬法繼受ノ例
 犯意ノ地ニハ暖國ニ適スル
 府縣債ノ利害
 舊幕村境行倒人檢使心得
 獨乙黑麵包ノ例
 代官職ノ起原
 舊幕村境行倒人檢使心得

英國ノ民復訴訟用印紙規則
 英國判官及ヒ附屬吏ノ職制俸給
 英國ニモ羅馬法ノ繼受ナキニ非ルヲ以テ例
 公用土地買上規則ノ例
 分析法理學ノ例
 英國租稅ノ例
 公使ノ特權ニ慣ル、モ到底好
 犯罪ノ原因種類
 法律ノ族別
 羅馬法繼受ノ例
 犯意ノ地ニハ暖國ニ適スル
 府縣債ノ利害
 舊幕村境行倒人檢使心得
 獨乙黑麵包ノ例
 代官職ノ起原
 舊幕村境行倒人檢使心得

是 66 頭 お文

90 本 お文

人アヒハ云ハ
コレハ土質上葡
萄ノ性質ニヨル
ナレハ其地ニワヨキ
酒アルトテ同國
人ノ嗜好ヲ之ニ
テ評ズル能ハズ
然レモ愚考ニ
ヨレハ國人カ強
キ酒ヲ好ム故ニ
其種ヲ撰ンテ
培養シ又其人
種ノ適スル土
地ヲ撰リナレハ
結局反對者
亦ナラズ原田ハ
余ノ方ヲ所
モ二原田
スレトナ
ヘシ

嘗雪餘南 第十四

土地寒暖ヲ異ニスレハ食物モ亦之ヲ異ニスソ

地理ハ種々ナレド一ハ寒地ニハ暖國ニ適スル

食物ヲウル能ハス適マコレアルモ口ニ慣シサ

ルカ故ニ其味ノアル処ヲ悟ラズ暖地ニテ寒國

ノモイヲエシ件モ亦然リ此理即チ之ニヨルナ

ルカ又氣候ノ差異ノ為ニ之ニ慣ル、モ到底好

味ヲ覺ヘサルヲアリタトハ南方暖國ノ飢食

物ハ寒國ニ比スルニ其味スルトシト思ハル今

試ニ葡萄酒ヲ以テ例セシニ伊古利西班牙希臘

匈牙利地方ノ酒ハ頗ルワヨキヲ覺ヘ佛國地方

ノ産ハヤ、ヨハク獨國萊茵地方ノ酒ハ多クハ

薄弱ナリモセルノ酒ハ萊茵ノ酒ニ比シヤ、

強キヲ覺ツレモ南方諸國ノ産ト比スヘキニ非

ス故ニ獨乙ノ人ニ南方ノ産酒ヲ好ムハ多ク

ハ其好衷ニ出ルモ、如シ反對ノ場合ニ於テ

モ亦然リ故ニ日本酒ノ如キハ到底北歐ノ人ハ

口ニ登スル能ハス獨乙ニテ多クハ麥酒ヲ用フ

ルヲコレ又葡萄酒ヨリツヨカラサルニ由ルナ

右端上へ

- 一 烟筒各國天候洋式表
- 一 味息階廻
- 一 寒國製國ノ食神差異

- 一 日暮林遊行國人對對心算
- 一 外賣簿ノ改良
- 一 鷓鴣ノ黒藤時

~~12 冊~~

ルへし其中ニ毛南独地方ミソヘンノ麥酒ハ
 強ク北独地方ノ産ハヨハシコレ蓋シ偶然ニ
 出シカハ知ラサルモ亦其一例トスルニ足レリ
 而シテ最下等ノ人民ニ至テハ「フランテ」ヲ
 飲「」トモ独乙ヨリハ南方ニ多キカト思ハル英
 国人ノ強キ飲食ヲ為スハ「ウヰ」スキ「」トベ
 ルモ「」ト「」ヲ常ニ飲「」モノ多キヲ見テ知ルハ
 「」又英国ノカラシハ其強キヲ以テ名アリ又印
 度人ノ好テ食スル「」ライスカ「」ハ最モ英
 人ノ好「」処口「」英国ハ左迄南ニアルニ非レ
 其植民地ハ多ク暖地ニアリ国人多ク其地ト往
 復シ又永ク其地ニ止「」テ之「」ニナシ又其地ノ
 産物ハ屢ハ本国ニ達スルヨリ自然ニ暖国ノ食
 物カ廣カリシニハ非ルカト思ハル今マ日本ニ
 就テ之ヲ考フルニ左迄北国南国ノ間ニ差「」
 薩州地方焼酒ヲ多ク飲「」又上方醬酒ノ類
 東醬油ヨリ「」ヨキハ又其例ト「」見ルヘシ或ハ
 又例外ノ「」ナキニハ非サルヘシト雖モ「」余ハ先
 「」暖国人ハ寒国ヨリ「」ヨキ食物或ハ香气ノ夕
 カキヲ好「」ト云「」フ「」ハ保証スルニ足ルト考「」フ

銀座 伊東屋製

一有様ト比スルニ足ラズ独リ伊国ノ之ナラズ
 殊ニ伊吉利地方ニ至テハ夕景ニ及テ人ノ歌舞
 力カ如ク独乙中ニモ南独ハ何トナク陽気ナリ
 ト思ハル現ニ澳国人ハ独乙人ヨリモ戲ヲ好
 ル之又暖国人ハ性質閑話ニ寒国人ハ静肅之
 或ハ可ランカ之ヲ其専門ノ人ニ向ハント欲ス
 ヲキモノヲ食ヘハ精神ノ壮快ナルヲ覺フルニ
 ヲルトノ説アリ余ハ性理上ノ了ヲ知ラス其説
 ル之又コレハ暖気ニフシテ身ヲ疲ラス故ニツ
 南方ノ諸国ハ皆然ト云フ余香港ニ於テモ甚夕
 晩景ノ騒喧ナルヲ覺ヘタリ日本ニ於テハ又殊
 ニ其別ヲ見ヌ或人云葡萄ノ産地ハ人皆閑話ナ
 リト余ハ知ラス或ハ偶然此ノ如キナラヤモ
 知ル可ラス又云フ新教国ノ人ハ教法上ノ儀式
 少ナケレハ自ラ人皆静肅之故ニコレハ氣候ノ
 然ルニ非ス宗教ノ然ラレタルト余ハ是又
 其可否ヲ云フ能ハス今假リニ諸説ヲ記メ識者
 ノ弁解ヲ待ソノミ

~~12月~~

民	然	額	約	踏	<u>羅</u>		ソ	フ	之	之	命	ト	レ	兵	所	如	獨	
ノ	シ	ニ	定	フ	馬		ケ	ヘ	佛	佛	ニ	云	ト	ヲ	ヲ	何	乙	
騷	コ	更	利	ル	ノ		ル	シ	兵	兵	命	フ	能	率	聞	二	ノ	
擾	レ	アリ	息	丁	十		レ	ト	ハ	蓋	ニ	タ	ク	テ	キ	モ	黒	
屢	実	シ	ノ	ア	二		ト	ノ	蓋	シ	日	リ	食	此	タ	奇	麵	
ハ	際	モ	四	レ	銅		今	心	之	本	ノ	ハ	ス	国	リ	ナル	ヲ	
ナ	ニ	利	倍	ハ	表		日	之	ヲ	能	熊	ポ	フ	二	其	名	ヲ	
リ	ハ	息	ヲ	制	最		迄	テ	以	ト	カ	ン	ボ	入	義	ノ		
シ	行	制	拂	限	ニ		テ	獨	テ	ハ	八	、	ノ	リ	ナ	ト		
モ	ハ	限	フ	ノ	利		人	人	人	ト	ト	フ	、	レ	シ	ハ	包	
多	レ	法	ト	額	息		間	聞	食	カ	佛	、	比	比	佛	或	ノ	
ク	ニ	ハ	セ	二	ヲ		ノ	誤	ニ	ハ	国	、	佛	兵	兵	人	ト	
ハ	非	イ	リ	引	制		傳	テ	非	ハ	ニ	、	ハ	ハ	一	説	ケ	
金	ス	フ	其	下	限		ル	フ	ス	佛	ケ	、	佛	昔	二	ニ		
錢	彼	エ	後	ル	シ		ナ	ソ	犬	ニ	ル	、	此	シ	々	ケ		
貸	貴	モ	數	ノ	之		リ	ニ	子	テ	ハ	、	バ	年	翁	ル		
借	族	存	回	之	之		ト	ソ		犬	佛	、	ン	翁	一	レ		
起	ト	セ	制	ナ	之		ケ	ソ			国	、	ヲ	世	世	ト		
困	平	リ	限	ラ	之		リ	ノ			ニ	ケ	得	カ	力	云		
	ア	ヤ		ス	二		ト	二			テ	ル	夕			フ		
	レ	シ									類	レ						
	ハ	リ																
	行	シ																
	ハ	モ																
	レ	モ																
	ニ	多																
	非	ク																
	ス	ハ																
	彼	金																
	貴	錢																
	族	貸																
	ト	借																
	平	起																

銀座 伊東屋製

別

セリ即チ平民ハ貧ニ貴族ニ高利ヲ拂ヒナカ
 ン資金ヲ貸リシニ并償ノ途ナク進退窮テ遂ニ
 腕力ニ訴ヘ革命ヲ促スニ至レリコシ羅馬ニ利
 息制限法ハアレ行シサリ証ナリ後耶蘇教
 ノ起リテヨリ同教ハ博愛ノ主意ニテ貸借ニ利
 息ヲ付スルヲ禁シ終ニ同教カ漸ク政治上ノ
 勢力ヲ占ムルニ及ヒ終ニ此説カ法律ノ禁令ト
 ナリ革命時代迄ハ利息貸借ヲ許サ、リシカ實
 際ハ之ニ反シ盛ニ其行ハレシモノ、也シ
 利息制限法ハ經濟ノ本旨ニ悖ルモノナリ抑モ

金ハ一ノ物品ノ物品ナル以上ハ其價ニ定リナ
 ク終始變更スルモノノ故ニ家屋土地ハ始終相
 場ノ昇降ニ順フモノナレハ金銀ニ独リ万古不
 易ノ價アル理アラシヤ利息ノ要素ハ金ノ貸
 賃ト金ノ保険料トナリ故ニ利息ヲ金ノ貸
 賃ト拂フト論スレハ借主ハ其使フ價ヲ拂フ
 ハ当然ノ事ナリ而シテ場合トニヨリ借主ノ巧
 拙ニ以テ其金ヲ幾倍ニモ利用スルヲ得ルモノ
 ナレハ到底双方ノ合意ニテ利息額ヲ定ムルノ
 外ニ良策ナシ法律以テ物價ヲ定ムル能ハサル

銀座 伊東屋製

了ヲ知ラハ何ソ独リ利息ノ相場ノ法律ヲ以
 テ定メウ可キノ理アラシヤ又利息ヲ金ノ保
 料トシテ論セシ元ト金貸ト云フハ債主ニ取
 危険ナル仕度之期限ニ并償ヲ求ルルノ權ハ
 シト借主ニ其資力ナケレハ致方ナシ此
 利息ハ保険料ノ働キヲ為ス丁生命海上其他ノ
 保険ト異ナラズ凡波ノ甚シキ頃戦争ノ風評
 ルハ保険会社ノ保険料ノ騰貴スル如ク金融
 ノ悪キト同時ニ利息ノ高クナルヲ免カレ
 借主ノ使用スル莫柄ノ危険ノ料ニ應
 息タル保険料ヲ定メサル可ラス故ニ法律ヲ以
 テ之ヲ牽制スルハ不可ナリ利息制限法ヲ設
 ルノ主意ハ金ハ万変ノ基ヲ為スモ一ニ金
 難塞スルノ件ニ当テハ借主ノ費ス所唯朝夕ノ
 薪食ニアリテ大莫業ノ為ニ借ルモハ至テ
 シ此件ニ当テ利息ニ制限ナクシハ貧者一時高
 利金ヲ借リテ凌ぐトスルモ到底如何トモ
 能ハス暴動ヲ起サンカ国ニ警察アリ腕力以テ
 之ヲ免カレ能ハス終ニ自滅ノ外ナキニ至ル故
 ニ学理上ハ免毛角政略上ヨリ設ケサル可ラス

銀座 伊東屋製

佛国

供給ニ競争ヲ生シ易ク各競フテ利息ヲ低下シ
 借主ノ就カンヲ望ムヘシ又制限ニ夕国ニテ
 又高利貸ノ証拠アリトスルモ知レタキ引下
 サハスレハヨシトテ其法ヲ犯スヘシ是カ為ニ
 其犯罪者ヲ罰スルトセシカレカ低利ノ媒ト
 ナラズ却テ取引上ニ困難ヲ生シ益々金融ヲ
 塞ニ至ラン佛国ニハ拿破侖民法ヲ編スルニ當
 テ議令レテ決セズ千八百七十九年九月ノ法律ヲ以
 テ制限法ヲ布告セリ其後廢止ノ説記リテモ立
 法院ハ之ニ同意セズ今日ニ至ル且ツ同国法ニ

別行

今法律ニ公然高利貸ヲ免ルシタルハ資本ノ
 度延期料ヲ取ルカ如キノ類ナリ
 丁ナルカ如キ期限ヲ延ハサント乞フハ其都
 限内ノ利息ヲ取レト其實制限ヨリ多キト同シ
 内ト書カヌ其實ハ其ヨリ少額ヲ貸シオク故制
 ス丁アリ其方法ハ多ケレバ假令ハ証文ニハ千
 国々ニテ其設ナキ国ヨリ尚ホ高キ利息ニテ貸
 ハ其制限ハ實際ニ行ハレヌ既ニ制限法ヲ行フ

別行

然レバ法律ノ力其價ヲ定ム可ラサルモトセ

高利貸

白耳義
伊太利
英国

八其犯罪者ヲ罰スルノ條文アリ然レバ
 無益ノ如シ而シテ同國ハ資本ニ富メハ貸借ヲ要
 二ルノ少ナク隨テ犯罪者少ナシ蓋シ罰則アル
 力為ニハ非サル之白耳義ハ同法ヲ千八百六十
 五年五月五日ニ廢シ伊太利モ同年ノ新法ニ利
 息自由ノ原則ヲ掲ケ英國ヘンリハ世ノ時ヨ
 リ制限法アリシモ漸次ニ其制限ヲ解キ今ハ全
 クナシ獨ニ聯邦ハ千八百六十七年十一月十四
 日ニ澳國ハ千八百六十八年六月十四日ニ皆其
 制ヲ解キ瑞西國ニテモクリソン、シヤ、フーズ
 二州ハ之ヲ全廢シ他州モ之ニ習フノ傾キアリ
 米國ハ各州異ナレト其實際其法ノ行ハレサル
 トハ一般ノ輿論ニ佛國ト雖モ千八百八十六年
 一月十三日ニ商變ノ制限法ヲ廢シ高利貸ハナ
 クナレト元來民變商變ノ間別アルヘキモノナ
 ラズハ必ス全ク此法ノ廢サル、丁アルヘシ
 之ヲ以テ見レハ利息制限法ハ永ク文化ト并行
 スヘキモノニ非ス經濟ノ理ヲ發明セハ消滅ス
 ヘキモノノ高利貸ハ害アルニ相違ナシ然レバ
 其弊ヲ矯ムルノ策ハ其制限法ニヨラス他ニ

銀座 伊東屋製

其方法ヲ求ムヘキニ
 希臘ニテ法庭ヲ公開シ一切ノ訴訟ハ口訴ノ制
 ニヨリ各人自ラ訴ヘ自ラ弁論ス此時ニ当リ未
 タ代言人アラズ當時アセンヌ國ニ於テハ修辭
 弁術盛ニ行ハレシヲ以テ一ノ爭訟アルヤ原告被
 両造各雄弁ヲ揮テ之ヲ弁論ス偶マ口訥ニ己
 ヲ力意ヲ達スル能ハサル者アレハ當時有名ノ
 弁士ニ乞ヒ其論弁ヲ筆記シ自ラ暗誦シ訴訟庭
 ニテ演述セシムコレ代言ノ記原ニテ後世他人
 ニ託シ訴訟ヲ為サシムルノ權輿ナリ
 西曆紀元前四百年ノ頃ニハ原告被告ハ法律ニ通
 曉セル學士ヲ訴訟庭ニ同伴シ必ズ之ニ顧問ヲ弁
 スルノ慣習ヲ生シ其後遂ニ專ラニ論弁セシム
 ルニ至シリ蓋シ希臘ノアンチホソ氏始テ代言
 ノヲ職業トシ報酬ヲ受レテ以テ氏ヲ代言代
 ノ鼻祖ト稱ス可ク
 羅馬ニ至テハ代言人ヲ用フルヲ許サズ但シ
 避ク可ラサルノ故障アル件ハ特典ヲ以テ之ヲ

別

別

紀元前四百十年
同四十年死

代言職ノ起原

事

職

銀座 伊東屋製

別紙

許ス可アリシノ之然レ在常人ハ出庭ノ法律
 家ヲ同伴シ之ニ商議ノ以テ訴訟ヲ行フタリ之
 ヲアトホカーツスル者介訴ト稱セリ又バト
 ロニナル者アリ専ラ訴訟ノ事務ヲ取扱ヒ訴
 答并書願書等ヲ起草スル等ヲ司レリ其後帝國
 ノ時代「アトホカーツス」全ク廢タリ「バト
 ロニ」之訴訟事務ヲ取扱ヘリ然レ在法學者
 ハ訴訟人ト若ニ出庭スルヲ許サレズ故ニ只訴
 訟鑑定ヲ為シ鑑定書ヲ作りテ依頼人ニ与フル
 ヲ以テ業トセリ此書ヲ稱メ「レスポンザ」
 ト云フ蓋シ依頼人ノ向案ニ答フルヲ以テ之
 ヲ鑑定ノ起原トス「ヂヤ」ニ「アン」帝ノ頃ニ至
 リ始テ代理人代言ハ一ノ職業トナシ之ヲ公認
 シ其職務ヲ定メ之ヲ「プロキラー」ト稱
 セリ蓋シ代理請求者ノ義ニ今日ノ代言人は是
 ナリ
 又英國ニ於テノ沿革ハ代言ノ免許ヲ得ルニ試
 験ヲ用ヒス此業ニ從吏シタルモハ封建ノ制
 其極ニ達シ長子相続ノ法其力ヲ逞フシタル
 末ニ男ニ男ノ子孫ハ家産ノ一塊トモ受ケル

銀座 伊東屋製

力出来ス或ハ寺院ニ入テ僧侶トナリ或ハ法廷
 ニ出入~~ル~~法律ノ丁ヲ執リ其生ヲ管ミシヨリ起
 リ比台位置アル人ノ子孫ニテ所謂士人~~ニ~~法廷ハ
 独リ倫敦ニアリタルヲ以テ地方ヨリ笈ヲ負テ
 同存ニ遊学スルノ法律学士アリ南庭ノ期ニ際
 シ地方ヨリ出張スルノ法学者アリテ皆法学院
 ニ来テ止宿スルヨリ皆晩食ヲ共ニシ依テ以テ
 相親睦シ相矯正スルノ風ヲナシ終ニ會食ハ法
 律家同業ノ務トナリ法律家全群ヲ制御スルハ
 只會食ノ教ヲ示シ風ヲ示スノ外他ニ途ナキニ
 至リタルヨリ始リシト~~見~~今日ニモ此風残り
 法律ノ業ニ従事スルノ免許資格ヲ得ヨウト思
 ハハ必ス成規ノ度数~~ト~~會食ヲ要シ又會食アル
 度ニ達セヤレハ學術ノ試験モ受ケルヲ出来又
 規則ニ

歐洲各国死刑執行方法
 佛、バ、リヤ、希臘、白耳義
 用フル国

銀座 伊東屋製

6

楷梯ト云ハシ
 書考スヘシ
 方六ヶ敷場合ニハ
 西村ニ引請サシ
 ナタルニ使換
 人前ニ倒ルハ足
 後口ニ出シハニ
 勿論判シ
 做カ如シ人後口
 へ反リ返ルハ足
 前ニ出テ又
 其者今追歩ニ来
 リシ村ニテ死遂
 タルモト見
 村方ニ引請サシ
 ムルニ今其理由
 ヲ考フルニ
 引請サシメ又ハ
 面ヲ下ニ伏シ
 タル節ハ足
 割合ニ村境ニカ
 リタル死頭ノ村
 方ニ死体
 倒タル死者ナレ
 ハ壁ニ死体ノ總
 丈七分三分
 境ニカ、リタル
 行倒人等モシ面
 ヲ上ニ伏仰向

三 絞臺絞架ノ類ヲ用フル国
 普、暹、諾威、瑞西、瑞典
 四 銃殺スル国
 英、澳、合衆国、魯、西班牙
 旧幕ノ比ハ村境ニカ、リ行倒人其他
 変死者アリ
 リフル場合ニハ死体引請方ニ付村々互ニ
 其責ヲ逃レシ彼是申争ヒ苦情少ナカラ
 サリシヤニ
 旧幕村境行倒人
 檢使心得
 聞キシカ当時檢使ノ心得トナシタル
 規則ハ村

銀座 伊東屋製

6x0

別

中ヨリ摘メハ
 加州藩公克場ノ慣例ニヨレハ寛文ノ比迄ハ盜
 品ノ多少ニ拘ラス盜賊ハ拳テ死刑ニ処セラレ
 タレモ寛文八年主人ノ馬ノ飼料大豆及ヒ此ヲ
 盜取タル者アリシニ公克場ニ於テ詮議ノ末伺
 ヲ經テ右罪人ノ鼻ヲ切り追放スルヲ定マレ
 リ其後刑罰漸ク寛ク加ヘ元禄ノ頃死刑ニ処セ
 ラレタル程ノ盜賊ニテモ宝永正徳ノ頃ニ至テ

織田右府カ京師ヲ治メシ一錢切ト云令ヲ発
 セリ一錢切トハ一錢ヲ盜ケモハ皆斬罪ニ処
 スルノ法ト日本外史ニアリ又重野成齋氏ハ
 伊勢貞丈カ安齋隨筆ヲ引キ其誤謬ヲ論シ一錢
 切トハ一錢限ト云丁ニテ罪人ヨリ過料ヲ出サ
 シメ其過料ヲ收取ルニ役人ヲ遣ハシ其犯人ノ
 貯ヘ持タル錢ヲ有ル限リ取上ケ僅カニ一錢持
 タルトモ其一錢限リ不殘取上ル丁ナラントセ

一錢切

五

八

能登

別

別

別

戸及	八石	姓	寛	ヲ	レ	忍	發	吉	宝	リ	ヲ	同	取	賣	一	ノ	元	ハ
及	五斗	請	政	行	ト	入	覺	兵	永		レ	十	ラ	渡	石	雇	祿	追
七	盗	三	二	ハ	ノ	晒	又	衛	六		且	一	サ	ス	五	人	十	放
大	取	郎	年	シ	了	布	吟	ト	年		フ	十	ル	可	斗	仁	年	代
坂	リ	ト	越	タ	二	十	味	云	越		京	三	内	キ	盗	兵	能	刑
二	追	云	中	リ	付	七	ヲ	云	中		江	日	其	ヲ	取	衛	登	=
行	放	者	国		キ	反	遂	モ	国		大	大	登	約	其	ト	国	処
了	代	同	新		先	盗	ケ	ノ	放		坂	救	覺	シ	内	云	富	セ
ヲ	刑	類	川		例	取	ラ	物	生		=	逢	シ	五	者	木	木	ラ
禁	=	共	郡		ヲ	追	レ	置	津		行	ヒ	斬	斗	同	地	頭	シ
セ	処	謀	天		以	放	タ	場	野		了	領	罪	八	類	頭	町	タ
ラ	セ	村	正		テ	=	ル	=	久		ヲ	国	=	共	村	村	村	リ
レ	ラ	家	寺		吉	十	節	忍	江		禁	ヨ	処	謀	家	八	頭	尚
リ	シ	物	開		兵	リ	宝	入	屋		セ	リ	セ	村	入	地	町	ホ
文	且	置	削		衛	タ	永	米	吉		ラ	追	ル	名	忍	頭	五	三
化	フ	場	地		ハ	ル	三	八	右		放	放	可	町	入	五	郎	一
十	京	=	新		追	モ	年	石	衛		セ	セ	知	斗	リ	郎	兵	例
四	江	忍	水		放	ノ	村	ヲ	門					受	米	衛	衛	ヲ
年		入	吞		代	一	家	盗	ノ									ア
		米	百		刑	リ	=	シ	一									

銀座 伊東屋製

加賀国河北郡木津村水呑百姓八兵衛ト云モノ
隣家物置場ニ忍入り米十一俵盗取りタル科ヲ
以テ追放代刑ニ処セラシ享江戸及ヒ大坂ニ行
クドテ禁セラレタリ降リテ文久元治ノ頃ニ至
テハ着物三十品若クハ銀三百目(錢三十貫文
ニ当ル)以上ヲ盗取ルモハ斬ニ処シ竊盜三
犯ハ盗品ノ多クニ拘ラス斬罪ニ処セラレタリ
凡ソ犯罪ニハ四大要素アルヲ要ス
犯意ノ了
(一)刑法ニ罰條アル
(二)罪体ト為ルニ足ルハ
キ行為アル(外形要素) (三)其行為權利又
ハ職分ノ実行ニ非サル(不正ノ要素) (四)
其行為ノ犯罪タルヲ知り之ヲ為ント欲
シタル(内部ノ要素)
(一)犯罪ニハ
犯意ハ之ヲアナンシヨシト云ヒ之ヲ刑
責ニ用フレハ意志ヲ犯罪ニ向ハシルノ謂
總テ犯意ト云ハナシ何トナレハ犯罪ノ由テ生
スル行為ヲ為サント欲スルノ意志ハ之ヲ
オロンテト云ヒ内部ノ自由ト一般犯罪ヲ

録座 伊東屋製

別

構成スルニ必要ナレハ其意志ヲ犯罪ニ向ハ
 レルニ二種ノ別アリ
 (一) 犯人其所為ノ犯罪タルヲ又ハ其所為ヨリ犯
 罪ノ生スヘキヲ知リテ即チ之ヲ為ント欲
 為スモノナリ
 (二) 犯罪ニ因テ生シタル行為ハ之ヲ為サント欲
 又為シタルモ其犯罪ヲ目的トセサルヲアリ即
 チ一般犯罪ヲ組成スルニ必要ナル意志ハ存在
 スレバ所謂意向ヲ全ク缺クモノナリ又犯罪ト
 ナモノアリト民
 遠時ニ義務ノ如ク
 約因コレハ間接ノ犯
 意ニ犯罪ノ如ク一定不易ノモノニ非ス故ニ
 コレハ恰モ契約ノ遠因ヲ知ルノ必要ナキカ如
 ク犯罪ノ成立ニ關係ナレ(但シ例外ノ場合並
 ニ酌量減刑ハ此限ニ非ス)之ヲ要スルニ人ハ
 情々ヘキ原因ヨリ善行ヲナシテ一般ニ
 嘉ニスヘキ原因ヨリ犯罪ヲ為スヲアリウ可
 レハナリ
 有意犯ニ非ス即チ犯罪ナキ者ヲ罰スルノ場合
 ハ明文ヲ以テ特示セサルハナシ且ソ此無意犯
 ヲ罰スル場合ニハ必ず有意犯ヨリ輕シコレハ

銀座 伊東屋製

Handwritten notes on the right page, including the characters '別' and '別' written vertically.

別 別

過失罪ト刑ヲ輕フシ以テ之ヲ罰スルノ法律
 アレハ正利其和ヲ失ハス
 犯意ハ一般ノ重輕罪ニ必要缺ク可ラサル
 敢テ疑ヲ容レサル所ナレト違警罪ニ付テハ刑
 法学者ノ論未ク一定セズ
 犯意ハ必スレモ奸悪心タルヲ要セズ只法律ニ
 罰スルヲ為ント欲ク為レタルハ即チ犯意
 ナリ奸悪心ノ如キハ犯因ノ部内ニ入り法律ノ
 干係ヲ生スルモノニ非ス又罪ト為ルハキ莫
 ヲ知ラズ又犯レタル場合ニハ存セストス
 刑日法本
 第七十七條 獨乙刑
 第五十九條 露西亞刑法九十九條 罪本重キヲ知
 ラズ又犯レタル場合ニハ罪トナル一キ莫
 知ラサル場合ト法理ヲ異ニセズ其重キニ從テ
 論スルヲ得サルヲ常則トス例ハ祖父母ヲ
 ルヲ知ラズ又祖父母ニ對シ殺傷罪ヲ犯レタル
 如キ場合ニハ日本及ヒ佛國ノ刑法ニテハ其刑
 ヲ重クス日佛刑法三百六十二條ニ條下以テ是レ其罪ノ
 本重キモノ然レバ暗夜ニ乘スルカ若クハ幼
 ニ又相別レ其面ヲ識ラサルモノニ又祖父母ヲ
 殺傷スルヲアレハ此場合ニハ其重キ点ニ付テ

銀座 伊東屋製

以下

佛國

判例ノ一決スル所ナリ

憲法ノ一大原則トシテ
 司法權獨立ノ一
 又一國施政ノ完ヲ得
 爲行政ト司法ヲ
 分テ又一分立セシムル
 必要トス行政ニ對ス
 ル司法官獨立ノ程度ヲ
 テ人權保護ノ厚薄ヲ
 知ルヘシキ七百九十
 一年佛國革命時代ノ憲
 法ニハ人民ヲ裁判官ヲ
 撰掌セシムルノ方法ヲ
 以テ其不羈獨立ヲ維持
 セントシタリ是レ畢

司法權獨立

行政

判例ノ一決スル所ナリ

別

ハハ犯意ナクハ犯シタルモノナレハ刑罰ノ
 責ヲ負ハレタサル所以ナリ尤モ此一點ニ付テ
 モ無責罰ノ原則一般ナラス

更實ノ錯誤ハ罪トシテ之ヲ罰セサルモ法律ノ錯
 誤ハ犯意ナキヲ理由トシテ刑罰ヲ免ルノ原因ト
 ナラス是レ他ナレ一旦公布セラレシ法律ハ各
 人民ニ於テ之ヲ知ルノ義務アレハ然レモ
 際法律ヲ知ル能ハサル正当ノ理由ヲ証明スル
 ニ於テハ其責ヲ免シシメサル可ラス是レ條理
 ノ許ス所ニテ明文ナキ國ニテモ如佛國ノ從來裁

更實

別

如佛國

英国

米國

所ノ官制ヲ公布シ第十二條ニ
 裁判官ハ刑吏
 リ日本モ明治十九年五月四日ノ勅令ニテ裁判
 女王ノ勅撰シ玉ヲ終身官ヲ以テ之ニ充ツルナ
 キモトス英國ニテモ全ク行政ト分立セシメ
 マテモ其憲法ニ悖ルモノハ之ニ從フノ義務ナ
 反スルヤ否ヲ裁判スルコトヲヤヘク國會ノ決議
 力殊ニ強ク大統領ノ行政処分モ其法律ニ
 同國ノ為ニ嘆スヘキニ米國ニテハ司法官ノ權
 力殊ニ強ク大統領ノ行政処分モ其法律ニ
 同國ノ為ニ嘆スヘキニ米國ニテハ司法官ノ權
 力殊ニ強ク大統領ノ行政処分モ其法律ニ
 同國ノ為ニ嘆スヘキニ米國ニテハ司法官ノ權

共和政府ヨリ新任セラレサル者ハ皆其職ヲ罷
 數ヲ減テスルノ目的ニテ發令ヨリ三月内ニ
 此大制度ヲ傷ケリ蓋シ其主旨ハ全國裁判官ノ
 年八月ノ法律ヲ以テ政界上ノ理由ヨリ始メテ
 ラス依然トモ變セザリシニ去ル千八百八十
 身官トシタリ而シテハ十餘年間數度ノ變亂ニ拘
 司法官ヲ勅任シ其獨立ヲ維持スル為之ヲ
 ト公平トテ欠ク弊アリタシハ永キヲ俟タス
 果ヨリ去ヘハ却テ裁判官ニ要スル特別ノ識見
 竟久ク司法權ノ振ハサリシ反動ニ
 實際ノ結

銀座 伊東屋製

裁判又ハ懲戒裁判ニ依ルニ非ヤレハ其意ニ反
 々退官及ヒ懲罰ヲ受ケルナシトアリテ初
 メテ司法官ノ權利ヲ張ルニ至シリ
 府縣債ノ利害
 地方廳ニテ府縣會ト協議ノ上公園設置道路開
 鑿ノ為ニ臨時費ヲ要スルハ寄附金ヲ促ス力
 早計ナレハ是甚不確ニ初メヨリ其額ヲ豫定
 ス可ラス又人民ニ分課セシメレカ已ニ国税地
 方稅協議費オアリ此上ノ負擔ニハ堪ハサルナ
 リ然ラハ如何セシカ唯府縣債ヲ募ルノ權ヲ地
 方官ニ与フルナリ然レハ唯普通ノ費用ニ供ス
 ルニ非ス先ツ府縣ノ名義ヲ以テ公債ヲ記シ一
 時ノ支弁ニ供シ而テ漸次地方稅ヲ以テ次第々
 ヲ其元利ヲ消却シ行クノ趣向ナレハ財產家
 ハ喜テ資産ヲ投シ貧民ハ其地ノ後ニ繁盛ニ赴
 クヲ喜ヒ又一時ニ土木ノ起シハ貧民ハ路上ニ
 徒ラニ徘徊スルヲ要セズ餬口ノ道ヲウシム之
 ニ從テ所ノ利益ハ又少小ナラサル之併ニ乍ラ
 之ヲ起スニ大切ナルナリ餘^リ地方官カ隨意ニ

銀座 伊東屋製

原文
誤

之ヲ使用スルコトヲ防クノコトナリ先ツコトニ四
 條ノ約束ナルコトヲ可ラスコトニハ政府ヨリ地
 才債條例ヲ発スルノ督スルヲ要ス
 第一府縣債証書ニ法律上一人ノ負債ノ証件
 則金子借用証書ト同一ノ性質ヲ有セシムヘシ
 北米聯邦諸州ニテハ己レノ尊嚴ヲ失墜セシ
 ヲ恐レ管下ノ人民ニ對シ被告ノ地位ニ立ワ杯
 ハ有マシキト極メテ旧來ノ憲法ヲ改正シ法
 律上ノ義務ヲ免レタリ之ヨリ又新ニ公債証書
 ヲ發行スルモ之ニ應スル者ナキニ困シタリ
 策ノ最モ拙ナルモノ
 第一府縣債ハ年賦ヲ以テ成ルヘク迅速ニ償還
 セシムルヲ要ス英國ノ地方債ノ有様ハ地方廳
 ニテ勝手ニ募集スルコト能ハサルノコトナラズ直
 接間接ニ中央政府ノ干渉ヲ蒙リ殊ニ償還ノ
 法ハ一々其許可ヲウレヲ要シ頗ル不自由ナレ
 此地方廳ヨリ額出フル償還ノ期限ハ如何ニ長
 キモ頓着セズ例ハハリストルニテハ十
 年口ツクテ一ルニテハ百々年ハリフ
 ニテハ百十年ノ長期公債ヲ募集セリコトニヨ

銀座 伊東屋製

夕 覺 へ 夕 々 之 ヲ コ 一 二 載 ス
 一 賜 十 十 十 終 之 ヲ 摘 テ 論 ン 夕 夕 大 二 面 白
 一 旅 人 一 驚 セ シ ム 一 八 實 二 德 川 政 府
 此 今 日 二 至 心 迄 田 野 拓 ケ 財 産 平 均 一 西 洋 渡 来
 一 一 此 些 カ 自 由 ノ 發 達 一 妨 ケ 夕 夕 力 如 夕 夕
 一 一 古 来 施 政 上 民 命 一 重 ン 一 德 川 氏 一 世 二 至
 一 一 誤 リ 夕 夕 片 一 豪 農 兼 併 一 弊 一 生 セ 一 夕 夕 我
 一 一 國 一 農 民 大 一 十 一 一 家 相 應 一 幸 福 一 享 有 ス
 一 一 一 古 来 施 政 上 民 命 一 重 ン 一 德 川 氏 一 世 二 至
 一 一 一 此 些 カ 自 由 ノ 發 達 一 妨 ケ 夕 夕 力 如 夕 夕
 一 一 一 旅 人 一 驚 セ シ ム 一 八 實 二 德 川 政 府
 一 一 一 賜 十 十 十 終 之 ヲ 摘 テ 論 ン 夕 夕 大 二 面 白
 一 一 一 夕 覺 へ 夕 々 之 ヲ コ 一 二 載 ス
 一 一 一 夕 覺 へ 夕 々 之 ヲ コ 一 二 載 ス

銀座 伊東屋製

別

第三

地方債ヲ以テ私立會社ノ株券ヲ買入レ或

ハ保護金トシ之ヲ會社ニ与テルヲ禁スルヲ

要ス

富ノ平分ノ了

法律學士木下廣次氏帝國大學教授ハ嘗テ公賣処分法

要ス

別

第一

西洋諸国社会近時ノ有様ハ貴族平民ノ
 區別漸々ニ消滅シ豪富ト貧民トノ區別アリ富
 者ハ少数ニテ貧者常ニ多数ナリ富者ノ給ス
 ル賃銀ヲ以テ僱ニ其妻子ヲ育シ其死其生唯富
 者ノ左右スル所ナリ右貧富ノ區別ハ一朝一夕
 ニ生シタルモノニ非ス富家ハ代々富家ナリ貧
 家ハ代々貧家ノ貧家ノ富家ヲ見ルノ懸殊ノ如
 ク方ニ其肉ヲ喰ハントスルノ勢アリ是ヲ以テ
 貧民ハ常ニ騷乱ヲ冀ヒ變動ヲ祈ル無教育ノ然
 ラシナル所トハ虽モ終世身力ヲ勞メ富家ノ驕

奢ニ供シ顧テ妻子ヲ見レハ往々饑寒ニ迫リ社
 會ニ訴ルモ社会答ヘス富家ハ自重自衛ノ當テ
 知ラサル者ノ如シ様ノ艱難ナル人ヨリ云ハ
 ハ騷乱變動ヲ冀フハ人情ノ当然ニテ大ニ怪シ
 可キモノニ非サルニ右貧富ノ争ニ近年其歩ヲ
 進メ歐洲諸国ノ内政ハ此一点ニ止マリ後來不
 測ノ變乱ヲ生ントス我國古來田地ノ平均ヲ得
 幸ニ貧富ノ争ヲ生シタルノ後々ハ從来ノ
 人モ同シク其幸福ヲ享クノ所ルノ書曰民
 者天下之本本固則国安

銀座 伊東屋製

別行

第二 家ヲ愛スルノ情推テ國ヲ愛スルノ赤心
 トナルハ人情ノ普通ニ若シ其室家ヲ育テ能ハ
 ス其生命モ亦他人ニ左右サレ工場ヲ求テテ遷
 移シ賃銀ヲ追テ奔走シ風雨ヲ蔽ハント欲スル
 ニモ屋賃ヲ要シ畢世浮浪流離ノ民ヲラハ其一
 家給育ノ了スラ思慮スル能ハス況ンヤ愛國心
 杯ハ其念頭ニ生スヘキ暇ナシニ必竟忠義ト云
 ヒ報國心ト云フモ皆自己ノ一身上ニ餘地ヲ生
 シ其身ヲ顧ルノ暇アリテ後ニ社會ノ礼節ヲ知
 ルモノ之已前西洋十三期ノ比英國ノ田地分割
 小所有者ノ數夥多ナリシ中英佛百年ノ戰アリ
 此戰ニ於テ佛ノ武人ヲ窘シテ至知勝利ヲ獲
 タルハ右ノ小所有者ノ手柄ニ又希臘ノ盛ナル
 財產共有ノ制ニ基キ羅馬興隆スルヤ都人士
 皆多ク田地ヲ所領シ其衰フルヤ豪族兼併ノ
 弊ニ由ル當時瑞西國內ノ一ニ部落ハ領田又ハ
 共田ノ制ニ屬シ部内ニ貧人ナリ部民リ悉ク部
 政ヲ擔任シ愛國心ニ深キ世人ノ知ル所ニ日本
 封建ノ中武人ハ武風ヲ維持シ礼儀廉恥ヲ尊シ
 各其國吏ヲ負擔シ數百年ノ間世ノ標準トナリ

銀座 伊東屋製

落ノ所有地トシ部落共同ノ制ハ各自独立ノ制
 一部落ノ全体ニ屬シ各部落牧畜ノ地ヲ畫テ部
 以テ其生活ノ基礎トナス故ニ土地ノ所有權モ
 ノ思想始テ顯ルル然レモ此時代ハ部落共同ヲ
 見テモ轉ルル手ヲ續テリ牧畜時代ニ至リ土地所有
 獸草木等人間自ラ持テウル物ニ限レリ
 獵ノ時代ニテハ所有權ノ思想至テ狭ク單ニ鳥
 トナリ更ニ進テ耕作ノ世トナリタルナリ其漁
 太古ニ在テハ漁獵ノ生活ヲ始メトシ後ニ牧畜
 田制ノ了
 奪スルニ至ル故ニ孟軻曰無恒産者無恒心
 ハ其欲心禁スル能ハス遂ニ他人ノ物ヲ竊取横
 動カス況ンヤ無教育ノ貧人ニテ饑寒ニ逼ル者
 他人ノ安逸ヲ見テハ尋常ノ人モ羨欲ノ心ヲ
 ハ教育ノ有無ヨリモ饑寒ニ逼テ刑ニ觸ル者多
 饑寒後ニ迫ルニ由ル其内ニ就キ更ニ區別スレ
 第三ニ凡ソ國家犯罪人ノ原因ハ教育前ニ失シ
 ルニ由ル故ニ曰衣食足而知礼節

86
 田制ノ了
 45
 人子
 86
 和

銀座 伊東屋製

魯西亞

別

田ヲ受ルヲ通則トスレモ地方ニヨリ或ハ戸主
 法ハ凡ソ村落ノ住民ニ丁年以上ノ男子ハ班
 モ山間村落ニ至レリ共同法ヲ存スト云右班田
 共収ノ法ナリシモ當時ハ總テ班田制トナル尤
 ケハ現ニ皆村落共有ノ制ニ昔時ハ村落共耕
 魯國ノ土田ハ帝室并ニ貴族ニ屬スルモノヲ除
 リ之ヲ諸國ノ实例ニ照ラヌ
 終ニ其制變々己人私有ノ制トハナリタルナ
 各其長者ノ配下ニ屬シテ土田ヲ共有セリ然
 制ヲ生セリ部落ノ土田ハ族長ノ私有ニ親族
 所有權ハ部落ニ屬シ單ニ年期限内ノ收穫ヲ享有
 スルニ止マレリコトニ至テ再變々一。族共有ノ
 期ヲ定メテ耕作シ期滿テ改班ス左レ。土田ノ
 制トナリ部落ハ土田ヲ班ワテ各族ニ分配シ年
 ヲ全クスルニ切ナシハコトニ其制變々班田
 スルニ當テハ一己ノ働カヲ逞クシ一己ノ資格
 ハ存テ耕地ヲ私有スルニナカリシカ人ノ進歩
 人トシ共立ノ勢ヲ生セリ然レ。部落共同ノ制
 能ハス耕作時代ニ至リ始テ土地所有權ト一。制
 ヲ容ル。了能ハス一人ニテ土地ヲ私有スル

銀座 伊東屋製

二班ノ或ハ婚姻者ニ班ワアリ又改班ノ年數ニ
 地方ニヨリ六年或ハ十二年或ハ十五年ノモ
 アリ大抵九年改班ヲ普通トス又大政府ノ人
 調査アル毎ニ必ス改班スルヲ常則トス班田ノ
 時節其仕方等班田万変ノ丁ハ村民過半数已上
 ノ集會ニテ決ス各村落ノ土田ヲ分テ上中下ノ
 三種トス毎等ノ土田ハ廣サ五或ハ六ノ十
 長サニ百或ハ八百ノ十トルノ帶形地ニ小分シ
 毎等各種小分ノ帶形地ヲ取合セテ一人ノ受前
 トシ抽籤ヲ以テ之ヲ授ク故ニ一人ノ部令ハ必
 ス上中下三等土田ニ就テ各其小部分ヲ占領シ
 亦公平勿ラシク總テ土田ハ皆各村落ノ所有ニ
 屬シ住民ハ單ニ使用權ヲ有スルノ唯其家屋
 庭園ハ住民ノ私有物ト定メ子孫相統スルヲ許
 スコシトテモ自由ニ処置スルヲ許サズモ
 他村ノ者ニ賣買セシト欲セハ必ス村落ノ認諾
 ヲ要ス魯國ノ村落ハ戸主ヲ重シク戸主死スレ
 ハ長男若クハ戸主ノ兄弟之ヲ相統シ一家ノ動
 産ハ相統ノ戸主ニ屬シ諸子ニ分配スルヲ少ク
 婦女子ハ一切ノ權ナク唯結婚ノ片戸主ヨリ結

銀座 伊東屋製

該	其	共	才	又	夕	作	田	其	作	該	時	獨	耕	幼	迎	隨	地	納
撒	勞	二	ラ	二	二	セ	領	地	ス	撒	ノ	逸	作	稚	テ	方	金	
又	ヲ	收	ス	但	夕	三	授	ヲ	ル	ノ	状	墾	之	ノ	多	二	ヲ	
云	取	穫	云	ハ	ス	四	ス	葉	モ	書	ヲ	地	良	ル	キ	ト	云	
日	リ	之	日	ハ	云		ノ	下	永	二	知	ハ	人	ニ	故	一	ル	
身	休	今	身	西	耕		ノ	更	代	日	ル	該	ハ	丁	家	婚	ノ	
曼	者	年	曼	長	作		ノ	二	一	耳	ヘ	撒	尚	年	長	者	之	
人	ト	耕	人	ハ	者		ノ	他	地	曼	シ	ハ	禪	ノ	ハ	多	又	
在	其	又	ノ	平	ノ		ノ	地	ヲ	人	シ	該	一	妻	其	シ	土	
国	收	若	土	人	ノ		ノ	ヲ	耕	ハ	タ	撒	中	女	子	ハ	田	
者	穫	者	田	日	ノ		ノ	耕	作	二	タ	ハ	二	ヲ	孫	班	ヲ	
ハ	ヲ	ハ	境	ヨ	ノ		ノ	者	ス	ノ	タ	記	啼	配	一	田	婚	
土	共	明	界	制	ノ		ノ	ヲ	ル	記	ス	録	泣	之	早	ノ	者	
田	享	年	十	度	ノ		ノ	常	ノ	録	ヲ	等	ス	婚	婚	部	二	
ヲ	ス	休	ク	即	ノ		ノ	二	二	等	見	テ	ル	ヲ	之	分	班	
耕	ス	息	共	然	ノ		ノ	移	年	テ	ル	當	ヲ	故	嫁	モ	ツ	
作	ス	之	二	謂	ノ		ノ	任	二	當	ト		ト	二	ヲ			
以	テ	他	耕		ノ		ノ	耕	年									
	テ	人	之		ノ		ノ	土	二									
	テ	代	テ		ノ		ノ	土	年									
	テ	下	テ		ノ		ノ	土	二									

別行

別行

別行

別

獨逸地利

別

ハキスタウセニ氏書
國記
ルル氏歐洲職人論
アリスキ氏書人論

86
古

銀座 伊東屋製

クリスティー
著
参考スヘシ

テ成役者ヲ給養シ翌年ニハ在国者戈ヲ執テ干
 役ニ成役者歸テ耕作ス耕作地書シ氏普魯西
 英国ト諸国ニ先々々嚴然タル封建制度ヲ設立
 シ豪族各土田ヲ私有シ遷延今日ニ至リ封建ノ
 形ハ存セサルモ土田ノ所有ハ諸国無比ノ不平
 均ヲ生シ共有ノ制ナトハ曾テ知ラサルモノ
 如シ左レ此國ニ獨ルト同様ニ部落共有ノ制
 アリシハ諛撒云アリタニヤ人ハ專ラ肉食ヲ
 以テ生活スト云ヘリコレ牧畜制ヲ示シタルモ
 ノニ同制ニ密着シタル部落共有制ノアリシ
 ハ又疑ヲ容レヌウタルタリスコツトカ及
 委員ト英国海岸ヲ巡見セシヤオルク子一井ニ
 シトランドト唱フル島ニテハ毎邑ノ土地
 ハ共有ニ耕地ハ邑民ニ班授シ山林牧地ハ共
 同使用ノ制度アル丁ヲ榮見シ其記録ニノセ又
 自家著制ノ十説ヲパイルトニモ綴録セリ
 殊ニモナステルト稱スル十説ニハ自國
 村落ニテ前代ニ存セシ田制ノ丁ヲ述ヘシ
 トランドノ制ト同様ナル
 年頃百人七十
 他

英吉利

銀座 伊東屋製

別

伊

班牙諾威瑞典荷蘭白耳義等ノ諸國ニモ部落共
 伊國モ中年代ニ親族共有ノ制ヲ有シ葡萄牙西
 部諸共有モ存在セシトハ推知ス可キ
 雜記ニ明瞭ニ左ナレハ親族共有制ノ元祖ナル
 族共有ノ制即チ氏ノ長者ノ制アリタルトハ諸
 國ノ遺風ナリ又中年代ノ比ハ全國至ル所ニ親
 屬スルヲ禁スルヲ得サル制度ニ即チ古代制
 ノ頃迄存在シ各人ハ收穫後其土地ニ他人ノ牧
 又自由牧畜ヲベシ又バチールノ制ハ革命
 代筆カ記錄中往々村落共有財ノ事ヲ載セタリ
 又自由牧畜ヲベシ又バチールノ制ハ革命

佛蘭西

別

如クナレバ羅馬人ノ支配トナリシヨリ已來制
 度皆羅馬ヨリ豪兒ノ支配官トナリシヨリ已來制
 度ハ各地ニ存シ諾耳曼人カ英國ヲ押領セシ比
 ヲリ土地ノ制俄ニ一變シ古來共有ノ制ヲ消滅
 セシメタルモノナルヘシ
 諸國ハ豪兒國ノ比ヨリ已ニ私有ノ制アリタル
 如クナレバ羅馬人ノ支配トナリシヨリ已來制
 度皆羅馬ヨリ豪兒ノ支配官トナリシヨリ已來制
 度ハ各地ニ存シ諾耳曼人カ英國ヲ押領セシ比
 ヲリ土地ノ制俄ニ一變シ古來共有ノ制ヲ消滅
 セシメタルモノナルヘシ
 諸國ハ豪兒國ノ比ヨリ已ニ私有ノ制アリタル
 如クナレバ羅馬人ノ支配トナリシヨリ已來制
 度皆羅馬ヨリ豪兒ノ支配官トナリシヨリ已來制
 度ハ各地ニ存シ諾耳曼人カ英國ヲ押領セシ比
 ヲリ土地ノ制俄ニ一變シ古來共有ノ制ヲ消滅
 セシメタルモノナルヘシ
 諸國ハ豪兒國ノ比ヨリ已ニ私有ノ制アリタル

銀座 伊東屋製

埃及
別

瑞西
別

此由ヲ載セタリ	埃及ノ土田ヲ領ケ平等ノ部令ヲ国民ニ配授セ	埃及ヘロドタスノ見聞録ニセバストリ	埃及ノ建國尤モ古ク田制ノ了等明カナラスト	存在此日耳曼古代ノ法制ヲ傳フルモノナラシ	限ルナリトシテコシ多ク日耳曼近接ノ部族ニ	班田ノ制アリ或ハ部民ヲ數等ニ命テ使用權ヲ	權ヲ有ス尤モ使用權ノ廣狭ハ各部ノ制区々ニ	牧地耕地ノ三種ニ命テ部民ハ各其土田ノ使用	稱シ諸人ノ共有地ト云フ其土田ハ大抵山林	ノ制ヲ存ス部落ノ土田ハアルマンテソト	ノ慣習ヲ存シ土地ノ所有權モ古代ノ部落共有	知ル所之其自治ノ有極總會ノ模範等全ク古代	毎歲一度總會ノ諸吏ヲ議定ス此等ハ皆諸人ノ	住民各立法權ヲ有シ代議ノ体裁ニヨラス部民	ノ制ヲ有シ就中ユリ、シウツ、カラソ	瑞西ハ部落ノ連合ヲ以テ邦ヲ建テ部落各自治	有親族共有ノ兩制或ハ現在シ或ハ其跡ヲ存ス
---------	----------------------	-------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	--------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-------------------	----------------------	----------------------

銀座 伊東屋製

此地土耳其ノ支配
タリシ比全面積ハ
ソ四千七百萬エータル
ハ千四百萬ハ「テール」
部ニ残リハ

32

亞刺伯

虽モ班田ノ制ヲ指セテナルヘシ其後土耳其領
 トナリテヨリ莫皆回々教旨ニ依リ全国ノ土田
 ハ總テ国王ノ私有トナリ古代ノ了復考可キモ
 /ナシ
 亞刺伯ノ歴史上ニ顯レシハ牧畜時代ニテ日耳
 曼ノ「マルク」ト制度ヲ同クセリ今日猶刺人
 ノ住スル國ハ偏ク部落共有ノ制ヲ存ス亞弗利
 加ノ「アルゼリヤ」ハ佛領ナレト元ト刺人移住ノ
 地ニ此地ノ田制ハ共有多數ヲ占ム同地ノ代議
 士「トル」ニ「エ」ノ報告ニヨリ「サハラ」部
 之「テール」部ニテ百五十萬「エ」タル政
 府ニ屬シ三百万ハ部民ノ共有ニ屬シ五百萬ハ
 政府ニ屬スレシ比部落共同使用權ヲ有ス僅ニ三
 百萬ハ各自ノ私有地ニテ百五十萬ハ親族共有
 地ニ「サハラ」部ニ於テ三百万「エ」タル
 ハ沙漠開墾地ニテ各人ノ私有地トシ二千三百
 萬ハ共有地ニテ其他佛國帝國提督「ル」ラド
 「ン」ル氏ノ記録ニハ「ア」リカ「ヨ」ロ「フ」シ
 人ノ地ハ悉皆部落共有制ニテ每歲酋長ハ部内
 ノ長老ト評議シ各戸ノ需要相當ニ土田ヲ分班

銀座 伊東屋製

別

伯路

墨西哥

ハ此二国ハ私有權ノ度ニ達セシカ如シ然テ	テハ一人ノ私有權ヲ以テ原則トナス位ナシ	又希臘羅馬ノ丁ニ及ンテハ羅馬律ノ本義ニ基	男子ナレハ女子ノ部ニ二倍スト云	班田ノ分部ヲ増加ス其増加ノ部分ハ出産ノ子	結婚スレハ部落為ニ家屋ヲ建築シテ之ニ子ハ	人口ノ多寡ニ依テ班授ノ差等ヲ設ク乃チ男子	トシ部民ニ班授ス班田ノ法ハ毎歲改班シ毎戶	田トシ一ハ政府ノ公田トシ一ハ部民ノ共有田	伯路ニテハ部落ノ土田ヲ三分シ一ハ教門ノ公	屋一邑ヲ編成スル所モアリト云フ	公費ニ供スル部落アリ或ハ家屋迄モ共有シ一	授ニ他ノ一部ハ共同耕作シ收穫ノ果実ヲ以テ	トシ其他ノ土田ハ二分シ一部ハ毎歲各戶ニ班	ヲ見ルト云フ其制タル家屋庭園ハ住民ノ私有	墨西哥ニテモ部落其土田ヲ共有スルモノアル	ズル由之是第八全ク魯西亞並ニ瓜哇ト同制ナ
---------------------	---------------------	----------------------	-----------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

銀座 伊東屋製

リコクニトドレ并ニコロドレノ人民其王ノ
 虐政ニ堪ヘス去テシ、ールニ来リ移住セシニ
 故アリテ再ヒリバリ嶋ニ移住シ海賊ノ来襲
 フ防ク為ニニ手ニ分レ一手ハ嶋地ヲ耕シ一手
 ハ専ラ防禦ニ任シ耕作ノ地ハ共有地トシ共耕
 共收シ食麦ハ常ニ一同會食セリ其后リバリ
 ノ耕地ハ各人ニ班配シ属嶋ノ地ハ依然共制ノ
 制ナリシモ程ナクニ十~~年~~年毎ニ班田スルコト
 ナレリ右ノ記録ニ付キセオシハ希臘ノ會食制
 ハ古代共有制度ノ遺風ナリト主張シテリ
 リ嶋ノ共耕共收ノ會食シタルノ一遺實ハ世
 ニライカレガスカ遺制ニト訛傳タル希臘會食
 ノ制ノ根原ヲ知ルニ足レリ抑モ土地ノ菓實ヲ
 共食スルノ精神ハ土地ヲ視テ各人ノ私物トセ
 ス諸人ノ因テ生活スル共有物ト定メタレハ十
 リ故ニ此制ハ土着時代ニ起リシニ非ス其前漂
 泊時代ニ基源スルモノナリ此制ハ又希臘固有
 ニ非ス伊吉利ニモ同時代ニ存在セシト明カト
 リアリストト云フコトヤシレ人カ漂
 泊ノ生活ヲ考テ土着セシ其王ハ會食制ヲ設

銀座 伊東屋製

又ビオレ云々
 生活ニ就カレタリト云ハ
 同氏ノ名ヲ假リテ附合セシ
 ハ云羅馬ノ土田ハ永ク共有ノ制ニ属シ班田制
 ノ消滅シタルモ稍後代ノ了ナルヘク其証ニハ
 羅馬カ歴史上ニ顯ハレタル初代ニ在テ所有權
 ハ不動産ニ就キ少シモ發達シタルノ迹ナク單
 一不動産ニ付テ本義ナリ即チ初代ノマシ
 パシヨシノ手續ヲ見テ元買主ヲ手ニ握ラシ
 ムルノ所作ヲ要シコレナキハ賣買成立セ又

ケタリト云是シ然ニ誤リニテ澤泊時代ノ風習
 ヲ維持セリト云テ可ク又同時代ニシヨニヤ
 シル人ヲアリヨクヨク人カニル人モ
 同ク會食ノ制ヲ存シテクシト嶋人ハ後代
 迄此制ヲ維持セリスパルタニテハ會食ハ國ノ
 大法トナリアセンモ其他ニモ此制アリアリ
 ストトトルハ伊古利ニ會食制アルヲ見テ自國
 ノ同制ハ伊國ニ基キタリトセリ後世ノ史家ハ
 ロールルスカライカルガスノ制ニ摸セシトセ
 リコレ共ニ謬リニ共ニコレ古代ノ遺制ナリ

銀座 伊東屋製

岩

現 = 牛一頭ハ羊十頭ニ價セリ然ルニ交換ノ具
 具トシ物品ノ價定レルニ牛羊ノ頭數ヲ以テシ
 代ニ金屬ノ貨幣ナク皆牛羊ヲ以テ品物交換ノ
 クニヤレト云フ獸群ノ義ナリ羅、希ニテハ初
 ノ之ナリシラブレト氏云羅馬ニテ和財ヲフベ
 於テハ羅人ノ財產ハ奴隸牛羊ト土地使用權ト
 財產ヲ共有シ共耕シタルトニ見セリ國初ニ
 諸親族ニ班田セシテ疑ナシ羅馬建國後ニ往々
 族ノ集合ニナル此制班田制ト密著スルヲ以テ
 コレ土地ノ賣買ナカリシニヨル又羅馬ハ諸親
 ハ便利ニ融通ヨキヲ貴フ例ハハ亞比利亞人
 ハ獸皮ヲ通貨トシ北氷洋人ハ鱈亞弗利加人ハ
 帛北米南北戦争ノ比ハ烟草ヲ用ヒ今日郵便切
 手ヲ用フル等住民ノ需用便ナル故貨幣ト同様
 効アリ牛羊ノ如キモ共有牧地ノ制アル比ニ
 ハ不便ナシ何トナシハ甲乙間ノ交換ナシハ義
 務者ハ其司牧者ニ命ジ其獸群ヨリ相当ノ頭數
 ヲ拔テ權利者ノ獸群ニアルシハ甲乙ノ支拂濟
 タル故ナリ尚ホ當時英國ニ行ハル、差引勘定
 ト同格ナリ左シハ羅人ノ初代ニハ牛羊ヲ通貨

銀座 伊東屋製

岩

不便ヲ感セサリシハ偏ニ共有牧地ノ制存
 在セシ故ナルヘシ
 臣細曲ニテ印度阿富汗瓜哇ハ皆共有制ヲ存シ
 支那ノ井田法モ亦班田ナルヘク本朝ノ大宝令
 ニ班田令アリ（コレハ別項ニ掲クヘシ）
 因テ考レハ世界中土田共有ノ時代ノ一度有ラ
 サリン国ナキハ疑ヲ容レズ而シテ今日ハ一般私
 有權ヲ以テ社会人生ノ常則トスルニ至レリ其
 變化ハフアンジビシニカカシカ其本体ヲ
 全クセントスル務ムルノ結果ニテ其極共有制度
 ノ壓抑ヲ倒シ己ノ働カヲ逞クスルニ至レリ
 是即チ各国財産共有ノ制ニ代テ封建制ノ起リ
 シ由縁ナリ封建ニ更ニ他ノ原因アリテフアン
 ジビシニ更ニ他ノ針路ヲ求ムルナリ
 法学ノ區別
 人類ハ各人各個ノ社会、国家ノ三点ヨリ考
 察シウヘシ各人各個ニ関スル法律ハ私法ト云
 ヒ社会ニ関スルモノヲ社会法ト云ヒ国家ニ関
 スル者ヲ国法ト云フ

銀座 伊東屋製

岩

国脱
存敗
原文
39

上
2 = 4
P.L.

故	規定	国家	ル	ス	フ	ス	能	ナ	ル	海	セ	ル	社会	ル	此	モ	和
= 国家	2の	ト	ノ	シ	為	ハ	ハ	リ	故	= 国	ル	モ	法	十	権	ノ	法
関	ニ	シ	之	レ	ス	ス	ス	然	= 社	等	同	一	人	ハ	利	= 其	ハ
ス	モ	ク	ノ	レ	ハ	ス	ス	ル	会	一	ノ	故	ノ	一	ヲ	レ	一
ニ	ノ	ク	ク	ク	ス	ス	ス	一	人	ノ	一	同	ノ	ノ	有	レ	レ
権	ノ	無	ノ	ク	ス	ス	ス	人	ト	ノ	ノ	一	ノ	ノ	レ	レ	レ
ヲ	ノ	形	ノ	ク	ス	ス	ス	ノ	ノ	ノ	ノ	一	ノ	ノ	レ	レ	レ
存	ノ	ノ	ノ	ク	ス	ス	ス	ノ	ノ	ノ	ノ	一	ノ	ノ	レ	レ	レ
在	ノ	ノ	ノ	ク	ス	ス	ス	ノ	ノ	ノ	ノ	一	ノ	ノ	レ	レ	レ
ル	ノ	ノ	ノ	ク	ス	ス	ス	ノ	ノ	ノ	ノ	一	ノ	ノ	レ	レ	レ
ハ	ノ	ノ	ノ	ク	ス	ス	ス	ノ	ノ	ノ	ノ	一	ノ	ノ	レ	レ	レ
国家	ノ	ノ	ノ	ク	ス	ス	ス	ノ	ノ	ノ	ノ	一	ノ	ノ	レ	レ	レ
ノ	ノ	ノ	ノ	ク	ス	ス	ス	ノ	ノ	ノ	ノ	一	ノ	ノ	レ	レ	レ
自	ノ	ノ	ノ	ク	ス	ス	ス	ノ	ノ	ノ	ノ	一	ノ	ノ	レ	レ	レ

銀座 伊東屋製

岩

別行

三種ニ属スルモノモ甚ク多ク假ハハ年齢ト云
 フリテ民法ヨリスレハ契約治産ニ関スル能力
 如何ヲ定ムルヲ以テ目的トシ大凡七一歳位
 ヲ度トス之ヲ社会法上ヨリスレハ或ハ結婚者
 宗ノ能力如何ニ定ムルヲ以テ目的トシ大凡ソ
 十三四歳ヨリ十七八歳ノ間ニ止マリ更ニ国法
 上ヨリスレハ参政ノ權利ヲ使用シ又官吏タル
 ハキ能力如何ヲ定ムルヲ目的トシ五六歳以
 上ヲ限ル

銀座 伊東屋製

別行

三種ノ法律ハ各区域アリト雖モ同一変ニ此
 口ヲ容ルハキニ非サレナリ
 報行スルト否ハ国家ノ隨意ニテ一人ノ之ニ
 一通リニ存ス其他政体ノ変更或ハ不認可權ヲ
 ノ之ヲ制限存続スルハ無形人ナレバ国家ノ意見
 適當ニ国家ノ区域内ニ属スル權利ナラハ国家
 性質ヲ異ニス苟モ此等社会ノ自由ヲ害セ又
 スル人身自由出版自由宗教自由ノ權等ト大ニ
 如キハ全ク国法上ノ權利ニシテ彼社会学上ニ属
 由ナレバ一人ノ自由ニ非ス假ハハ参政權ノ

岩

別行

種アリ

名目ニ於テ羅馬法ヲ継受セシニ直接間接ノ二

著名ナリ

バルトルス

ル

点ヲ論究スル學士ヲ

秋ニ就中羅馬法カ外國ニナリテ変更改革セル

二百五十年ヨリ十六世紀ニ至ル迄羅馬法ヲ註

ヤケロウサトル

法律全典ヲ秋解擬律スル

子リウスポロナニ法律大學校ヲ設テ專ラ羅馬

崩ノ片ニ及ヒ羅馬ハ僅ニ旧帝國中ニ殘喘ヲ止

完全ニタルハ紀元五百年代之其後羅馬帝國土

シ

羅馬法継受

シト考ヘテ大ナル誤リニ墜ル

律ヲ研究スルニハ單ニ國法私法ノ二ノ別ニテ

故ニ法律ニ此ニ大別アリテ性質ヲ異ニセリ

銀座 伊東屋製

<p>ツキ レヒト 等ノ 諸法ノ 如キ ト並</p>	<p>行ハル 其他 カ イセル レヒト ドイ</p>	<p>十三世紀ノ頃南独 ニ サキ ソン セ ケル</p>	<p>諸大 学 專ラ 羅馬 法ヲ 教授 セシ テ 以テ 其 判 決 比 皆</p>	<p>類ヲ 大 学ニ 送 致 ノ 判 決 按 テ 作 ラ シ タ リ 当 時</p>	<p>十七 八世 紀ノ 頃 佛 乙 国ニ テ 裁 判 所 ヨリ 新 訟 事</p>	<p>是 羅 馬 法 間 接 継 受 ノ 適 例 ナ リ</p>	<p>聽訟 法 等 皆 十 羅 馬 法 ヲ 以 テ 標 準 ト 為 サ ル ハ</p>	<p>リ代 言 人 々 ハ 者 ハ 皆 同 法 ニ 通 セ サ ル ナ ク 制 法</p>	<p>此 頃 ヨリ 欧 洲 諸 大 学ニ 於 テ 盛 ニ 羅 馬 法 ヲ 教 授</p>	<p>ノ媒 介 タ リ シ ハ 之ニ ヨ リ</p>	<p>ス リ 後 世 佛 國 力 羅 馬 法 ヲ 諸 外 國ニ 播 布 ス ル</p>	<p>十六 世紀 ノ 半 佛 國ニ 於 テ ジ ヤ キ コ ト シ ヤ</p>	<p>ト 十 二 之 ヲ 領 行 ス コ ト シ テ 直 接 継 受 ノ 適 例 ト ス</p>	<p>後 屢 ハ 法 令 ヲ 出 シ 羅 馬 法 ヲ 以 テ 自 國 ノ 成 文 律</p>	<p>送 致 ノ 羅 馬 法 律 全 典 ノ 註 釈 申 ニ 編 メ セ シ タ リ 其</p>	<p>ニ 世 ハ 自 國 ノ 法 令 ヲ カ ク シ サ ト ル 等 ニ</p>	<p>十六 世紀 ニ 至 リ 獨 乙 國 ヲ レ テ リ 其 第 一 世 第</p>
--	--	--	---	--	---	--	---	---	--	--	---	---	--	--	--	--	--

銀座 伊東屋製

改行

Handwritten notes on the right page, including the characters '改行' (change line) and other illegible text.

七行ハル千五百廿二年ニ至リカール五世刑法
 ニ百十九條ヲ制定ス之ヲカロリナシトス此
 頃常ニ独ニ羅馬法同法並ニ行ハレタリシニ
 フリドリヒ大王羅馬法ト独ニ法ヲ一轍ニ歸セ
 ンコヲ因リコフリドリヒ成典ヲ編纂セル
 メ千七百五十一年ニ独佛ニ語ヲ以テ之ヲ公布
 シ千七百九十四年ヨリ之ヲ執行ス此成典ハ軍
 ニシヤスニヤンノ羅馬法原論ニ摸シ前篇ヲ
 人支財産義務ノ三篇ニ分チタリ而シテ其目的ハ
 序文ニ載セタリ第一羅馬法ヲ解シ昂カラシム
 ルコト第ニ註釈家諸説ノ軋轢ヲ除クコト第三獨ニ
 國法ト羅馬法ヲ一途ニ歸スルコトノ三項ナリ其
 後バ、リヤ國ハ制法ニ力ヲ用ヒマキシメリヤ
 ン、ジヨフ第三世ノ代ニ當リ法律ヲ改良シ刑
 法ヲ千七百五十一年ニ新訂法ヲ千七百五十三
 年ニ民法ヲ千七百五十六年ニ頒布セリ爾後千
 八百十三年コイヤルバク氏ノ刑法出ツ此
 刑法ニ獨ニ聯邦中ニ倣フモノ六國瑞典
 希臘ノ刑法モ亦皆ニヨル千八百七十年獨ニ
 佛ニ克テ帝國ヲ創立スルヤ制法歸一ヲ因リ

專

銀座 伊東屋製

原文

86
 お
 コハペートル
 帝ノ初メテ
 馬法ノ新元
 素ヲ入レシヨ
 リモスカヤ
 キニア等大
 字ニ其教授ヲ
 初メドルト大

此大帝魯國ノ改革ヲ行ヒ新ニ制法委員ヲ置キ
 之ヲ改修シ同法發布以來ノ勅令ヲ其中ニ挿入
 セシムル後カタリンニ世學ヲ好ミモンテスキ
 ヲ、カ、フ、ン、ド、ル、フ、ベ、リ、カ、リ、ヤ、等ノ著書
 ヲ讀テ感シ千七百十七年親ラ勅書ヲ作り委
 員ノ目的ヲ定メ更ニ「ウ、ロ、ル、ニ」法典ヲ改
 正セシムルニコラス帝ノ片法士スペランスキ
 ヲ堅テ制法委員ノ長タラシメ新クニ「ソ、ア、ラ
 /、ペ、ル、ボ、ー、ル」及「ソ、カ、ラ、ノ、ー、ウ、ト、ロ、ル」
 ニ法ヲ撰セシムル「ソ、ア、ラ、ノ、ー、ペ、ル、ボ、ー、ル」ハ

銀座 伊東屋製

別行

以テ憲法刑法治罪法訴訟法商法工業法等ヲ頒
 布シ民法ニ近ク頒布セラルルニ此新法ノ編纂
 若ハ皆羅馬法ニ通曉セル人ナレト同法ノ原理
 ニ根據スル者許多ナリトス
 魯國ノ民情及土制度文物ニ至ル迄之ヲ他ノ政
 洲諸國ト比スルニ全ク其体面ヲ異ニス然リ法
 律ハ羅馬法ヲ継受シテ「現今魯國法律ノ基礎
 トモ」稱スヘキハ千六百四十九年皇帝アレキシ
 /、ミ、ル、ク、ビ、チ、ノ、勅、撰、ニ、カ、ル、ル、ウ、ロ、ル、
 ニ「法典是ナリ而テ千七百十年ニ至リペートル

学ニテハ大ニ其
研究ヲシ其
成果ハコルポス
シユリス、ロッセ
ト名ヲ修正ヲ加
ヘテ十五卷トナ
シタリ、即チ
ニコラス第一世
ノ千八百三十三
年ニ官版
ニテ出版セシ
ナレモナリ

別

行

ハ千六百四十九年「ウロケニ」頒布、
リ千八百七十五年ニコラス帝即位ノ
ソアラノ、ウトロ「ハ」ニコラス帝即位
ノ中ヨリ千八百三十二年ニ至リ其間
勅令ヲ發布セシ其發布ノ年紀ニ從ヒ之ヲ
編纂シタル紀年体法典ナリ此三法典ヲ含テ
スボツト、ツコノ、ロツス、キ、イ、ハ
リ「」ト云七千八百廿二年ニ施行シ三十五年
ヨリ執行ス全典八篇三万八千章第一篇帝國帝
室法第二篇官制法第三篇財政法第四篇民種法
第五篇民法第六篇行政第七篇警察法第八篇刑
法是ナリ之ヨリ常置制法委員ヲ置キ年々ノ新
法ヲ成典ノ順序ニ隨ヒ編纂セシ四十三年ニ至
リ全典「」スボツト「」フ「」レヲ改正セシ
メ以テ之ヲ頒布ス現行法而夫「」スペラ
キ「」其他ノ委員ハ皆羅馬法ニ通曉シタルヲ以
テ大同法ヲ魯國ニ移入セタリ
西班牙ハ羅馬帝國ニ屬セシヲ以テアラリ
第二世ノ制定セシ西ゴール羅馬法「」レキス、
ロマナ、ビシゴト「」ル「」レキス、ロマナ

銀座 伊東屋製

6
6
6

千二百五十四年
ニ設ケレサランカ
大学ニテ羅馬法
ノ研究ヲハゲマシ
タリ故ニ之ヲコシ
レ、チニツゴレ

ン ア ル ヒ	白 耳 義 瑞 西 中 ベル ン	ゼ 子 バ ハ 直	ニ 廣 マ リ 其 後 拿 公 爵 敗 レ シ モ 法 典 ハ 既 ニ 人 心 ニ	浸 潤 シ 竟 ニ 瘡 ス 能 ハ ス 独 ニ 南 部 諸 国 リ ニ ク セ	者 ナ リ 拿 公 爵 干 戈 ヲ 以 テ 欧 洲 ヲ 征 服 シ 直 ニ 新 隸	国 ニ 自 国 法 典 ヲ 輸 入 シ タ シ ハ 同 法 ハ 干 戈 ト 共	佛 蘭 西 民 法 ハ ゲ ヤ ス ク ニ ヤ ン 法 典 ニ 倣 ヒ タ ル	ヲ 改 良 セ シ モ ナ リ	ヤ ー レ ス 九 世 ノ 法 典 皆 羅 馬 法 ニ ヨ リ 固 有 国 法	連 馬 ノ ク リ ス ク ア ン 第 五 世 ノ 法 典 世 十 紀 七 ノ ノ 瑞 典 ノ 千	マ カ ナ ス ラ ガ バ エ テ ス レ 法 典 世 十 紀 三 ノ 瑞 典 ノ 千	民 移 住 ニ ヨ レ リ	又 蓋 シ 羅 馬 法 ノ 南 半 ニ 播 布 セ シ 往 時 西 葡 西 國	葡 萄 牙 第 十 四 世 紀 ア ル フ オ ン ソ ノ 法 典 ヲ 本 ト	其 後 千 七 百 七 十 七 年 及 千 八 百 四 年 ニ 改 正 ス 行 現	ポ ニ 世 ノ レ コ セ ラ シ ヨ ン シ 法 律 會 典 ヲ 頒 布 シ	千 七 百 五 十 七 年 ヲ キ リ ツ	年 ニ 於 テ ア ル フ オ ン ソ 第 十 世 ノ レ コ セ ラ シ ヨ ン	ハ ノ フ 五 ノ ト 号 ケ タ リ シ カ 千 二 百 五 十 八	ハ ル カ ン チ オ ル ル ノ 行 ハ シ タ リ 固 有 慣 例 法
------------------	---------------------------------------	-----------------------	---	--	---	--	--	--------------------------------------	--	---	--	---------------------------------	--	--	---	--	---	---	--	---

不

銀座 伊東屋製

一十六百六十七年ニ新設法千六百六十九年ニ
 本林法千六百七十年ニ治罪法ナリ就中十六
 百八十一年ノ海上法ハオルドンズ、ド、ラ
 マリソン、千六百八十三年ノ商法ハ有名十
 リル、千五百五世ノ片ニモカケ、ソ、等有名ノ法
 典ヲ制シ終ニ拿翁出テ立法ノ大業ヲ為セリ又
 キヨ、ド、ジャズ、ドイ筆大ニ羅馬法ヲ中興シ、
 ヲ、ラン大ニ習慣法ヲ叙述セリ而、以、来、ホ、チ
 ヲ、至、ル、迄、統、々、法、理、学、士、出、テ、タ、ル、モ、
 ナ、ホ、レ、オ、ン、シ、ノ、法、典、一、ノ、世、ニ、出、ル、ヤ、皆、之

銀座 伊東屋製

別行

別行

之ヲ採用シ伊古利和蘭ハ之ヲ模範トシ法典ヲ
 編シタリ
 佛國ノ習慣法ノ時期ハ千四百五十三年ノ習慣
 法編纂ノ片マテ継続セリ十六世紀ノ中頃以後
 ハ王命ヲ以テ法律ヲ變更シタルコトナカラス
 ル、千十四世ノ時既ニ廢シタル法令民法王命刑
 法及ヒ王命高法ハ其後革命ノ際ニ計畫シ拿翁
 法典ノ先驅ヲナセシメ、以、佛、國、ノ、法、典、ヲ、
 ル、千十三世ノ時、コ、ド、レ、シ、レ、ル、ノ、片、十
 四世ノ片大臣コルベルト大ニ制法ニ力ヲ尽シ

1789年
 1791年
 1793年
 1795年
 1799年
 1804年
 1811年
 1820年
 1830年
 1834年
 1840年
 1845年
 1854年
 1870年
 1880年
 1890年
 1900年
 1910年
 1920年
 1930年
 1940年
 1950年
 1960年
 1970年
 1980年
 1990年
 2000年

フレド王以後、成文
 法を著し、各特別
 問題に關せし規定
 なく、非ス後、無數
 成文法を作り、モ
 其要部は依然ト
 メ習俗法ナリ

エドワード王一世(既ニ
 一)法典編纂ヲ行
 ハントシ、
 帝、法典ニ類シタ
 ルモノヲ作り、民法
 フ類集センコトヲ
 欲セリト云フ

一心醉ンテ只其解釈ノ之ニ汲々ト其法典ノ
 利害得失及ヒ之カ基タル法理ノ如キハ殆ント
 之ヲ度外視スルニ至シリ(限此記述)
 英吉利ハ別ニ其法族アリ法境モ廣ク實質ハ堅
 キモ外形上ハ平文法ナルヲ往時ハ白ウ矜リタ
 ルモベンザム出テ大ニ論理上ヨリ編纂ノ必要
 ヲ論シタルモ人皆欲セス後オースチン、メイ
 ンノ諸氏歴史上ヨリ論証セシヨリ近頃迄々同
 法編纂ヲ主張スル者多ク加ヘタリ且モス氏
 英国法編纂論ニ羅馬ノ英国ニ入ル前ハ英国法

学者ハ只法典編纂ノ理論ノ之ヲ固クリシカ同
 法ノ學問一度英國ニ行レテヨリ法律家始テ實
 例ニヨリ編纂ノ必要ヲ悟ルニ至シリト云ヘリ
 米國ニテハ元ト英國ノ普通法ニヨリタルモ
 イリヤナ州率先シテ編纂ヲ行ヒリビンガスト
 ン氏カ羅馬法ニヨリ完備ナル法典ヲ編セシヨ
 リ米國ノ新邦ハ拳ナ之ヲ採用シ旧邦諸州モ其
 影響ヲ受クニ至シリ

賣買法ノ比較ノ一

銀座 伊東屋製

ナヤズチヤン三編
 共三章一項
 佛國民法十卷十條
 一巻編一章三項
 同二巻二章三項

凡ソ賣買ニハ賣主買主並其合意物件並其代價
 ナル可ラズ故ニ賣買ハ物件及代價ニ付賣買
 主双方ノ合意アル中ヲ以テナルトハ各
 國法皆同ニキ所ナリ羅馬法ノ賣買ハ
 ハ賣主ニ賣主ニ賣物引渡シノ義務買主ニ代價拂
 渡ノ義務ヲ生ズルモノニ又賣主ハ代價ヲ受
 取ルヘキ權利買主ハ賣主ニ對シ買物ヲ引渡サ
 シル權利ヲ有ルノ之ニ代價ト引換ニ賣物
 ヲ買主ニ渡ス迄ハ賣物ノ所有權依然ト賣主
 ニ存スル之故ニ羅馬法ノ賣買ハ故日代價ト品
 物ヲ交換セントノ合意ニ由テ生ズル權利ハ
 對人權利ナリ然ルニ是ヲ後日ニ期ノ相手間ニ對
 人權利ヲ生ズル合意ハ契約ナシハ羅馬法ニ云賣
 買ハ一種ノ契約ニ賣買契約ト云ヘキモ
 一ナリ然ルニ同法ニ一ニ疵瑕アリ凡ソ物ニ
 増附アルハ其利ヲ占メ減減コシハ損ヲ蒙ル
 物ノ所有者ナルハ中丁普通ノ了ニ英佛ノ法
 律格言ニ物仲ハ所有者ノ手ニ亡ル一レ又
 、ペリト、ド、イ、トアリ然ルニ羅馬法ニハ
 賣買契約成テモ引渡済止ハ賣主ヲ所有者ト定

銀座 伊東屋製

デヤチヤン編
北三章第三項

公タ一羅馬法三百
十九丁

又作ラ契約ノ成ルヤ直ニ賣物増減ノ利不利ハ
 挙テ買主ニ帰ストアリ又賣主ノ義務ハ賣物ノ
 占有權ヲ渡スニ止リ所有權ヲ移スニ及ハズ即
 賣主ハ賣物ヲ引渡シ買主ヲ獨リ之ヲ操用セ
 シメハ其任コ、ニ尽キ又買主ヲ賣物ノ所有
 者トシケルノ責ナシ故ニ賣主ハ自合ニ所有
 權ナキ物ヲ賣リウヘク買主モ亦他ヨリ故障ナ
 キ~~ノ~~已~~テ~~專ラ買物ヲ占有スル限リハ假令賣主ノ
 正当所有者ナラヌ~~ト~~テ~~モ~~其見スル~~レ~~在得テ賣買ヲ
 取消ス可ラス他日真ノ所有者出テ買物取戻ヲ

買主ニ求ケル中ハ賣主之ニ代リテ被告タルノ
 責ヲ帯ヒ万一答弁ノ旨立タヌ~~ト~~ハ~~テ~~賣主ニ賠償
 ノ責アリトス~~コ~~シ~~テ~~實ニマワリ遠キ不都合ノ法
 ナルカ又止ヲ得サリ~~ニ~~ナリ~~ト~~彼古ハ羅馬人ノ法
 律ト外ノ法律ト異ナリ~~ト~~比~~テ~~ハ羅馬人ノ外人ヲ見
 ル~~ト~~甚々輕カリ~~シ~~而~~テ~~固~~ニ~~有者ノ護ル權利ハ外
 人之ヲ享ル~~ト~~テ許サス~~レ~~普~~通~~同法ノ課スル義務ハ
 都人之ヲ享ル~~ト~~テ欲セ~~ス~~然ルニ完全ノ所有權ヲ
 得ルニハ有式~~ト~~約ニ由ル~~ト~~ナシ~~ハ~~外人ノ到底
 所有權ヲ得ル~~ト~~道ナク~~テ~~カレ~~ト~~ル~~レ~~之ヲ惠~~ス~~

銀座 伊東屋製

ハンター氏羅馬法三百
廿丁、三百六丁、二百十
四丁

86
50

フルト虽モ 国有法ニハ背ク可ラズ 然レニ 占有
 權ノ 授受ハ 国有法ニ 依リテ 外人ニ 許シタリ 是ニ
 於テ 70レトルレ 此法理ヲ 活用シ 權々ノ 法
 則ヲ 設ケ 外人ヲ 占 有 權ノ 移 轉ニ カリ 以
 テ 所有權ノ 授受ニ 齊シキ 實利ヲ 外人ニ 享ケシ
 タリ 之ヲ 羅馬賣買法トス 故ニ 之ハ 普通法ノ
 一節ナシハ 固有法ノ 契約ノ 如ク 權々ノ 法式ヲ
 フマス 独 相手 双方ノ 合意ヲ 以テ ナリ 固有法外
 ナシハ 所有權ヲ 移スノ 力ナシ 所有者タル 權ノ
 ナキ 外人ノ 為ナシハ 賣主ニ 課スルニ 所有權讓
 渡ノ 義務ヲ 以テセ 又 單ニ 占有權 授受ノ 義務ヲ
 以テス 故ニ 賣主ハ 買主ニ 對シ 永ク 占有ヲ 保シ
 此レハ 7保スレ 已レノ 正当 所有者タル 儀ヲ
 保セ 又 亦 成ヘク 所有權 授受ノ 實ヲ 掌ルノ 方便
 ナシハ 契約ノ 上ハ 買主ニ 所有ノ 實位ヲ 子
 ハ 買物ノ 損失ヲ 擔ハシメ 賣主ニ 所有ノ 虛位ヲ
 附シ 在リ 受托者ノ 責々ル 物件 保存ノ 任ヲ 負ハ
 此レ 然レ 同法ハ 實代價ト 物件ノ 交換 迄ハ 所
 有權 又リ 之ニ 齊シキ 占有 權 授 渡シノ 取引トナ
 ル 元ノ 非ナシハ 即チ 同法ハ 賣買ノ 契約タル

銀座 伊東屋製

佛民法第五百八十一條

同五百九十九條

民法債權三卷六百三十三條

佛民法第五百八十一條
參考伊民法第四百八條

同六百四十七條

民法債權三卷六百三十三條

同六百三十三條

同三卷六百三十三條

佛民法買賣ノ定義ニ云ク「賣買ハ一方ニ物件ヲ引渡シ、義務ト一方ニ代價ヲ引渡シ、義務ヲ生ズル所ノ合意ナリト」此定義ニヨリハ所謂「諾成」ヲ生ズル所ノ合意ニ「諾成」ニ變テ未來ニ期スルモノナリトシ、即契約ナリ故ニ「諾成」ニ差異ナキカ如シト、雖モ又曰ク「他人ノ所有物ノ賣買ハ無効ナリト」之ヲ以テ「賣主己レノ所有ナラズ又物ヲ賣テアラハ、賣買取消ハ勿論損害賠償ヲ求ルルノ權ナヘモ買主ニ在ルモノト又「物件ト其代價」付賣買主双方ノ合意アルヤ相平向ニ在テハ、直ニ所有權ノ移轉アルモノトスル「是故ニ尔後賣物ニ増附アルハ、尽ク買主ノ利得トナリ」其減減ハ亦買主ノ損失ナリ、然ラハ佛民法ノ賣買ハ所有權移轉ノ契約ヲ謂フカ定義上ニテハ、物件ト代價ノ交換ノ契約ニ「只相手向」ニ引渡シ、拂渡シ、義務ヲ生ズルニ過キズ、亦所有權移轉ノ約スルノ意義アルヲ「而」註釈者ハ云フ「賣主ハ買主ヲ所有者トシ、引義務ナシ何トナシハ賣買ノナル中賣物ノ引

銀座 伊東屋製

同上三帙卷七百十四丁

由テ定テ敢テ財産ノ引渡ヲ要セス且又所有權
 トハ誰彼ノ差別ナリ世上何人ニ對スルモ効力
 アルモ一ノ所謂物上權トナルコトモ同法ノ示
 定スル所之而テ賣買ハ讓子ノ一種之故ニ賣買
 ニ由テ移轉スル所ノ所有權モ亦物上權ニ其
 移ルヤ引渡ヲ要セサレド知ルヘシレバヨリ所
 有權ハ一ノ物上權ナリ故ニ天下何人ニ對スル
 モ我物ト稱シテ憚カラズ又一旦所有權アル上ハ
 他人ノ意志若クハ所作ニテ失フコトナシ然ル
 ニ又註解者云ク一物ノ賣買既ニ成レ後ト賣

銀座 伊東屋製

同三帙卷七百十三丁

同覆義三帙卷六百五十五丁

佛民法第五百十三條

買人所有權移轉ノ謂ナルカ同法ニ所謂賣買ノ
 之存スルノ理ナケルハ之レ然ラハ佛國法ノ賣
 ルモノナシ畢竟義務ノ目的既ニ達シテ義務ノ
 二買主ニ移リ又讓ルヘキ所有權ノ賣主ニ存ス
 渡シ又ハ代價ノ拂渡シヲ待タズ其所有權既
 主ニ對シテ設ケタル言辭ニ相違ナケルハ廣ク世
 人ニ對シテハ移轉ノ實効アル可ラザルカ如シ註
 解者又云ク民法七百十一條並千百三十八條ニ
 於ルニ財産讓与ニハ所有權ノ移轉ノ約束ノ之ニ

佛民法千六百三十五
五六条
履義三快一巻
六百三十四

55

主其更賣情ヲ知ラ又他人ニ復賣又其引渡ヲ了
 レハ第二ノ買主ハ即成時効ニ由テ其所有者ト
 ナリ最初ノ買主ハ又奈ントモ又可ラ又シ苟モ
 賣買ノナレト所有者ノ移ルモノナラハ第一ノ
 買主コソ所有者ニ賣主ハ最早所有者ノ資格
 ナ失ヒタリ者ナリ民法千五百九十九條ニテ他
 人ノ所有物ノ賣買ハ無効之レト明文ハ之ト
 符合セサレ如シ一旦第一ノ買主ニ所有權ヲ移
 レタレ上ハ買主ノ資格ハ買物ノ受托者ニ受托
 財産ノ賣買ニ受托者ノ善意ヲモ要スレノ理ハ
 何故ニ同物再賣ノ場合ニ適用ナラヌカ又賣買
 ハ其成ルヤ直ニ所有權ヲ移スナラハ何故ニ其
 定義ニ之ヲ含メヌ相手間ニ物件引渡シト代
 價拂渡ノ義務ヲ生スル所ノ合意ナリトアルヤ
 果シ賣買ハ所有權ノ移轉ノ謂ナラハ何故ニ賣
 主ヲ其移轉スル所有權ノ真正ナル義ヲ保証
 セシメヌ又單ニ占有權ノ無故障ノ之ヲ保証セ
 レルヤ又註解者云フモニ賣主ニ他人ノ物
 ナ賣ルコトアル買主ハ未タ占有ヲ失ハスニ賣
 買ヲ取消スコトアルト彼是前後撞着スルカ如

銀座 伊東屋製

其引渡

コッパル對エチエント
エ、エチ、鐵道会社
カレ判決録三卷五
百四十五丁

別

三項 ベンジャミニ卷二章
 一、而、賣買の物件に代價を付賣買双方の意
 相投スルヤ直ニ成ルモノナレバ故ニ賣物に引
 渡シ又ハ代價の拂渡ヲ待タズ、所有權移轉ス
 ルニシテ、一、移轉ハ只相手間ニシテナラズ、廣ク
 世間ニ對シテ効アルモノナレバ賣買ニ由テ買主
 ノウレ所ノモノハ一、物上權即チ眞ノ所有權
 之、苟モ賣買ノナルヤ買主ハ所有者ノ資格ヲ得
 テ買物ノ損益ヲ擔ヒ賣主受托者ノ位置ニテ賣
 物引當ノ權ヲ保ツ、賣主ニ賣物引渡シ、賣主所有
 權保証ノ任アリ買主ニ買物引受ノ責任擔拂渡
 シ、任アリモ、賣主カ同物ヲ引渡シ、前賣買
 他ニ賣ル中ハ所有權既ニ第一ノ買主ニ移リタ
 レハ復讓渡スヘキ權ハ賣主ニシテ第二ノ買主ノ
 有スル權ハ賣主ヨリ得タレニ外ナラス故ニ第
 二買主ノ權利ハ源ナキ流水種ナキニ生シタル
 葉實ト一般之其善意ハ以テ其權利ヲ保ツニ足
 ラ、又、了、受托物又盜品買得ノ場合ト何リ擇ハシ
 之ニ由テ考フレハ賣買ノ目的ハ所有權ノ移轉
 ニ在ルヲ知テ物件ト代價ニ付双方ノ合意アリ
 レハ即賣買ナリ、隨テ所有權移轉スルモノト定

銀座 伊東屋製

改行

階級部族カ互ニ無上權ヲ争フニヨル者(三)實際
 二少キカ如シ次ニ社會的トシ(二)社會上種々ノ
 西班牙希臘等ニ多ク北極ノ寒地魯瑞典諾威等
 七少ナキカ如キ或ハ此革命ノ南方ノ暖國伊國
 六月ト七月トニ最モ多ク十一月ト一月トニ最
 中ニ于掌テ歐洲ニ於ケル百九十二年ノ革命ハ
 人民ノ性質ヲ變シタルカ如キ或ハ四時ノ氣候
 中ニ于掌テ歐洲ニ於ケル百九十二年ノ革命ハ
 物理的、社會的、人類的是之所謂物理的ト
 ハ溫度氣候等ニヨル者ニ于例ハハアルセンタ
 イン共和國カ溫度ノ著シキ變昂ニヨリ大ニ其
 人民ノ性質ヲ變シタルカ如キ或ハ四時ノ氣候
 中ニ于掌テ歐洲ニ於ケル百九十二年ノ革命ハ

銀座 伊東屋製

會ノ秩序ヲ亂ル者即チ罪戾ノ原因ニ三大別
 因種類等ヲ詳論セリ今比ノ言ヲ抄出スレハ社
 月ヲ以テ罪戾ノ理論トシ一篇ヲ著ス大ニ其原
 伊右利學士ロソ氏ハ千八百八十六年五
 犯罪ノ原因種類
 了知ルヘシ
 所當シルカ如シ賣買ニ由テ所有權ノ移轉ス
 ルモノナレハ賣買ハ一ノ取引ニ契約ナラヌ
 了知ルヘシ

犯罪ノ原因種類

7

1

Handwritten notes on the right page, including a large red '7' at the top and some illegible text.

成立スル開化ト現在施行スル經濟上ノ事情ト
 和合セサルニヨル者(三)政躰ト民情及ビ國用ト
 / 反離ニヨル者等之終リニ人類的トハ(一)容易
 = 同化ニ可ラサシ異種ノ人民ノ共存ニヨル者
 (三)犯罪質或ハ道德狂ノ如キ遺傳ニヨル者(三)酒
 狂亂心等ノ如キ精神病ニヨル者是ト氏ノ說
 ヲ今一層ニ精確ナラシメンハ又面白キ見
 見ヲ推考上ニ得ルナラン

賣買法比較ノ二

經濟上賣買論ノ本旨ハ凡ソ物產ヲ盛ニシ其
 價ヲ廉ニスル賣買ヲ容易ナラシムルニアリ
 其意ハ法律上主ト各自ノ活動力ヲ自由ニ
 其契約ヲ範圍内ニ伸暢セシムルニアリ而シテ
 律ハ其運用スルヲ保護セサル可ラス立法者ハ
 殊ニ其結約中一方ノ者ノ權利ヲ保護セサル可
 ラス其一方ノ者ハ即チ賣主之蓋シ賣主ハ或ハ
 負ニ迫リ或ハ其他ノ困難ニテ其財產ヲ賣拂ヒ
 且實際代價ヲ受ケルヲ得サシ往々ニ之アリ
 リ加之現今佛國其他ノ國ノ法律ニヨルハ賣買

銀座 伊東屋製

佛民法千五百五十一條
 伊民法十曾八條

契約ハ双方ノ承諾ノ之ヲ以テ完全シ代價ノ并
 如何ニ拘ラス所有權ハ買主ニ移轉スルモ
 トス之ニヨシハ賣主ト買主ト不平均ノ地位ニ
 長ルモノト云サレ可ラスコシ特ニ其權利ヲ保
 護シ買主ヨリ其義務ノ償還ヲ受ケ不測ノ損失
 アラシメサレトテ必要トスル所以ナリ
 羅馬法ニ於テハ其契約ノ目的トス可キ物件ヲ
 定ムルニ当リ動産ト不動産トヲ區別セシモ其
 利益今日ノ如ク大ナラス殊ニ賣主權ニ付テハ
 絶テ其益アルヲ見ス

別
 羅馬立法者ハ代價ヲ得サレ賣主ヲ保護スルニ
 先ツ一ノ區別ヲ為セリ賣主未タ物件ノ引渡ヲ
 為サレハ内々自ラ其權利ヲ保全ス何トナレハ
 賣主ハ代價ヲ得ル迄其物件ヲ已レニ掌握スル
 ヲ以レハナリ之ヲ再説スレハ賣主ハ彼物件留
 置權ヲ有スルモノト云テ可之之ヲ以テ賣主ハ
 充分保護サレタレカ如キモ亦コトニ説明ヲ要
 スルコトナリ

別
 羅馬法ニ於テテ部テ契約ハ双方ノ承諾ノ之ヲ以
 テ所有權ヲ移轉スルノ効ナシ賣買契約ノ如キ

銀座 伊東屋製

銅標

銅標

別件

何トナレハ賣主其所有權ヲ買主ニ移ス義務
 約者双方ノ意趣ヲ解釈シタムニ過サズ
 此ニシテヤソ帝ハ右ノ原則ヲ以テ穩當ニ結
 ントシタルカ如シ
 サル内ハ物件ノ所有權ハ買主ニ移轉セサルモ
 銅表ニヨリハ其金屬ヲ秤量スルノ手續ヲ履マ
 金屬ノ分量ヲ以テスルノ習慣ニキリテ十二
 一、如シ蓋シ當時ニ在テハ通貨ノ法未タ行ハ
 レス賣買ハ稍物件交換ノ契約ト混同スルニ至
 レリト虽物品ヲ買取ニハ未タ貨幣ニ製セサル
 一點ニアリ此原則ハ太古ノ十二銅標ニ取ルモ
 未タ義務ヲ弁償セサル以上ハ所有タラスト
 ヲ要スルニ假令引移ノ法式ヲ履シタルモ買主
 リ讓受タル者ヨリ之ヲ取戻スノ權アリトス之
 ハ其物件ヲ引渡シタル後ト虽買主又ハ買主ヨ
 ス故ニ買主ニ其義務ヲ尽サシル以上ハ賣主
 價ヲ償還セサル内ハ物件ノ所有權ヲウル能ハ
 ルニ過キス所有權ヲ移スニハ有形特別ノ法式
 ヲ要ス蓋シ之ヲ要スルニテラヌ買主ハ其代
 ハ双方ノ間ニ物件代價ヲ引渡スノ義務ヲ生ス

銀座 伊東屋製

佛民法三千百條
佛民法千九百六十九條

有セサレ上ハ買主ニ屬スル財産ヲ賣拂フモ他
ノ權利者ト之ヲ命令セサル可ラヌ故ニ買主ニ
拂方ノ猶豫ヲ示ヘタル場合ニ於テハ賣主ハ動
モスレハ其物件ト代價トヲ併セテ夫ヲ了ラ
モ知ル可ラヌ之ヲ除クニ羅馬法ノ行ヒニ所如
何
別行
コルポス、ジユリス、シビリスニ賣主ハ
其引渡タル物件上先取特權ノ如キ公賣ノ代價
ヲ以テ義務ノ弁済ヲ受ケルノ權ヲ有セサリシ
トハ毫モ疑ヲ容レサルナリ

銀座 伊東屋製

別

ハ至當ナレハナリ
又買主ニ拂方ノ猶豫ヲ示ヘハ買主ヨリ特別
ノ保証抵当ヲ得タル場合ニ就テハ法律上賣主
ハ物件ヲ引渡スト同時ニ其所有權ヲモ移轉ス
ヌルノ意ニト看做サ、ル可ラヌ故ニ買主ハ代
價ヲ拂ハサルモ賣主ハ其所有權ヲ取戻ニ由テ
ク買主ヲ通常義務者ノ如ク其義務ヲ了サシ
ムルノ對人權ヲ有スルノ之賣主ニ物上權ヲ

Handwritten notes on the right page, including the characters '別' and '行'.

佛民法十六百五十五條
伊民法十五百五條

羅馬法ハ近世ノ法律ノ如ク賣主ニ附スルニ
 契約ノ解除權ヲ以テセサリキ察スルニ有無契
 約ニ関シハ假令一方ノ者其義務ヲ尽サ、ルモ
 之ヲ以テ契約解除ノ原因ト為サ、リシモ、
 如シ羅馬人ノ法理ニ敏捷ナルハ敬異クヘシ然シ
 モ其緻密ナルヨリ弊害ヲ生ズル莫少ナカラズ
 羅馬人ニ双方ノ契約ニ関シハ其一方ノ者ノ義
 務ノ原因ハ他ノ一方ノ義務ニ其義務ノ履行
 ニ非ス賣買契約ニ付テ論レハ買主一々ニ定期
 ニ代價ヲ弁済スルノ約ヲ為シタムノ一彙ヲ以
 テ賣主ノ義務ノ原因ハ己ニ存在スルモノナレ
 ハ不当ノ引渡ヲ為シタリシノ名義ヲ以テ契約
 ノ解除シ所有權ヲ取戻スヲ得サルナリトコレ
 賣主自ラ招キシ禍ニ止ヲ得サルカ如シト虽
 モ情實上實ニ愍然ナリト云可キナリ羅馬人此
 弊ヲ矯メト欲シタムヨリ賣買契約ニ一ノ條
 件ヲ加ヘ買主代價ヲ拂ハ又件ハ賣主其契約ヲ
 解除セシムル權アリト明言スルヲ慣習ト
 為セリ之ヲ契約上ノ解除權ト稱ス可ク然ルニ
 此解除權ハ皮想上充分ニ賣主ヲ保護スルカ如

2/相

銀座 伊東屋製

別

抑之此法律ハ結約者ノ意志ヲ斟酌セサル
 上ノ新権ヲ有セサルハ論ヲ俟タス
 然所有権ヲ回復スルコト得ズ左ニシハ其所有権
 ヲ買主ヨリ譲受タル者其他第三ノ者ニ對シテ物
 テ論ズルニ賣主其契約ノ解除スルト同時ニ當
 人ニ復スルヲ得サルヲ云ナリ今賣買契約ニ付
 丁アルカ又何日ニ至ラハ其所有権ハ当然引移
 ハ則チ之ニ定期解除ノ條件ヲ附シモシ何々ノ
 ヲ移スル期限アルニ非ズ所有権ニ期限ナシト
 キヲ以テ所有者ハ変更スルコトアリトモ所有権
 消滅セズ尤モ所有権ハ之ヲ他人ニ移スコト可
 所有権ハ永遠無期ヲ本質トシ時期ニヨリ白ラ
 又可キモノトスルヲ得ズ羅馬人ノ思想ニテハ
 原則ニヨシハ所有権ハ解除ニ其旧所有者ニ復
 ヲ失ニ至ルヤモ知ん可ラサルニ羅馬法固有ノ
 ナク且他ニ權利者アルニ其物件代價共ニ之
 夕ニ件ハ賣主ハ此所為ヲ無効ナラシムルニ由
 取タル物件ヲ他人ニ譲渡シ又ハ物上権ヲ約シ
 對人ノ新権タルニ過キサシハ人故ニ買主其買
 キモ其突然ラ何トナシハ此解除権モ亦到底

銀座 伊東屋製

別

行

所有者たる一権ヲ失ハス從テ其己ニ引移シタ
 ラス可キモノトセリ此ニ條具ラサシハ賣主ハ
 引移ノ法式ヲ履之ニ次ラニ代價ノ并済ヲ以
 買主ノ物件ノ所有者トシテ之ニハ所有權
 方ノ義務ヲ生スル効力ヲ有スルニ由キヤリキ
 佛國古法ハ羅馬賣買法ヲ本トシ賣買契約ハ双
 主ヲ保護セン為ニ却テ一般公眾ヲ秘密契約
 犧牲タラシムルモノトシヘシ
 其之ヲ讓受タル者ハ何時トナリ最初賣主權
 一實行ニヨリ其所有權ヲ奪ハルモノモ知ラス賣
 主ニ其代價ヲ拂ハサシ物件ヲ他人ニ讓与ス

別

行

此後ニ至リ猶完然セサルモノアリ即チ所有權
 其他一般物上權ヲ公示スルノ制ナキ是ナリ買
 主ニ其代價ヲ拂ハサシ物件ヲ他人ニ讓与ス
 明文ヲ以テ認メタルハ實ニジュスチニアン帝
 上稱ヲ実行セシメタルトハ疑ヲ容レスト異モ
 世ニ至リ所有權ニ解除條件ヲ附シ賣主ノ物
 官ハ力ヲ尽シ漸次ニ其弊ヲ除キタルモノ如
 ナルハ久シク實際ニ行ハサリシ之而テ學士法
 シタルセシムルハ熱心此改正ニ尽力セリ羅馬末

別
ト

物件ヲ取戻スノ権アリキ
 諾シタリトセニカ其権利ハ白ラ契約上ノ解除
 権ニ因リ保護セラル、モト云可シモシ其解
 除権ニ因リ特別約ヲ為サ、リシ件ハ對人ノ新
 権ヲ有スルニ過キサリキ
 〇シ羅馬法ヲ採用シタムモノ之然レモ充分ニ
 賣主ヲ保護スルニ足ラサレハ漸次其権利ヲ革
 固ニシタムモノ、如シ其先取特権及ヒ法律上
 ノ解除権ヲ設ケシヲ以テ知ルヘシ先取特権十
 ルモノハ買主代價ヲ弁済セサレハ其買取タム
 物件ヲ賣却セ他ノ権利者ニ先テ其代價ヲ受ル
 〇権ヲ云フモノナリ加之買主若シ其物件ヲ他
 人ニ讓渡シタムモノ其讓受人ノ何人タルヲ問
 ハス賣主ハ占有者ニ對シ物上ノ新権ヲ実行ス
 ルヲ可シ古時佛國ニテハ全国同時ニ各賣主
 ニ先取特権ヲ附シタムニアラズ蓋シ當時封
 建ノ制盛ニ行ハシ州郡ニヨリ多少其法律ヲ異
 ニシタルモノ、如シ地方ニヨリ或ハ動産ノ賣
 主ニ先主特権ヲ与ヘ或ハ又不動産賣主ノ特権
 ヲ認メタルモノアリ一定セズ革命ノ前ニ至リ

銀座 伊東屋製

別

別

賣主一般ニ先取特権ヲ有シタルモノ、如シ
 又明約ノ有無ニ拘ラズ代價ヲ取サレ一更ヲ以
 テ賣主ニ解除ノ新権ヲ認メタルモノ全国一般ノ
 法律ニ非ス抑モ佛國ハ習慣法ノ國諸北州及ヒ成
 文法ノ國諸南州ト分レタリ中而テ南部諸邦ハ皆
 羅馬法適用シタルカ如ク賣主ノ權利ニ反
 北諸州ハ習慣法ニ漸次羅馬法ヲ排斥シ
 賣買契約ハ自ラ解除アルモノト看做セリ此慣
 例ハ結約者双方ノ意趣ニ基ヒスルモノト如シ
 之ヲ分析スルニ賣主其義務ヲ約シタルハ買主
 ヨリ其義務ノ弁済ヲ受クルヲ以テナリ故ニ買
 主義務ヲ尽サズ付ハ賣主ノ義務ハ己ニ原因ナ
 キモノナシハ其契約ヲ取消シ所有權ヲ回復ス
 ルヲウレハ至当ニ
 習慣法ノ諸國カ双方ノ契約ハ当然解除權ヲ含
 ムト認メタルハ實ニ法律ノ一進歩ナリ法律進
 歩ノ標準トスル所ハ契約其他百般ノ所為ニ付
 キ各人ノ意思ヲ重ンズルノ一点ニ依リ立法者
 タル者社會ノ進歩スルニ循ヒ法律ヲ改良セン
 二ハ吾人各自ノ志向ヲ自由ニシ其自由ニ對ス

銀座 伊東屋製

民法千六百三十一條

別別

唯一ノ條件アリ即チ買主ニ拂方ノ猶豫ヲ去ハ
 絶スルヲ得ヘシ物件留置ノ權ヲ保全スルニハ
 ラル、モ代價ノ并濟ヲ受クルニハ其引移ヲ拒
 第一物權留置ノ權賣主ハ物件ノ引移ヲ請求セ
 民法上賣主ニ附スル所ノ權利四アリ
 其財産ハ不完全質ノ者ト称スヘシ
 之ヲ賣拂フモ義務ノ類ヲ満タスニ足ラス故ニ
 權利者ノ共同質ヲ減スルヲウレハ權利者ハ
 若ノ數ヲ加ヘ又何時トナク財産ヲ他人ニ譲与
 共同質ナシニ義務者ハ更ニ新債ヲ起シ權利
 權利者ノ共同質ヲ減スルヲウレハ權利者ハ
 之ヲ賣拂フモ義務ノ類ヲ満タスニ足ラス故ニ

民法千九百三十三條

別別

責任ヲ主眼トセサルヲ得る吾人ノ自由ニ人
 唯ニ管ノ制限アリテ存ス即チ他人ノ權利及公
 安ヲ害ス可ラサル是ナリ而シテ此制限ハ各人志
 向ノ自由ヲ妨クルニ非ス又憲法之ヲ保護スル
 モトトシヘシ
 是ヨリ民法ニテ賣主ノ權利ヲ論セシ
 賣主ノ通常權利者ノ如ク其義務者即チ買主
 財産ヲ賣拂ヒ其代價ヲ以テ義務ノ并濟ヲ受
 クルノ權ヲ有スル然レニ此權利ハ實ニ賣主ヲ
 保護スルニ足ラスモ義務者ノ財産ノ權利者

分十枚目

佛氏法百三十四
項二節

別

別

サルは是ナリ賣主モハ排方ノ猶豫ヲ手ヘタル
 仲ハ其物件掌握ノ権ヲ放棄シタルモト見做
 スヘシハ一双方ノ契約ハ之ヲ結ビタル一方ノ
 者其義務ヲ尽サ、ル他ノ一方ノ者ヲ強テ
 義務ヲ尽サシムルヲ得ス、又買主ノ未タ其
 義務ヲ尽サ、ルモ賣主先其物件ヲ引渡ス、ア
 ラン件ニハ却テ賣主ハ弁済ヲ得サル為ニ自己
 ノ義務ヲ尽セシ、トノ損失トナルコアリ、之ヲ防
 ヲ為ニ賣主ヲ保護スルニ猶三個ノ權利ヲ以テ
 ス

第二「賣主ハ其賣買ノ目的物動産ナル件ハ特
 別ノ取戻権ヲ有ス、然レ之ヲ以テ所有権ノ
 取戻ト看做ス可ラス、何トナレハ賣買之ヲ結
 ト同時ニ買主ヲ所有者トナスモノナレハ之ニ
 千百ニ條ノ取戻権ノ本質ハ其誤異ナレ、之ヲ
 千百ニ條ノ取戻権ノ本質ハ其誤異ナレ、之ヲ
 千六百十二條ノ制裁即チ物件留置権ヲ取戻
 ス、權ノトスルヲ信ニ近トス

第三先取特權、**第四**解除権ノニハ前ニ在リ
 此解除権ニモ數證アリテ申シハ全廢説ヲ唱フ

ルモノアリト馬モコレハ民法千八百八十四條ノ

本販頁

銀座 伊東屋製

佛民法三千百六条
二十百八条

佛民法三千百十九
条

ハ先動産賣買ト不動産賣買トヲ区分セサル可
 ラス
 權ヲ有スルニ等シ
 及ヒ解除權ハ經時効ニ関スル原則ト抵触之
 ヲ実行スルヲ得サルヲアリ
 不動産ナシハ買主之ヲ他人ニ引渡シタルノ後
 之ヲ以テ右ノ二權ハ消滅セシモノト看做スハ
 キナリ
 先取特權ヲ公ケニスルノ法ヲ設ケタルニ解
 除權ニ至テハ之ヲ公示セサルモ他人ニ對シ其

銀座 伊東屋製

佛民法三千百十三条

別
 又コノニ賣主ノ權利ヲ制限セシモノアリ
 認ルルニアリ
 譲リ又ハ其財産上ニ物權ヲ約シタルノ賣主
 ハ之ヲ無効トスルヲ得ニ
 解除權ノ効力ハ既往ニ溯リテ賣主ヲ所有者ト
 認ルルニアリ
 又コノニ賣主ノ權利ヲ制限セシモノアリ
 解除權ノ効力ハ既往ニ溯リテ賣主ヲ所有者ト
 認ルルニアリ
 譲リ又ハ其財産上ニ物權ヲ約シタルノ賣主
 ハ之ヲ無効トスルヲ得ニ
 解除權ノ効力ハ既往ニ溯リテ賣主ヲ所有者ト
 認ルルニアリ

Handwritten notes on the right page, including the number 170 and some illegible text.

7/

効アルモノトセリ故ニ買主其買取ニ不動産他
 人ニ賣拂ヒ又之ヲ書入ト為スニ其買受タル者
 又書入權利者ハ旧賣主ノ解除権アルヲ知ラズ
 其不動産ヲ買取タル者ハ何時之ヲ奪ハルヤ
 知ルニ由ナク又書入權利者ハ不当ニモ其擔保
 ヲ剝取ラルニ至ル其損害モ亦大ニトナクハ
 之ヲ矯正スルノ方消テ切論セルモノ多クハ
 リ終ニ千八百五十五年三月二十三日ノ法律ヲ
 以テ之ヲ判定セリ第七條ニ云「民法第十六百
 五十四條賣主ノ解除権ハ其先取特権ノ消滅ニ
 タル後ハ買主ヨリ其不動産上ノ權利ヲ得且之
 ヲ保全シタル者ニ對シ之ヲ実行スルヲ得ス
 ト因是觀之立法者ハ賣主ノ解除権ヲ以テ先取
 特権ト連帶セシメタルモノト又先取特権ハ民
 法上既ニ之ヲ公ニセサル可ラサルモノナリモ
 之賣主之ヲ公ニシタル中ハ解除権ハ当然公ニ
 セラレタルモノトス之ニ反シ特権ヲ公ニセ
 又ハ已ニ消滅シタル場合ニ於テハ解除権ハ他
 人ニ對シ成立セサルモノトスコレ外形上他人
 ヲ保護スル如シト雖其實然ラズ現今佛國ニ於

銀座 伊東屋製

72

千八百七十一年五月五日

別

足~~レ~~リ~~佛~~国ニハ身上証書アリテ出產婚姻死去
 等人生中大変ヲ記スル之ト同シテ李国ニ
 ハ不動産ニモ特別ノ帳簿ヲ設ケ所有ノ原因價
 格負擔等ヲ明示シ調査ヲ容易ニシ他人ノ權利
 ヲ保護セリ~~コ~~シ~~實~~ニ完全ノ法ナリ然~~レ~~モ~~亦~~ハ
 主権ノ保護ニ止マラス又他ニ損害ヲ与フル~~コ~~ト
 モナカルハキナリ
 佛国民法ノ賣主ヲ保護スル~~コ~~ト此~~レ~~モ~~亦~~ハ
 買主其賣主ヲ分散シタル場合ニ於テ大ニ民法
 規則ヲ變更シ賣主ノ權利ヲ制限セリ~~抑~~モ~~亦~~ハ

能ハサルハ法ノ全キモ~~一~~ニ非~~ス~~之ニ反~~シ~~テ李国
 一登記法ハ實ニ物上權公平法ノ模範トスルニ
 貴嘱贈与ノ場合ニハ登記役人之ヲ知ラサル~~コ~~ト
 アリ巨額ノ登記税ヲ拂ヒ乍ラ世上ノ信ヲ措~~ク~~
 ル關係上ノ公示法ナレハ充分ノ信用ヲ措~~ク~~能
 ハ~~ス~~加之人名ハ同~~シ~~キ~~ト~~アリ又遺物相続又ハ
 宜キヲ得サルニ~~一~~アリ~~同~~国ノ登記法ハ人ニ仍~~シ~~
 丁甚~~シ~~其整ハサルハ主ト~~シ~~登記帳ノ記~~ス~~法其
 二~~レ~~ノ義務アリト虽モ實際其組織ノ整ハサル
 示總テ不動産上ノ物權ハ外人ニ對~~シ~~テ之ヲ登記

銀座 伊東屋製

許多

佛商法五百七十七條

人カ其義務ヲ停止シ家財分散スル~~件ハ~~其債主
 / 權利ヲ保護スルニ必要ナルハ分散人ヨリ財
 産ヲ管理スルノ權ヲ剝奪スルニ~~アリ~~次~~テ~~立法
 者ハ一般債主ヲ平等ノ地位ニオキ相互ノ等級
 順序ヲ察察スルヲ要ス蓋シ商人ノ權利者ヲ常
 人ノ權利者ニ比スルハ其數居多ナリ其權利者
 / 大半實際特別ノ保証抵当ヲ約セシムルヲ得
 サリシ者ナリ又或ハ距離ノ大ナルカ為ニ債主
 / 分散セシヲ知ラサル~~ト~~アリ且ツ商人ノ債主
 = ~~ノ~~義務ノ弁済ヲ得サルモノ~~ノ~~件ハ實ニ甚
 三ノ弊害ヲ生スル~~ト~~アリ~~ト~~ハ債主モ定日
 = 義務償還ヲ受ク~~ル~~ノ目途アルニヨリ之ヲ以
 テ自己ノ義務弁済ニ充ツルノ意ナリシヤモ知
 ル可ラ~~ス~~然ル~~件ハ~~コシモ亦分散セサル可ラ~~サ~~
 ルニ至ラン此ノ如キハ社會一般ノ信用ヲ害ス
 ル~~ト~~アルヘシ~~ト~~コレ買主分散ニ於テ大ニ賣主ノ
 權利ヲ減殺シ~~ル~~所以ナリ
 商法ニ賣主ノ有スル四權利中買主分散ノ場合
 = 於テ物權留置權ノ之ヲ存ス蓋シ物件ニ未
 夕買主ノ占有トナラサル内ハ其物件ニ付キ買

銀座 伊東屋製

佛蘭西五百五十年

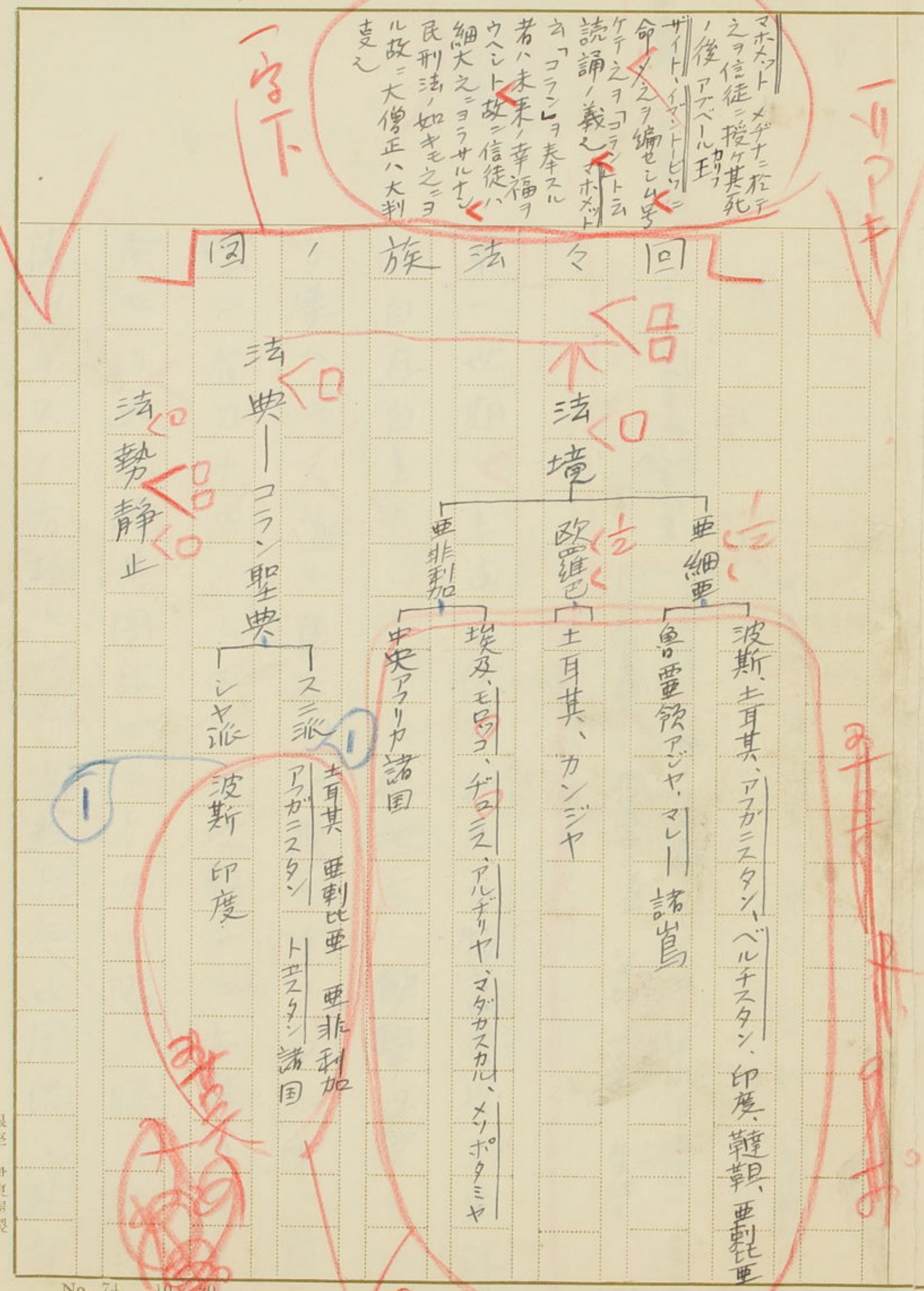
6

主ト結約スル者ナキヲ以テ之カ為ニ他人損害
 ヲ齎スルナシ之ニ反シ他ノ三權ハ外人ヲ主ト
 龍擊スルモノナリ賣主ニ此權利ヲ履行シ
 可キモノトセハ他ノ債主ハ見込ノ質物ヲ失
 フニ至ルコト商法ニ動産上ノ先取特權及ビ留
 置權回復ノ權ヲ賣主ニ讓奪シタル所以ナリ解
 除權ノ存在ハ疑問アルナリ動産ノ賣買解
 除ハ商法五百七十六條ニ定メ先取特權ヲ公
 ニセサリシ不動産賣主ニ解除ノ權アルナリ否ハ
 千八百五十五年ノ法律第七條ハ解除權ヲ先取

特權ト連帶セシメタル法文ヨリ生ズ何レモ
 擊要ニ困難ノ問題ニ不動産ニ關シ人今日未
 タ學者ノ論一定セサルナリ
 法律ノ族別
 帝國法科大学教授穂積陳重學士カ法律ヲ
 支那、印度、回々、羅馬、英國ノ五法族
 分タル論文ハ法學協會雜誌ニ見ヘリ中
 ニ因テ以テ印度回々ニ法族ヲ顯ハシ
 ルヲ見ル之ヲニニ摘載スルニ

銀座 伊東屋製

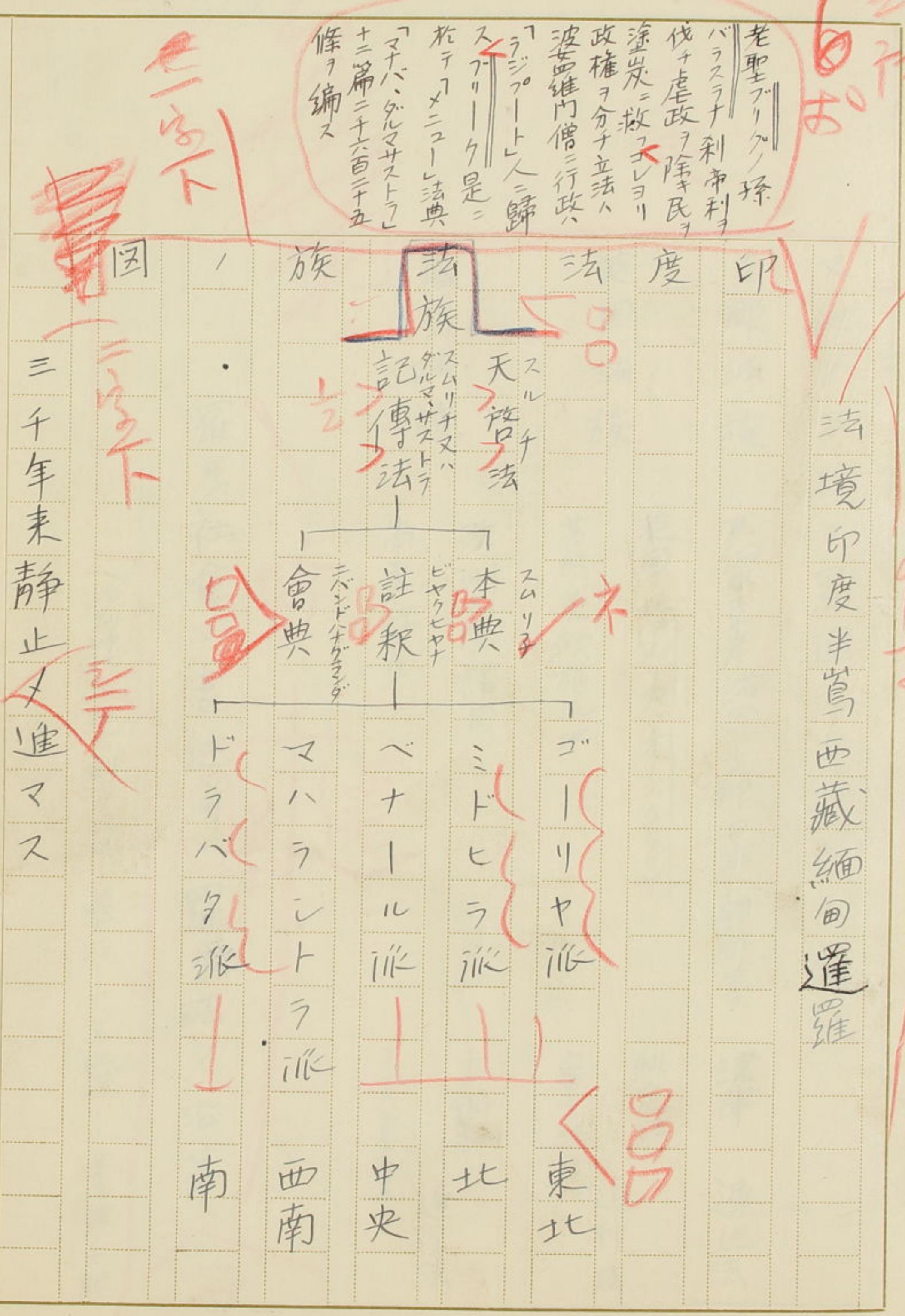
86



銀座 伊東屋製

175

通



60

50

90

60

第一世期
 上古ノ伊古利人ノ牧畜ヲ以テ生活
 シ自存自主ナシタルニ他地方ノ襲撃ヲ受ケル
 事屢々ニ遂ニ集合力ヲ強メタリコシ集ニ防
 禦ニ有力ナルノ之ヲス攻撃ニ本能ク効ヲ
 奏セリ此人種其團結ニヨリテ近隣ニ勝テ一部
 莫ヲナスノ有様トナシリ然レ此團結ニ外部

銀座 伊東屋製

第一世期
 第二世期
 第三世期

氏族時代
 家族時代
 個人發達時代

Tribe System
 Family System
 Gentle System

氏族時代 社會創立目的 其方法 其組織 其法律 大觀
 家族時代 社會改良目的 其方法 其組織 其法律
 個人發達時代 社會目的 其方法 其組織 其法律 未來進路
 擴張社會 身分 家制 公法私法
 以公法 對私法時代

羅馬社會ノ变迁
 羅馬法ノ沿革

羅馬法族
 南米諸國

歐洲大陸諸國

其他英領殖民地

英國 北アフリカ、オーストラリア

十二銅表
 進行法

審定法

制定法

諸律

遲延法

又他ノ三族ヲ畧圖スレハ
 支那法族 亞細亞東岸諸國 支那 日本 朝鮮等
 英國法族 其他英領殖民地

76
 羅馬社會ノ变迁
 羅馬法ノ沿革

76
 羅馬社會ノ变迁
 羅馬法ノ沿革

別行

/ 刺戟ノ為ニ維持スルヲナシハ刺戟減少セリ
 固結ニ離散スヘキハ当然ナリ然ルニ其關係ヲ
 堅ク又離散ノ憂ナキニ至リシハ氣候ノ温和
 ト土地ノ開通ト民質ノ感化ト昂カリシト利益
 / 識別ニ富シト言語風俗ヲ同クシタル等ニモ
 コルト虽モ亦崇スル神ヲ同クセント血脈ノ同
 レキトハ又大ナル原因トスヘキナリ
 又ノタイバノ河畔ノ三部族ヲ併シ羅馬ヲ建ル
 ヤ其制度ハ血統ト祖神ヲ神聖ニスルノ方法ヲ
 以テ之ヲ維持セリ

第一族制ノ大觀
 羅馬人ハ三百族ヲ以テナリ
 之ヲ三部族ニ大別シ一部族ヲ十類ニ分ケ一類
 ヲ十族ニ分ケ一族ハ同一ノ祖先ヨリ来ルト稱
 スル聚家ヨリナル一家ハ同一ノ長者ヨリ直ニ
 血統ヲ引ク骨肉ノ親族ヲ以テナルモノナリ家
 ニ家長アリ族ニ族長アリ國王ハ其上ニアリ
 理スル一家官ナリ族長ハ一族ヲ所理スルモノナリ

國王ハ三部三百族ヲ總スルモノナリ政体ハ共
 和政治ニ國王ハ主権ニ非ス立法部ハ二院ヲ
 以テナル一ヲ一コンシヤキコトリアリタレ

銀座 伊東屋製

別行

一 總會ニテトシテトシ
 内又ハ各族間ニ係ルヲ討議シニハ全民總体
 ニ係ル大要ヲ決スニハ寧ク諸王ノ會合ニ
 ハ代議官ノ集合ノ如シ甚モ所ノ法令宛モ
 諸族間ノ國際公法ノ如シ國王ハ專ラ行政ヲ司
 ル宗教ノ了其大部ヲ占ム乃チ國王ハ僧侶ノ主
 宰之各人亦公權ヲ有ス官更ハルハ心權儀式如シ私
 權ハ國王ト雖モ之ヲ有セズ
 第二 己ノ地位ノ國ハ族ヨリ族ハ家ヨリ家
 ハ人ヨリナル己ノ變動ニテ甚家ヨリ族ニ
 及ホス丁アレハ其變動ハ一族ノ變動之故ニ族
 員ノ増減モ私莫ニ非ス公莫ナリ乃チ婚姻養子
 ノ如キモ公法ヲリシ一ハ新家ヲ創設シ一
 ハ族員ヲ減スルヲ以テナリ族制ハ宗教ニヨ
 リテ之ヲ結合セリ其儀式ハ各族固有ノ司掌アリ
 リ各家亦之ヲ令擔ス而シ之ニ参与スルモハ
 独リ權利ノシナラス其義務ナリ乃チ公權ノ性質
 アルモノニテ年中ノ行爲乃其格式具サニ之ヲ
 規定シ細大苟モ怠ル丁ヲ正ス而シ家長ハ家内
 ノ僧官ナリ官職ナシハ其權ハ不朽ナリ乃チ家

銀座 伊東屋製

当時在テハ家ハ
 一社会ナリ家長ハ
 其代理人ニシテ社会
 代理トシテ為ルニ行
 為ス其人ノ頭上ニ
 来テ其社会ニ
 附着ス

レセロ曰宗教上ノ
 儀式ヲハシテ壇ニ
 葬祭ヲ行ハルニ
 ナリ

長ノ死ト共ニ亡ヒス羅馬古法ノ語ニ曰一人ノ
 死スルヤ亡フル者ハ有形ノ性命ナリ死者法人
 ハ尚相続人ニヨリテ永存スル故ニ死者ヨリ相
 続人ニ移ルハ財産ニ非ス家即チ社会ナリ相続
 人ハ死者ノ坐セシ虚官ニ充ツルナリ家長死
 相続人ナキ片ハ一家亡ヒ分擔ノ式欠ケ秩序乱
 レテ族制衰フ故ニ家長ニ公権ノ一部トシテ
 一権ヲ行フヲ許ス(一)外人ヲ族中ニ收養スル
 権滅ツルハ統ヲ汚スカ如シト虽モ一家ニ遺
 囑ヲ為ス近世ノ遺囑ト異ナリ其近親ナキ代又之ヲ好マサル件外人ヲ指定
 且ヒコソシテア、キヨリアタレノ許諾ヲ要
 ス又儀式上注意スヘキモノ(一)族員タルモノ族
 姓ヲ守スヘシ(二)族員タルモノ族員タルモノ(三)墓地ヲ共
 有ス一族ノ墓地ヲ有ス族員
 他族ヲ用ルヲ許サス
 第三財産ノ思想 財産ノ特性ハ移轉スルナリ
 得サレニアリ蓋シテ財産ハ一族ノ共有ナリ其因
 有ノ土地替換合ニタル土地分捕品孳孳ノ如キ先
 ワ一族ニ屬ス故ニ一人ノ其上ニ有スルノ権
 ハ尚ホ管理権ノ如ク壇ニ之ヲ処分スルヲ得

銀座 伊東屋製

別

又、愛契約を其族内ニスル一人ト一人ト
 同ニハ成立ス唯々社會カ一人ニ其使用收
 益権ヲ子フルノ財産共有ノ思想ヨリ左ノ
 特別アリ(一)財産相続権ハ一族ニアリ當時私有
 ノ思想ナケシハ子及男系タルノ格ヲ以テ相続
 スルヲ能ハス其他族員ト同ニ割合ノ相続権ヲ
 有スルアリ然レ共男系ニ移ルノ精神ハ族制
 時代ノ終ニ発せリ(二)各族結婚文禁女子モ亦
 相続権ヲ有ス故ニ財産ヲ使用スルノ権アリ依
 テ族外ノ人ト婚スレハ其夫ノ家ノ家族トナリ
 財産夫ノ家ニ入ルヲ以テ之ニ属スル族ノ共産
 ヲ減スルノ恐レアリ女子ヲ永久後見ノ下ニ置
 ヲノ思想之ヨリ出ワシ
 元ト一統ノ利益ヲ目的トシタル社會ハ全ク一
 己人ノ撰擇ニ係ンモノ非ス單ニ外部ノ刺戟
 ニ應ズルノ為ナレハ其成立ヤ全体ノ合意ヲ以
 テ各自ノ願望ヲ制シ更ニ其目的ヲ遂ルノ制度
 ヲ以テ其壓抑ヲ重クス故ニ一人ノ發生ト共
 ニ離散スルノ傾キアリ且其制度又同祖同血ノ
 親和ニ基礎ヲ植フルヲ以テ族員漸加ハルニ

銀座 伊東屋製

別

從テ同族ノ親ハ漸ク薄弱トナル況ンヤ外ヨリ
 羅馬ノ周辺ニ外人ノ繁殖スルニ從テ固有人民
 トノ間ニ争鬪ヲ起シ殊ニ一層大ナル社会ヲ作
 ラントスルニハ古制ノヨク組織シウヘキニア
 ラスコレ實ニ族制瓦解ノ原因ニ然レテ複合社
 會ノ崩ル、ヤ直ニ純粹ノ原子トナルモノニ非
 ス先ツ其大塊ヲ界スルノ境界消ヘ後ニ之ヲ構
 成スル小塊ノ別亡口セ初メテ純粹ナル成形原
 子トナル之ヲ家制時代ノ創立トス
 第二世期 羅馬人其組織シタル社会ノ連合力

ヲ利用シ周辺部落ヲ平ケ故ニ府域漸ク廣ク無
 数人民羅馬ニ聚ル之ヲコレガスレトナラフ然
 ルニ連合ニ百族ノ者ノ之ヲ度外視スル止ヲ得
 サルナリ此ヲコレガスレモ其数ノ十ナカリシ
 片ハ奴隸ノ如ク伏シタルモ數益加ハリ財産モ
 漸ク大ナルニ至リテハ又之ニ屬セズ且從來人
 民ノ專横ヨリ争乱頻リニ起リ内訌断ヘス其
 反動地方連接ノ制ヲ望リニ至ルセルビアス羅
 馬住民ヲ五級ニ分ケ羅馬ヲ四邑トナシタシハ
 此無數ノ人民此無數ノ財産ヲ一括シテ新ニ大社

銀座 伊東屋製

會ヲ立ツルニ在リシモ其組織ハ正ニ族制ノ命
 運ヲ断テシム即社會ノ原子ハ家ニ但シ財產ノ
 多寡ニヨリテ家々權限ヲ異ニス⁶キ⁶ユ⁶リ⁶ア⁶タ⁶
 シノ權カハ自然ニ⁶セ⁶ン⁶チ⁶ユ⁶リ⁶ア⁶タ⁶レ⁶ニ⁶移⁶ル⁶
 其後⁶ト⁶リ⁶ビ⁶シ⁶ト⁶シ⁶議院ヲ設ケ地方人民ニ
 參政ノ權ヲ与フ然カモ貴族(ホ⁶ラ⁶ス)議院
 ニ權カヲ占メタルヲ以テ遂ニ改弊ノ第一着手
 ハ其權利義務ヲ確メヘキ成文法ヲ設ケシムル
 ニ⁶ア⁶リ⁶旧羅馬人ハ公權アリ⁶私權⁶ナ⁶シ⁶然⁶ル⁶ニ
 7⁶ポ⁶レ⁶バ⁶ス⁶レ⁶ハ⁶斯⁶ノ⁶如⁶キ⁶組織⁶ナ⁶キ⁶ヨ⁶リ⁶自然⁶ノ
 進化ニテ一人ノ思想大ニ發達セリ故ニ羅馬
 人ヲ⁶一⁶己⁶人⁶アラ⁶シ⁶ト⁶メ⁶タル者ハ7⁶ポ⁶レ⁶バ⁶ス⁶レ⁶
 ノ効ナリ⁶一⁶己⁶人⁶ト⁶一⁶己⁶人⁶ト⁶ノ關係ハ私法ノ定
 ム所ナリ⁶彼土地所有權ノ如キモ7⁶ポ⁶ラ⁶ス⁶
 シ⁶掌⁶テ⁶知⁶ラ⁶ス⁶全⁶ク⁶7⁶ポ⁶レ⁶バ⁶ス⁶レ⁶ヨ⁶リ⁶記⁶シ⁶リ⁶7⁶
 和⁶ラ⁶ス⁶レ⁶ノ⁶一⁶族⁶共有⁶地⁶ヲ⁶私⁶有⁶ス⁶ル⁶ニ⁶至⁶リ⁶シ
 ハ我眼下ノ人民ニ劣ルノ理ナシト考ヘタルヲ
 以テナリ⁶7⁶ポ⁶レ⁶バ⁶ス⁶レ⁶ハ⁶族⁶制⁶ヲ⁶擊⁶破⁶シ⁶羅⁶馬⁶法
 7⁶改⁶革⁶セ⁶リ⁶然⁶レ⁶ニ⁶銅⁶標⁶ニ⁶差⁶子⁶ノ⁶如⁶キ⁶貴⁶權
 ノ如キ免除ノ如キ後見ノ如キ7⁶ユ⁶ン⁶シ⁶ン⁶ア⁶キ

銀座 伊東屋製

別

人ノ法律上ノ地位ノ命令ヲ以テ之ヲ規定ス
 家ノ家長ノ権内ニアリテ独立人ニ非ス而シテ
 社会ノ構成分子タル一家ヲ以テ其原子トス
 然ルニ一々人ハ直ニ社会ノ原子トナラス前代
 争ヨリ進之シ結果ハ一人ヲ認めタルニアリ
 至テ羅馬人ハ公和平等ノ権ヲ有スカク多年ノ
 法ヲ以テ兩級同ノ公權ヲ行フヲ許ス此ニ
 一區別先ツ破ル其後百数十年ヲホルテソニア
 ンテ法ヲ以テ兩級ノ結婚ヲ許シ兩級同宗教ト
 ヘシモノニ非ス幾クモナクカニユレリア
 十ニ銅標ハ決メテコレニス十分満足ヲ予
 ルカニ敵メテ法律思想ノ差違スル状況ヲ想像ス
 テ和権ヲ保護スルノ争ヨリ時世ノ抗ス可ラサ
 セン故ニモニ社会ノ全カヲカリ公式ノ媒ヲ以
 ス文字未タ用ケス何ヲ以テカ其權利義務ヲ証
 之私法思想ノ差スルヤ人間ノ信義未タ堅カラ
 ナリ思フニ此中ハ私法ノ始メテ差生シタルノ
 ハナシ則チ私法ハ公法ノ下ニ屬シタルヤ明カ
 リアタシ及ヒテボカラスレノ許諾ヲハサル

銀座 伊東屋製

別冊

第一身分、一己人、有る地位、三箇に分れる、自由、心、国民、一人、一家、一人、此三条件ヲ備フルモノハ家長即チ独立人ナリ、(一)家長ハ一家ヲ有る家長権ハ已ニ公権ニ非ス、其家人奴隸財産上ニ有る無限ノ権力ニ私権ナリ、故ニ其家人ノ公権ニ従事スルモノニハ其権力ヲ及ボスヲ止ス、家長権ノ起ルハ婚姻、其子ヲ嫡子トスル、及ヒ其養子ナリ之ヲ失フハ免除死ニ身分變動ニアリ、家長権ニ類似スルノ権ハ夫権又主人権ニ女嫁セハ全ク

夫権ノ下ニアリ夫々ノ権ハ家長権(一)婦ハ夫ノ女性ル地位ヲ取ルヲ以テナリ、主人権ニ亦然リ、奴隸ハ私権ノ点ヨリ見テ家人ト異ナル所ナシ、(三)家人ハ子孫ノ別ナク其男系ノ親族ニ若此家長ノ配下ニアリ、公権上ノ特許人ノヲ得ルモ私権則チ財産上ノ権利ハ一ニ之ヲウレシ能ハス、然レモ家人タル者ハ早晚家長タルノ権ヲシテハ希望アルモノ之ヲ相統ノ順序ハ十ニ銅標ニ定ム、曰ク子曰ク男系曰ク族員ト(九)子即男女ノ骨肉ノ親、父スレモ家人ニ非ス、得免除

銀座 伊東屋製

者又其女ノ婚姻ニシテ其ノ外ノ人必ス家人
 タルヲ要スルニ非ス養子ニシテ其ノ前代ト
 異ニシテ全ク家産相続ノ制ニ其制タルカ
 承諾ヲ要セズ其家長ノ養父ニ當ルカ其効果
 ハ生家ヲ離シテ養者ノ家人トナルニ在リ
 其信愛ニシテ子ノ自己ノ權ヲ脱セシメ之
 ヲ擬制ノ養育ニヨリ免除ス其効果ハ家人タル
 ノ權ヲ失フセハ生家ニアルカ家長ノ權内ニ入
 リ独立スルカ後見ノ下ニ入リ已婚婦ハ生家ノ
 家人ニ非ス故ニ其相続權ヲ失フ幼者ハ後見ノ
 下ニ入リ十四歳ニ脱ス幼者ハ家長權ヲ享ケ
 新家ヲ記スノ格アリナリ後見モ代理ニ非ス
 家長權實行ノ顧問職ナリ是レ男系ノ男子ヨリ
 生シテ子及ビ男子ヨリ連ナル血族ハ男系
 ナリ即チ一家ノ總家人ナリ而シテ其女ヲヘテ妻
 ルカノヲ除クノ擬制ハ全ク羅馬ノ奇習ニ其
 定制上ニ於テ区域ヲ明ニシテ相続ノ混雜ヲ防
 思ヒナリ(C)族員ノコシ全ク族制時代ノ遺物ニ
 其族ヲ有スルモノハ羅馬國有ノ人民トシテ
 婚姻ニヨリ創立セル族員ニ

銀座 伊東屋製

別

第

一、~~取扱~~ヒ、~~是ナリ~~婚姻モ、~~賣買ナリ~~養子
 一、~~賣買~~之、~~免除~~奴隷ヲ、~~自由ニ~~スル、~~制~~一ト、~~然~~
 一、~~ラサ~~ル、~~ナ~~シ、~~而~~テ、~~移~~轉ノ、~~法~~前陳ノ、~~如~~ク、~~公~~式、~~認~~
 一、~~己~~人間ノ、~~人~~賣上ノ、~~行~~為、~~占~~モ、~~之~~ヲ、~~財~~産、~~移~~轉ト、~~同~~
 一、~~薄~~カリ、~~レ~~ト、~~ニ~~ヨリ、~~公~~然ノ、~~儀~~式ヲ、~~フ~~之、~~一~~人、~~一~~
 一、~~証~~ス、~~ヘ~~キ、~~証~~拠、~~法~~ノ、~~発~~達セ、~~サ~~ル、~~カ~~為、~~人~~間ノ、~~信~~義
 一、~~テ~~移、~~轉~~ス、~~ル~~ヲ、~~ヨ~~ル、~~ニ~~至、~~シ~~リ、~~其~~移、~~轉~~ノ、~~賣~~買ヲ、~~保~~
 一、~~人~~ハ、~~金~~ノ、~~羅~~馬、~~法~~保、~~護~~ノ、~~下~~ニ、~~ア~~ラ、~~ス~~
 一、~~第~~二、~~財~~産ノ、~~一~~ト、~~家~~長、~~権~~時、~~代~~ニ、~~至~~リ、~~財~~産、~~ハ~~、~~初~~メ
 一、~~コ~~ト、~~テ~~示、~~イ~~テ、~~シ~~ア、~~イ~~レ、~~ハ~~自、~~由~~權ノ、~~之~~ヲ、~~有~~ス、~~外~~
 一、~~イ~~レ、~~及~~ビ、~~外~~人、~~ト~~ラ、~~テ~~ナ、~~イ~~レ、~~ハ~~自、~~由~~國、~~民~~權ヲ、~~有~~
 一、~~奴~~隷ニ、~~均~~シ、~~カ~~リ、~~シ~~ナ、~~リ~~、~~奴~~隷、~~ハ~~、~~儀~~式ヲ、~~履~~テ、~~自~~由
 一、~~ナ~~ル、~~ナ~~カ、~~リ~~、~~シ~~ハ、~~金~~ノ、~~家~~長、~~権~~ノ、~~無~~限ニ、~~家~~人、~~ハ~~
 一、~~由~~権、~~ナ~~シ、~~然~~レ、~~モ~~、~~其~~人、~~ト~~見、~~サ~~ル、~~一~~場、~~合~~ニ、~~知~~權ヲ
 一、~~家~~制、~~時~~代ニ、~~ハ~~家、~~ノ~~財、~~産~~ノ、~~一~~部、~~ト~~ナ、~~ル~~、~~之~~ヨリ、~~自~~
 一、~~役~~セ、~~ラ~~ル、~~、~~モ、~~ノ~~、~~之~~、~~族~~制、~~時~~代ニ、~~ハ~~族、~~員~~ノ、~~若~~有、~~物~~
 一、~~タ~~リ、~~(三)~~、~~奴~~隷、~~ハ~~、~~生~~摘、~~ニ~~、~~生~~命ヲ、~~保~~ツ、~~ノ~~、~~酬~~ト、~~使~~
 一、~~ト~~ル、~~ハ~~、~~血~~族、~~親~~ノ、~~相~~統ヲ、~~早~~ク、~~已~~ニ、~~認~~メ

銀座 伊東屋製

別

要スルヲ以テ遺囑契約其他人変上ノ変共其
 未末ニ移轉スヘキモモ皆取消ス可ラサレ現
 在ノ行為ヲ以テ現在ノ取引ヲ為サレ可ラス
 マンシバシオレヲ以テスル遺囑同質異名ノ
 マニシオレノ奴隸解放ヲエマシバシオ
 レノ免除ヲ子々サレレノ契約ヲマンシバシオ
 レノ固有ノ賣買式其他ニカインヂカシオレ
 イン、シレ、セ、ソシオレノ如キ一ト社会
 ノ公力ニヨリテ制裁セラレサレ一己人ト
 認トラシタレ家長間ノ關係スラ且然リ其
 己人タムヲウヘキ且一己人タラサレ可ラサレ
 家人ノ如キ女子ノ如キ其他制服セラレタレ外
 人ノ如何ニ一己人タムヲウヘキカコレ乃ケ
 家長制ノ要動スヘキ原因トナシリ
 第三世期 社会ハ進歩止レハナク法律ハ靜
 止ス故ニ社会ノ進歩ト共ニ其變遷漸ク大トナ
 リ法律亦社会ニ適セシクル法三アリ(一)擬
 制(二)衡平法(三)立法コレ何レノ地何レノ時ニテ
 モ甚実ヲ証スルモノナリ蓋シ助法ノ生ズルヤ
 当时ノ思想ヲ以テ制定シタルモノナリ以テ

銀座 伊東屋製

其藩園狭少好、進之ト共ニ社會ノ支物ノ満セ
 ナル漸多シ、甲外人ノ地位、乙認定外ノ支件及財
 産、丙儀式ノ困難、点ニヨリ法律ノ保護ヲ工サ
 ル者、丁法條ノ不正ヨリ生スル不便、戊交渉國ニ
 見サレ、法律等之、羅馬ハ先ツ其徵稅ノ報酬ト
 外人ニ特別ナル救濟ヲ与ヘリ是レトカレ
 トトルルノ起源ナリトカレトトルルカ外人ヲ
 知スルニ當テ其法條ノ原則ハ何レヨリ取レカ
 乃羅馬ニ著名ナル自然法及諸國公法之ナリ
 前者ハ希臘ノ哲學ニヨリテ其正理ノアル所ヲ
 伺ヒ後者ハ諸國ノ法律習慣ヲ参照シテ其善通
 同ニナシテノヲ集メトカレトトルルハ元ト司
 法官ニ立テ法官ニ非ズ隨テ古法ヲ變更スルノ
 權ナキノ思想ヨリ巧ニ法文ノ裏面ニ入リテ
 木ノラケ、ホワセ、ハシオレヲ与ヘ之ヲ妨ム
 /ニ、インダ、ハシオレヲ与フム等、チ古
 法ノ範圍外ニ暗ニ立法ヲ企テ引テ認定外ノ支
 件財產ニ欠式ノ行為ニ及ビシタリ此ニ於テ古
 法ノ救濟ヲ与フムモ其困難ナル儀式ヲ
 以テ愚ナク見却テ之ヲ踏マサルノ便ヲ取ル

銀座 伊東屋製

前々古法ハ強ト不用ニ属スルニ至シリ然レモ
 彼等ハ假令不~~正~~ニ~~ハ~~各~~国~~ニ見サレモノ~~正~~ルモ
 古法ハ~~変~~ズルヲ得サル~~ト~~之ヲ保存ス~~ル~~
 ス、マ~~レ~~シ~~ハ~~シ~~テ~~等ノ~~別~~アリシモ~~ノ~~之ニヨ
 ルナ~~リ~~又古法カ認メタル~~ハ~~自分ノ如キモ~~ノ~~70シ
 ト~~ル~~ハ之ヲ~~変~~更ス~~ル~~ヲ得サリ~~キ~~此ノ如キ
 ハ漸次帝政ニ至テ~~更~~更ス~~ル~~トナシ~~リ~~乃~~ハ~~家長
 子ヲ~~賣~~能ハス養子~~ニ~~除~~テ~~婚姻~~ノ~~解放ノ如キ皆~~賣~~賣
 ノ~~擬~~制ヲ~~廢~~止~~シ~~甚~~ニ~~承諾ヲ受ク~~ル~~ヲ要ス~~ル~~モ~~ノ~~ハ
 之カ承諾ヲ得~~ル~~レ~~ド~~勤~~ク~~テ一己人一己ト~~ス~~
 思想ヲ~~養~~育~~ス~~ヘ~~リ~~次~~ニ~~テ~~ハ~~奴~~隸~~ヲ~~殺~~ス~~ル~~家人ヲ~~殺~~ス~~ル~~カ
 如~~キ~~ノ~~權~~ヲ~~奪~~ヒ又~~ハ~~財產ニ~~関~~ス~~ル~~モ~~子~~ノ~~家~~長ノ~~權~~
 外ニ~~別~~產ヲ有ス~~ル~~ニ~~至~~ル~~ハ~~當~~テ~~初~~ニ~~軍~~支~~ヲ~~盛~~ニス~~ル~~
 ノ~~目~~的ヲ以テ~~今~~捕~~品~~ノ~~私~~有ヲ許シ~~タ~~ルモ~~ノ~~漸
 ク~~今~~務ヲ奉ス~~ル~~モ~~ノ~~ニ~~及~~ビ~~テ~~遂~~ニ~~母ノ~~遺~~物ヲ
 リ~~母~~系ノ~~傳~~族~~親~~ノ~~遺~~物ヲ~~私~~有ス~~ル~~ニ~~至~~ル~~ハ~~即
 チ~~ノ~~イン~~ス~~チ~~ノ~~ト~~ル~~ハ~~ノ~~70~~シ~~ト~~ル~~レ~~バ~~及
 諸~~帝~~カ~~改~~良ノ~~結~~果ト~~帝~~カ~~引~~入~~レ~~シ~~ニ~~改~~良~~ナル~~甚~~
 新~~令~~ナル~~モ~~ノ~~ハ~~相~~統~~法~~殊~~ニ~~血~~族~~親~~相~~統~~ノ~~一~~層
 奉~~達~~シ~~タ~~ル~~ヲ~~見~~ル~~然~~レ~~モ~~此~~時代ハ~~未~~夕~~ノ~~家長~~制~~

銀座 伊東屋製

別

ヲ全ク脱シタルモノニ非ス唯其言可キ莫実ハ
 帝政ノ中ニ至テ和法カ公法ノ配下ヲ脱シテ獨立
 タル一夏ノ之
 マーソン氏云若シ吾人オノ身令ナル語ヲ以テ最
 良ナル著書ノ慣用スル如ク單ニ一己ノ地位
 ヲ指スモノトシ彼合意ヨリ直接又ハ間接ニ生
 スル地位ヲ指スモノニ非スト解セシメハ吾人
 社會ノ變遷ハ全ク身令ヨリ契約ニ化スルノ變
 遷ト云フヲ可シト

社會的淘汰

ゴロフニソル、ド、ラゴ、チ氏云フ社會的
 淘汰ハ之ヲ區別シ三種トス戰争的宗教的政治
 的是之跡齒種族ニテハ戰争淘汰ハ身作虛弱若
 ク亡ホシテ体格優等者ヲ保存スルハ其作用ハ
 人種進歩上ニ利益多シ然レニ用化人種ニテハ
 甚淘汰作用体格優等者ヲ亡ホシ社會ニ戰争ノ
 重荷ヲ負ハシメ之ニ種々ノ艱苦ヲ嘗メシム
 ル故ニ實アリ宗教的ハ試ニカトリックノ國
 ニテ考ルニ僧侶及ヒルヘテ寺院ニ生託スル者

銀座 伊東屋製

公高
二条

フハ各 国ノ相 承認ス ル所ナ リ外交 嚴禁ノ 国	奉シ會 堂ヲ公 使館内 ニ建設 シ葬祭 礼拜ヲ 行	宗教權 ヲ拂フ ニモ及 ハス	毛脚夫 又ハ驛 馬ヲ祭 スルヲ ウヘシ 又郵稅	ノ民カ 負擔ヲ 免レ郵 便制ノ 定メレ ル邦ニ テ	受稅權 イフリ シヤコ ニシテ オフ一 般ニ駐 在國	ハスニ モ之ニ 服從ス ルノ義 務アル ニ非ス	在國ノ 法律ヲ 遵守ス ルノ慣 行アレ ト是ト テ	了ナキ ニ衛生 治安ノ 了ニ至 リテハ 德義上 駐	ノ本國ノ 代表者 人他國 ノ法律 ヲ之ニ 加フル	上ノ公使 館小ニ ト虽本 邦法律 ノ域内 ニ公使	所カ其 國ノ法 律行ハ ルナリ 海上ノ 軍艦陸	治外法 權エホ カリテ トリレ トリジ アヲリ オフ一 國旗ノ 閃ク	各國ハ 皆途ヲ 公使ニ 假スノ 義務アル ナリ	國又ハ 任國ノ 領地ヲ 經過セ サル可 クニ而 テ	ヲ許ス ルニ如 ク公使 モ其任 所ニ赴 クニ他 ノ	地ヲ其 用為サ ル場合 ニ地役 權ヲサ ル所	テ他人 所有ノ 土地ヲ 用ヒサ シハ已 レシカ ル所	通過ノ 權ハ其 地ノ領 土ニシ テオフ 普通民 法ニ
---	---	-------------------------	--	---	--	--	---	---	---	---	--	--	--	---	---	---------------------------------------	--	--

銀座 伊東屋製

所ノ取締ノ職掌ニ精ヤ同シ
 奉行日附ニテ是ヲ処置スル
 携ルハル類罪人ヲ捕ヘテ裁
 羅馬ノ世ニ至リ取締ノ權ハ
 希臘ノ世ニ於テモ取締ノ類
 アノ權サルトハ兵ヲカニ此
 ンカ為是非曲直ヲ裁断スル
 取締トハ事物ノ條理ヲ守リ
 佛英米取締編製綱領
 何人ノ著譯カ知ル可ラサ
 國ノ例規ナリ
 對ノ謁見ヲホムルヲウヘシ
 代表スルヲ以テ駐在國ノ君
 認見ノ權オホリテカ
 犯サ、ルニアリ
 テハ特約ヲ以テ之ヲ定ムル
 所ノ取締ノ職掌ニ精ヤ同シ
 奉行日附ニテ是ヲ処置スル
 携ルハル類罪人ヲ捕ヘテ裁
 羅馬ノ世ニ至リ取締ノ權ハ
 希臘ノ世ニ於テモ取締ノ類
 アノ權サルトハ兵ヲカニ此
 ンカ為是非曲直ヲ裁断スル
 取締トハ事物ノ條理ヲ守リ
 佛英米取締編製綱領
 何人ノ著譯カ知ル可ラサ
 國ノ例規ナリ
 對ノ謁見ヲホムルヲウヘシ
 代表スルヲ以テ駐在國ノ君
 認見ノ權オホリテカ
 犯サ、ルニアリ
 テハ特約ヲ以テ之ヲ定ムル

銀座 伊東屋製

別

別

別

存ニ於テ取締ノ権威甚ク重クノ動モスルハ苛
 刑暴虐ノ処置ヲ施スノ多ク抑モ取締ノ法ヲ以
 テ在間ノ病氣養生ノ丁ニ注意シ盜賊偽詐ノ小
 罪ヲ防キ或ハ之ヲ免見シ少年宥容ノ不状ヲ制
 スル等莫ク世ノ裨益ヲ成セシハ漸ク近世ニ行
 ハル、取締ノ法ヲ以テ其宜ヲ得タリトスルノ
 佛蘭西ノ取締ノ法ハ一時嚴刻ナルヲモアリシ
 カ近世ニ至テハ然ラズ且此国ニ取締ノ法ノ行
 ハル、八年既ニ久シク紀元千四百年代ノ央ニ於
 テハ「パリ」スルノ奉行ナル者常務并ニ刑法ノ
 官員ト共ニ市中ノ取締無宿者ノ取押方ヲ掌シ
 ンアリ其頃「パリ」スルノ市中ヲ十六区ニ分
 ケ一區毎ニ取締ノ頭取一名ヲ置キ是ニ配下ノ
 者数人ヲ附属セシメテ諸区ノ惣支配ハ奉行一
 人ノ権ニ屬セリ即チ其奉行ハ千四百四十八年
 佛蘭西王第七世「チャール」スルノ命セシ所ニ
 テ全国ノ無宿者並ニ他ノ罪人ノ裁判ヲ司ルハ
 キ全權ヲ執ル者ナリ千五百二十年ノ頃第一世
 「フランシス」右ニシヘル奉行ノ權ヲ取戻シ

銀座 伊東屋製

テ別ニ一種ノ物奉行ヲ命シ「パリス」ニ置テ
 無宿者並ニ宿籍者ヲ捕ヘ独断ニテ之ヲ罰スル
 人権ヲ子ヘリ此物奉行ノ配下ニ町奉行三十如
 アリ其外取締方ノ吏員ハ以前ニ倍シテ其
 数未ダ多カラズ千五百六十年ニ至ルマテモ
 パリス「~~」~~ノ取締ノ關係セル官吏ノ總數僅ニ五
 百人ノ之「~~」~~佛蘭西ニ於テ市場ノ取締、尺度量
 衡ノ監察、下水ノ始末、街路ノ掃除、町家普
 請ノ監察、悪商賣ノ禁制等ノ「~~」~~ニ就テハ往古
 ヲリ議政官ニテ屢々評議ヲ遊ケ千三百五十年
 ヲリ千五百六十年ニ至ル迄ノ間ニ所定ノ法令
 アレ「~~」~~此諸件ヲ合「~~」~~一局ノ支配ニ歸スル「~~」~~ヲ
 知ラス区々相分レテ每一区ノ長官各々其職掌
 「~~」~~異ニセリ千五百七十七年市中ノ各己ヘ命テ
 下ニ市人ヲ「~~」~~白カラ取締ノ吏人ヲ擧擧スル「~~」~~ヲ
 許シテ「~~」~~ヨリ其法則強ント整齊ノ極ヲ致セリ
 國中一般ニ「~~」~~忍ノ日付ヲ出「~~」~~在尚ノ動靜ヲ察シ
 国政苛酷ナルモ之ニ對「~~」~~不遜ナル力若クハ宗
 旨ノ「~~」~~ニ就キ国王ノ譴責ニ背ク者アレハ其刑
 註微細ニト虽忽チ捕テ刑ニ処シ其罪ヲ假ス「~~」~~」

銀座 伊東屋製

原上

ナニ当時ノ景況ヲ見ルニ取締ノ法ハ唯政府ノ
 暴威ヲ逞スルニテ是實人民ニ裨益スル所
 ハ甚ク少シ第十五卷ノ口イヌル時代佛蘭西
 ノ政刑癡弛スルニ及ヒ取締ノ法ニ亦共ニ破レ
 テ其弊害益甚シク如ハ取締ト虽其實ハ暴君ノ
 欲ヲ逞フスルノ方便ニ用ヒ或ハ辟世臣ノ寇トス
 ル所ノ人ヲ害メ其財ヲ奪ノ術ニ用ルニ之十七
 百九十四年共和政治ノ時ニ至リ取締ノ法ヲ改
 テ職掌ヲ定メ其々條甚ク多シ就中其主クモ若
 コテテハ高價ヲ安全ニセシムルコト危キ建物ヲ
 修覆スルコト市街ヲ掃除シコシニ燈火ヲ照ス
 吉人ノ難澁タルモノヲ除クコト女向ヲ騷スル者
 ヲ取締テ罰スルコト祭礼又ハ遊覧等ノ群集ス
 ル場所ニ於テ食物ノ條理ヲ能クサスルコト之ヲ
 監察スルコト尺度量衡及ヒ食料ノ品ヲ吟味スル
 コト不意ノ怪我又ハ流行病ヲ防キモ之ヲ防ク
 コト能ハサル中ハ之ヲ救ノ術ヲ施スコト旅行ノ印
 鑑並ニ居住免許ノ手形等ヲ渡スコト食食並ニ無
 宿者ヲ止ルコト酒店青樓ヲカルタシ遊ヒノ家ヲ
 鑑スルコト無益ニ群集セル人ヲ逐ヒ散スコト宗門

銀座 伊東屋製

拜礼著述書ノ出版書籍ノ賣買ヲ鑑スルノ芝
 居火薬製造硝石製造武器高賣ノ店ヲ鑑スルノ
 亡命ノ人並ニ囚捕ヲ脱シタル罪人ヲ探索スル
 夏街道ヲ鑑シ水火ノ難ニ注意スルノ兩替交易
 租税市場ノ賣買品禁制ノ品物ヲ鑑スルノ記念
 ノ為ニ建テタル石碑ヲ護スルノ等是レ其後又
 別ニ職務ヲ増シ医師獸医ノ給料ヲ定メ病人ノ
 死ヲ移シ死骸ヲ取片付ケ溺死人ヲ探索シ獸園
 ヲ護スル等ノケ条皆取締ノ任ニ歸セリ第一在
 十ボレオンレノ時代ニハノパリスレノ取締
 最モヨク行届キ當時其奉行ニテ有在ナルノ
 スケトト云ル人取締ノ了ニ付所著ノ書アリ
 リトナボレオンレノ後ノロイス、フナリノ
 一、至テハ取締ノ吏員一千八百人トナレ
 リ此頃ハ千八百四十七年ノ方今ノパリスレニ
 行ハル、遊女屋ノ取締ハ此時代ニ定タル法ト
 リ○自今ノパリスレノ取締ハ近傍ノ五州ヲ合
 併ノ管轄スル所ノ本局ニテ長官一名アリ此長
 官ハ内国執政ノ支配ヲ受ル者ニ長官ハ其人一
 般ノ養生ノ了ニ關係スル醫師社中二十人ノ統

銀座 伊東屋製

別

師社中ノ外ニ評議ノ三局アリテ各々取締ノ法
 則ヲ司リ其他ハ「パリ」ノ取締ハ「パリ」
 「ノ」近傍ノ地方官ニ「國王」ヨリ裁判ノ權ヲ受
 タルモノ也此此外ニ佛蘭西全國ノ取締ナルモノ
 アリ此法ハ專ラ憲法ヲ探索ノ之ヲ制スル爲ニ
 設ケタルモノニ「其職務ハ自國ヲ窺ハントス
 ル」怪シキ外人ヲ捕ヘ或ハ政府王命ニ悖リテ
 密受ヲ企ントスル者等ヲ押ハ「之」千七百九十
 六年迄ハ全國ノ取締ハ内國憲警局ノ支配ナリ
 此カ一時独立ノ官局トナリ千八百十八年ニ至
 リ又他ノ執政局ニ合併シタリ
 英國ニ於テハ往古「サクソン」時代ヨリ罪惡
 ヲ止メ罪人ヲ捕ヘ古ノ靜謐ヲ護スル爲ニ平人
 ノ申合ニテ取締ノ法ヲ設ケリ其法人口百人ヲ
 区ノ大組ト爲シ又之ヲ十区ノ小組ニ分ケ其小
 組ノ内ニハ必ず地面ヲ持ツモノアリ「右」百人ノ
 内ニテ頭令ノ者一人地方ノ裁判ヲ司リ輕中令
 吏ヲ断スルノ權アリ「小組」ノ頭取ハ「各々」其組内
 ヲ穩ニシ組内ノ罪人ヲ捕フルヲ以テ任トセリ

銀座 伊東屋製

然ルニ在ノ人口漸ク増加シ罪惡ヲ犯ス者ノ勢
 = 隨テ強大ニ至リ罪状明白ナル惡黨ヲ捕ルモ
 或ハ却テ復讐ニ逢フノ患アリテ平人申合ノ取
 締ニテハ之ヲ制スヘキ力ナキ力故ニ一ハリシ
 同子檀家檀家ト土地ヲ分ゴト同組ノ氏子ノ申合ニテ
 郡縣ノ奉行名代人町奉行等ヲ命テ平人申合セ
 / 取締ニ代ヘタリ此法ニ由テ田舎定式ノ取締
 ハ行居タレトモ首府トロンドンノ取締ノ長
 官トヘ又リ、エルヂンシナニ若盜賊増加
 丁ニ就キ書ヲ著シ其書中ニ云ルコアリトロ
 ンシノ市中ハ日没ノ後ニ通行スル丁甚ク危
 シ強盜人殺シ其他ノ罪人常ニ多シト虽モ之ヲ
 捕ル丁甚ク稀ニ或ハ遂ニ捕ヘサレトアリ
 ト右ノ次第ニヨリトヘ又リ、エルヂンシハ
 給料ヲ与ヘテ取締ノ吏人ヲ命セン丁ヲ主張
 千七百五十三年政府ノ決議ニテ取締ノ吏人ヲ
 命シタリ然ルニ國中ノ人民ハ取締ノ法ノ行ハ
 ル、ヨリ却テ国民自由寛大ノ趣旨ヲ失ハシ
 丁ヲ恐レ不平ヲ唱フ者多ク之ヲ為メ法令一

伊東屋製

~~原~~
~~文~~

100

度ニ行ハシテ復之ヲ瘵セリ下ヲ千七百九十ニ
 年ニ至リ又法令ヲ下シ取締ノ局ヲ増シテ給料
 ヲ受ル吏員ヲ命シ其支配ヲ廣大ニセリ此法令
 ニ拠レハロンドンニ取締ノ局ハ所ヲ設
 ケ毎局一名ノ長官ヲ命シ一年四百ポンド
 ノ給料ヲ子ヘ後又之ヲ増シ六百ポンドヲ子ヘ
 リ千八百一年~~ニ~~所ノ本局ニ取締奉行六人ヲ
 命メ之ヲ附属セシメ八所ヲ合シ四十八名
 トス此外ニ又六十名ノ奉行アリテ市中ヲ巡邏
 セリテ~~テ~~リリスル河畔ノ取締局ハ千七百九十
 八年以來設ケタルモノニ其官吏四十一名アリ
 リ此外ニ又ロンドンノ市中ヨリ給料ヲ子
 フル吏員四十名ト給料ヲ受ケスルパリシ
 ヲリ出役スル吏員八百五十三名アリ又ロ
 ドンノ府ノ内外ニ巡回ノ番卒二千〇四十四人
 其内八百〇三人ハロンドンノ府内ヲ巡邏ス
 然レニ此番卒ハ大抵老衰メ身体薄弱ナル者多
 ク半死半生ノ貧民ノ之甚給料モ亦甚クナリ
 一夜十七セント乃至三十六セント甚支配ハ七
 十ヶ所餘ニ分レリ〇其後久シク此体裁ヲ改メ

伊東屋製

二千八百二十九年ニ至リ、ロベルト・ポール
 ン取締改革ノ議ヲ登、全権ノ者ニ名ヲ命シ、其
 他支別ノ局ハ各其支配ノ処ニ置ケリ、千八百三
 十九年トシ、此法ヲ變、首府取締ノ権ヲ一処
 ニ合併セリ、但シ、ロンドンノ市中ニハ、白ラ
 別ニ独立ノ取締ヲ立テ、其員六百〇八人アリ、此
 変革ノ法ニヨリ、ハ取締ノ職務ハ、各々全権ノ人
 々ニ歸シ、其關係スル所甚ク廣シ、取締局ノ体裁
 殆モ他ノ裁判所ノ如ク、全権一人ノ独斷ヲ以テ
 金銀ノ出入四十、リリン、以下ノ公定ハ
 上ニ訴ヘス、之ヲ裁斷シ、其他尋常ノ罪人ヲモ
 処置スルノ権アリ、千八百五十九年取締ノ全権
 一人ヲ命、之ヲ従前ノ官員ヲ廢シ、此全権ハ一年ノ
 給料千五百ポンドヲヘリ、別ニ助役二人ヲ命、
 各八百ポンドヲヘリ、〇英國ノ諸郡定式ノ取
 締ハ、其法ノ行ハル、ト甚ク久シカラズ、諸郡ニ
 於テ罪人ヲ捕ル、ト容易ナラス、殊ニ十年宥免ノ
 為ニ罪ヲ犯シ、ト者ヲ取押ヘルニ、当リ、其処置
 甚ク難キヲ以テ、千八百四十年、諸郡ニ於テ、首
 府ノ例ニ倣ヒ、取締ノ請ヲ認ル、ヲ許シ、此法漸ク

伊東屋製

別行

行ハシテヨリ罪ヲ犯ス者ナク少年五年モ次第
 ニ行状ヲ改メ人民ノ私者モ安全ニシテ且國中
 ノ支配甚賑ヲ一様ニスルヲ得タリ千八百五十
 九年諸郡ノ取締ニ費シタル金高九十九万一千
 五百五十五磅ナリト云フ
 西米利加合衆國ニ在テ罪惡ヲ止メ罪人ヲ探索
 罪人ヲ捕ルノ法ハ英國ノ法ヲ寫シタル人
 郡毎ニ其奉行ト其郡民ノ名代人ナル者アリテ
 吏ヲ処シ郡邑ニモ亦各其地方ノ所奉行ナル者
 アリ諸郡諸邑ニテ常式ノ裁判ヲ司ル者ハ若干
 ノ員數アリテ昔日ハ議政官ヨリ之ヲ命シタル
 元輕近ハ郡邑ノ人民ヨリ撰挙ス其職掌ハ独断
 ナリテ輕キ罪人ヲ処置シ或ハ大罪ノ者ト虽モ
 之ヲ取押テ上等ノ裁判所ヘサシムスノ權ナリ
 郡邑ノ大ナル処ニ於テハ失火夜盜ノ恐アルニ
 ヲリ夜廻リノ番卒ヲ命シタルロンドンニ
 一番卒ノ如ク何モ老年薄弱ノ者ニテ其給料モ
 甚ク少ナシ昼ノ間巡邏スル取締ハクニウヨリ
 クルヲテ中ヲテルヲヤルホルチモル
 一ボストンニ杯云ヘン大都會ニテモ近來始リ

伊東屋製

取締ノ惣ノ費	給料ノ共計	人員ノ共計	同給料	巡邏番卒	同給料	小頭	同給料	組頭	同給料	目附	同給料	監督	同給料	全權	都府	モノナリ	クニ行ハル	左ノ表	關係ノケ係ヲ増シタリ
五三 百百 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三	百七 九七 十十 十三 十五 十六 十六 十六 十六 十六 十六 十六 十六 十六 十六 十六 十六 十六 十六 十六 十六	六千 六百 廿八 人	至三百 七十八 弗乃 至三百 三十九 弗乃	五千 七百 〇八 人	(甲) 五百 二十五 弗 (乙) 二百 〇八 弗	乙甲 六十 百人 九十一 人	三 百六 十 弗	五 十七 人	九百 六十八 弗乃 至三百 九十七 弗	百八 十九 人	(甲) 三百 三十 弗乃 至九 百六 十八 弗	二十 二人	乙甲 七千 三百 六十 弗 乙 三千 八百 七十 二 弗	(甲) 一 人	ロ ン ド ン		取 締 ノ 人 數 ト 其 給 料 ト ヲ 示 ス	ロ ン ド ン ノ パ リ ス ノ ニ ウ ヨ ル	
百八 十 八 万 九 千 二	百六 十 万 弗	四 千 二 百 九 十 八 人	、 三 百 弗	三 千 九 百 五 十 人	三 百 二 十 弗	三 百 十 九 人	三 百 六 十 弗	五 十七 人	十 百 六 十 弗 乃 至 六 百 弗	三 十五 人	各 八 百 弗	二十 五人	(甲) 二 千 六 百 弗 乙 千 六 百 弗	(甲) 一 人 乙 一 人	パ リ ス		ト ヲ 示 ス		
(九百)	(百)	千	、	千	五	百	千	三	(乙甲)	(乙甲)	五	一	各	三	=				

66号

伊東屋製

B1

直呈

財税ニ付罪ヲ犯シタル者
 罪人總數ニ比例シタル割合
 無病者罪人ノ物數
 ニ比例シタル割合
 三割三分八厘
 一割七分三厘
 三分五厘
 六分四厘九毛
 英國租税ノ丁
 先ツ関税ニ付テ去ハシニ千五百九十年ニハ一
 万四千磅ニ過キサリシカ千八百八十六年ニ至
 テハ千九百万磅ノ額ニ達セリ此間ニ百ニ三十
 年ニ過サレバ其間ニ英國ノ殖産興業ノ進歩セ
 シコ著シク自由貿易ノ論又之ヲ駁スルノ論ニ
 盛ニコトフテシハ自由貿易ノ理ヲ平易ニ解
 キジヨシ、ブライトノ如キモ之ニ力ヲ尽シ又
 ウイリヤスナル者アリ毎年此説ヲ国会ニ持出
 シタレト常ニ少数ニテ廢棄セラシタリ然ルニ
 此時愛蘭土ニテ穀物騰貴シ人民之ニ堪ヘス
 争乱ヲ醸ス勢アリシヨリ有名ナルロベルト
 ピール其保守黨ナルニモ拘ハラズ自由貿易説
 ヲ容シ輸穀律條例ヲ打消シテ輸入ヲ便ニシタ
 リ故ニセーコンスフイルド伯孫ニハ大ニ駁
 サレテ黨派ノ勢力ヲ失フニ至シリ以前千八百
 四十二年ニ輸入税ヲ課セシハ七百計リモアリ

伊東屋製

別別

別

丁モアリシト云フ
 次ヲ印紙税トス之ヨリ千百万磅ヲ得
 次ヲ地税トス之ヨリウんモ一僅ニ百万磅ニ過
 キスコノ地税ハ千六百八十八年来一丁一ウ
 ルニ付一志位ナリシカキ七百九十四年頃佛
 国トノ戦ニ政府ノ財政困難ニノ國債ノ價大ニ
 下落シ百磅ノ額面六十磅ナラハ買者ナキニ
 至シリコノニ於テ彼セト比畢再ノ才ヲ奪ヒ
 一案ヲ出セリ即チ假リニ人民一人ヨリ年三磅
 一地税ヲ納ムルトシ又百磅ノ額面ニ對シ毎年

今日ノ関税ヲ為ニ至シリ
 次ヲ國產税トス此中ニハ火酒麦酒税ヲモヤレ
 タルモ一ニニ千五百万磅ノ額ニ登ルウナ
 ボール宰相ノ片ニ當テ此税ニ付一揆ノ起リシ
 仕入ルルノ便ヲ得タリ此ノ如キノ变迁アリテ
 テ日用品ハ廉ニナリ製造者ハ其原品ヲ廉價ニ
 追ノ向ニニ百磅ノ超過ヲ見ルニ至シリ是ニ於
 サルノ之ナラズ千八百四十二年ヨリ六十五年
 三品ニ過キサルナリ然レ海關税ハ其額ヲ減セ
 シカ今日ニ至テハ其税ヲ課スル者ハ僅ニ十二

伊東屋製

6 10 英

別

三磅宛拂フトス而~~ノ~~田地ト公債ト別人ノ手ニ
 アレハ手数ヲ費ストテ地主ニ向ヒ百磅ノ証書
 ハ新ニ六十磅ニ賣テヘン而~~ノ~~其証書直ニ政府
 ニ返納スヘシ然ラハ其額ニ相当スル地税ヲ免
 セントアリシカハ人民ニ取リテハ二十年令ノ
 地税ヲ前納スレハ夫テ皆納トナリ無税地トナ
 ルトナレハ競~~テ~~公債ヲ買ヒ為ニ其價~~ハ~~元ニ
 復タリ然~~レ~~政府ハ之ニ三磅拂テ三磅取リシトナ
 レハ此方案ニテ手数ヲハバキ公債ノ望人多ク
 ナリテ六十磅迄下リシ公債力百磅以上ニ登リ
 為ニ国庫ニハ大利ヲ得タリ又人民ニ取テハ競
 テ公債ヲ買ヒシ故今日ニテ無税ノ土地多ク之
 カ為ニ地税ハ他ノ税ニ比シ小額ナルトナリ
 以上~~ニ~~田文學士稿ヨリ取リシナリ此他家屋
 税所得税ハ余~~ノ~~自ラ研究スル積リナリ

英独ノ民吏訴訟用印紙規則

千八百七十五年~~ノ~~訴訟法第六條ニヨルニ英
 司法~~長官~~判~~事~~長官~~ヲ~~長官~~ニ~~上~~リ~~院~~上~~等裁判所ノ判~~事~~長官
 三人以上及ヒ大藏省ト協議ノ上訴訟税ノ規則

伊東屋製

独乙 86 50

書類 呼出状

低額 5志

6 高額

10志

7制定ス今其印紙價ノ一二ヲ記セハ

七十五年十月二十八日ニ民事訴訟用印紙規則

稅ヲ押捺ルルニ時ニ司法長官ケルン候ハ千八百

印影ヲ用フルコアリハ其書類ニ訴訟稅判書ノ拂フト

紙ヲ用フ古來ヨリ用ヒ來ル書類ニハ時ト

印影ニヨリテ納ルモノトス而テ當時ハ實際印

リ英第七十章一項ニヨシハ訴訟稅ハ印紙又ハ

7定メ且其稅額ヲ定メ又増減廢止スルノ權アリ

價

命令書	十志	一磅
出庭届書	二志	二志
証人呼出状	二志半	五志
官吏ノ臨檢額	三磅	三磅
執行状	五志	十志
以下略之		
独乙 訴訟稅規則第八條ニヨシハ		
訴訟價額	稅額	訴訟價格
六〇、已上	一三〇、迄	一三〇、已上
二〇〇馬已下	〇馬	二十馬已上
	一馬	六十迄
		二〇〇迄
		四馬
		二馬
		稅額

二 價ニク

伊東屋製

Handwritten text in the right margin, including the number '109' and some illegible characters.

独乙 86 50

書類 呼出状

命令書 出庭届書 証人呼出状 官吏ノ臨檢額 執行状 以下略之 訴訟價額 訴訟價格 税額

六〇、已上 一三〇、迄 六四馬六十 一三〇、已上 二十馬以上 六〇迄 二〇迄 四馬六〇

二取ニクハ

伊東屋製

75年10月28日ニ民吏訴訟用印紙規則ヲ制定ス今其印紙價ノ一ニヲ記セハ 印影ヲ用フルコトアリ 紙ヲ用テ占束ヨリ用ヒ来ル書類ニハ 税ノ押捺ハナクシテ 司法長官ケルシ候ハ千八百 七十五年十月二十八日ニ民吏訴訟用印紙規則ヲ制定ス今其印紙價ノ一ニヲ記セハ

價

Handwritten text on the right page, mostly illegible due to fading.

<p>ノ或ハ双方ニ自井セリル丁アリ又本第十年</p>	<p>トスシニ判官ノ見込ニテ之ヲ直者ニ負擔セシ</p>	<p>ニ并償スヘキ者トス英ニテハ平常曲者ノ負擔</p>	<p>アリ又第八條ニテ印紙ノ代價ハ曲者ヨリ直者</p>	<p>ニナラス裁判所ヨリ代官人ヲ附与スルノ特例</p>	<p>紙貼用ノ免ストアリ英ニテハ又之ヲ免スルノ</p>	<p>リ之ヲ定ム又本邦第三條但書ニテ極貧者ニ印</p>	<p>甚歟ヲ定メテ英ニテハ一切書類ノ性質ニヨ</p>	<p>シ四條ヨリ八條ニ至ル迄ハ書類ノ性質ニヨリ</p>	<p>ニ条ハ請求ノ價格ニ準テ印紙ノ價格ヲ定メテ</p>	<p>ヲ制定シ明治十七年四月一日ヨリ施行ス其第</p>	<p>我國ニ政官第五号ヲ以テ民吏訴訟用印紙規則</p>	<p>一万馬以上ハ二千馬毎二十馬ヲ加フ</p>	<p>六七〇〇同 八二〇〇同 八二馬</p>	<p>四三〇〇同 五四〇〇同 六八馬</p>	<p>二七〇〇同 三四〇〇同 五六馬</p>	<p>一六〇〇同 二一〇〇同 四四馬</p>	<p>九〇〇同 一二〇〇同 三三馬</p>	<p>四五〇同 六五〇同 二〇馬</p>	<p>三〇〇同 三〇〇同 一一馬</p>	<p>四五〇同 九〇〇同 二六馬</p>	<p>四五〇同 一五〇同 一五馬</p>	<p>一〇〇〇同 九〇〇同 三六馬</p>
----------------------------	--	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	----------------------------	-----------------------------	--	-----------------------------	--	-------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------

四三〇〇同

別

伊東屋製

手帳
二
波
二

111
R

同「 <u>エクスチ</u> 」 <u>エクスチ</u> 」部判官長	同「 <u>コンモン</u> 」 <u>ポリーズ</u> 」部判官長	同「 <u>クニス</u> 」 <u>バンチ</u> 」部判官長	上等裁判所 <u>アセリ</u> 」部長	控訴院 評定官	控訴院長	秘密院 司法委員	上等控訴院 評定官	上等裁判所 判官長	英国判官及七 附属吏ノ職制俸給
磅同七千	磅同七千	磅同八千	磅同六千	磅同五千	磅同六千	磅同五千	千磅俸五	万磅俸一	5

管轄廳ノ許可ヲ得ルノ常關所ニテ發賣スルモノ
 /トシ英國ニテハ租稅局及裁判用紙類賣捌所
 =テ發賣ス英訴訟法二十六條第六項ニヨリハ
 訴訟用印紙ヲ偽造シ或ハ既ニ貼用セル者再七
 貼附セルハ七年以下ノ懲役又ハ二年以下ノ
 禁獄ニ処ス独乙ノ部ハ千八百七十八年六月十
 八日ニ発せラシムル規則ニテ訴訟稅ノ定ムル
 類ノ性質ニヨリテ訴訟稅ヲ定ムル本邦ニ同

伊東屋製

英国の物品を
 法に全う羅馬法
 フラタス對ベルナド
 許諾(1015)ド
 對オスル(9)ヲ判
 決スルニ當リ判變
 村トス度カ四維馬
 法ノ原則ニ基
 キ之ヲ論定シ即
 于英文法トナ
 英国ニ行ハル

主任者又國皇
 皇帝又ハ政府ニ
 關スル重要ナル
 許諾ヲ擔任ス
 ンモ政府又ハ王
 室ノ為ニ告訴代
 言スルハ比職ニ
 比シハ一年平均
 二萬磅ノ歳入
 アルヲ常トス
 コシニテハ甚々
 不分明ナレハ
 十一卷ノ英国
 司法令制定願
 末シト云フ部ヲ
 參觀スヘシ猶
 不
 充分ノ処ハ甚
 道ノ人ニ付キ
 穿鑿スヘシ
 英国ニモ羅馬
 法ノ継受ナキ
 ニ非ザルコト
 英國ノ判官カ
 古來羅馬法ヲ
 擴弁スルハ人
 ノ熱
 知スル所ト虽
 フノルマン
 人カ英國ヲ
 征服
 ンタニ以來
 ハンリ
 三在ノ頃
 至ル迄
 一切
 ノ法令羅馬
 法ヲ以テ
 頒布シ其
 故千四百
 八十三
 年ニ至リ
 リヤード
 三在始メ
 テ英語ヲ
 以テ布
 告ヲ頒布
 シタ
 一ハ一切
 ノ法令
 羅典或ハ
 佛語
 ヲ以テセ
 リ而テ
 一ハド
 ード一在
 ノ頃ヨリ
 同
 在ノ時ニ
 至ル迄ハ
 英國ノ
 法庭ニ於
 テハ佛語
 ヲ用
 中ニテ以
 テ慣例ト
 ナシタ
 シハ英國
 ノ判官ハ

伊東屋製

縦令と直接ニ羅馬法ヲ用牛サレニモヤヨ冥々
 裡ニ羅馬法ノ英國ニ傳ハセシヤ明カナリ現ニ
 十三世紀ノ判事カラトシ氏ノ有名ノ著書
 善ニハ強ント羅馬法ノ直訳ニ類スルモノ少シ
 トセズ又以テ英國習慣法ハ羅馬法ヲ取リシ
 多キ一端ヲ伺フヘシ
 公用土地買上規則ノ了
 三ノ条
 凡ハ法學士江木憲氏ノ記草セシモノニ
 有益ト思ヒタシハ参考ノ爲ニ甚要部ヲ
 抜萃ス
 國家ハ民人利益ノ保護増進ヲ莫トスルノ之十
 ラス又人民ノ公益ヲ保護セサル可ラズ然ルニ
 公益ト利益ト往々其利害ヲ異ニスルヲアリ甚
 時ニハ公権ヲ以テ私権ヲ制限スルノ必要ヲ来
 ス
 内ニ包含セリ故ニ此権ヤ決メ例外ノモノニ非
 スイ
 反シタル異形変体ニ非スト同氏
 也ルハ其當ヲ以テ佛國ニ在テモ此權利ヲ認

伊東屋製

減縮せしむル

表
カ
コ
エ

別
行

了スルトナキニ非サニ元人權告示第十七條ニ
 凡ソ財産所有權ハ神聖ニ入犯ス可ラズ唯公
 益ノ為ニスルモノトシテ相当ノ手續ヲ經テ之ヲ
 破ルトナレルト云ハ本旨ハ此ト云キス70口70
 リユシヨシヲ以テ例外トシタルノ感ナキ能
 ハス英國ニテハ土地ヲ所有スル者ハ只借地人
 タルニ過キスト云憲法ノ原理ニ基キ此權ハ本
 來固有ノ權利ニト論セラル英國不動産法ニ於
 テ明白ニ故ニ英國ニテ之ヲ例外現セサルトイ
 ヲリンカ氏ノ説ト理由ヲ異ニシ其論結ヲ同ク
 スルニ英國學者ノ理論ハ他邦ニ用テハキニ非
 ス此理ヲ以テ推ス片ハ公益ニ非サル莫業ト雖
 此權ヲ使用シテハキ者ニト論セサル可ラズ不
 都合ト云ヘシコレ全ク沿革上ノ遺跡ニ拘泥シ
 タルノ誤見ノ之
 正キス70口70リユシヨシヨシハ自由ニ利益
 ヲ考察シタル後充分ノ報酬ヲ以テ公同ノ利益
 ニ必要ナル莫業ヲ成サンカ為永遠又ハ一時私
 人所有ノ不動産若クハ不動産ノ權利ヲ放棄又ハ
 減縮セシムル國家ノ行政作用之今此本義ヲ基

伊東屋製

英國ノ總地主ノ國
君ノト云ニアリ

破
産
手
続

了スルトナキニ非サニ元人權告示第十七條ニ
 凡ソ財産所有權ハ神聖ニ入犯ス可ラズ唯公
 益ノ為ニスルモノトシテ相当ノ手續ヲ經テ之ヲ
 破ルトナレルト云ハ本旨ハ此ト云キス70口70
 リユシヨシヲ以テ例外トシタルノ感ナキ能
 ハス英國ニテハ土地ヲ所有スル者ハ只借地人
 タルニ過キスト云憲法ノ原理ニ基キ此權ハ本
 來固有ノ權利ニト論セラル英國不動産法ニ於
 テ明白ニ故ニ英國ニテ之ヲ例外現セサルトイ
 ヲリンカ氏ノ説ト理由ヲ異ニシ其論結ヲ同ク

Handwritten vertical text on the right margin of page 484.

別
別

別

別

別

限、非、ト、ハ、ス、能、ハ、ス
 (三) 公益、之、必、用、ト、ス、其、業、
 大、区、別、リ、此、權、ヲ、行、フ、ニ、公、益、ノ、何、物、ト、シ、同、
 七、又、公、用、ノ、何、物、ト、シ、同、リ、ト、シ、利、益、ハ、公、十、
 心、ヲ、要、ス、而、シ、其、使、用、ニ、至、テ、ハ、必、ス、シ、モ、公、十、
 ヲ、要、セ、ス、設、令、採、礦、業、若、塞、觀、兵、場、懲、治、監、等、ヲ、建、
 築、ス、ル、ノ、其、業、ハ、公、同、公、衆、ノ、為、ニ、ス、ル、之、ヲ、使、
 用、ス、ル、者、ハ、必、ス、シ、モ、一、般、ノ、人、ニ、非、ス、各、國、學、者、
 中、往、々、之、ヲ、混、同、セ、ル、モ、十、カ、ラ、ス、
 (四) 公益、
 公益、ハ、即、チ、一、般、公、用、ノ、利、益、幸、福、ノ、意、

其、性、ヲ、分、析、ス、レ、ハ、
 (三) 行政、作用、
 承、諾、ノ、結、果、ニ、非、ス、ト、云、フ、リ、故、ニ、人、民、ノ、承、諾、
 ナ、ク、強、テ、之、ヲ、行、ハ、シ、ル、ヲ、要、ス、而、シ、テ、之、ヲ、
 蒙、リ、タ、ル、人、民、ニ、相、当、ノ、價、格、ヲ、以、テ、ス、ル、ハ、單、ニ、
 報、酬、ノ、ハ、ナ、シ、ル、之、ヲ、以、テ、當、價、ト、云、フ、可、ク、
 (三) 動、産、若、ク、ハ、不、動、産、
 動、産、ト、シ、同、ハ、ス、或、ハ、不、動、産、ニ、限、ル、ト、ス、ル、説、
 ン、現、ニ、街、燈、瓦、斯、管、水、道、管、ノ、如、キ、ニ、對、シ、此、權、
 ヲ、行、ハ、サ、ル、可、ク、サ、ル、ヲ、多、ク、レ、ハ、故、ニ、動、産、ト、シ、
 同、權、ヲ、行、フ、ニ、ハ、動、産、ト、シ、
 報、酬、ノ、ハ、ナ、シ、ル、之、ヲ、以、テ、當、價、ト、云、フ、可、ク、
 (三) 動、産、若、ク、ハ、不、動、産、
 動、産、ト、シ、同、ハ、ス、或、ハ、不、動、産、ニ、限、ル、ト、ス、ル、説、
 ン、現、ニ、街、燈、瓦、斯、管、水、道、管、ノ、如、キ、ニ、對、シ、此、權、
 ヲ、行、ハ、サ、ル、可、ク、サ、ル、ヲ、多、ク、レ、ハ、故、ニ、動、産、ト、シ、
 同、權、ヲ、行、フ、ニ、ハ、動、産、ト、シ、

伊東屋製

別行

特別臨時の場合に私人の権利を制限する者十
 法に關する立法上の改革に混入する此權ハ
 ハ社會の進歩又ハ經濟政略上ヨリ一般の財産
 (六)此權ハ私人の財産を制限する行政作用ナシ
 リ廣クシハ又之ヲ答スル能ハス
 シハ意味ヲエキス如ク口カリエーシヨ
 ス何トナシハ英ノ所謂「エー」トナ
 虽佛國學者ニハ往々「リ」英ノ如キハ又甚シト
 者中ニ此ニ權ヲ混同スルモノハ凡ソトナシト
 ヲ自由ノ判定ヲ下スニ暇ナキモノナリ
 獨ニ學

伊東屋製

別行

當リ水道牛馬舟車等ノ所有物ヲ処置スルニ豫
 利ヲ使用スルノ權ニ火災洪水戰時等ノ片ニ
 非常ノ場合ニ臨ミテ占有權等人民ノ私權
 權ハ國家非常ノ權ト異ナレリ非常權トハ危急
 行フニハ自由ニ其利害ヲ考察スルヲ要ス此
 (五)自由ノ考察ハ公益ノ事業ヲ起ス為ニ此權ヲ
 業ト雖モ之ニ此權ヲ適用セシトスルハ誤ナ
 公同ト國家ト即チ官ト公トヲ混同シ政府ノ支
 出ニ必スシモ國家ノ利益ナルニアラス往々

118 三下

別

出 サ ニ リ 丁 ヲ 少 月 十 八 百 七 十 三 年 四 月 此	進 軍 ノ 場 合 ニ テ 馬 ノ 所 有 主 ヲ 其 馬 正 ヲ	= ス ル 土 地 ニ 関 ス ル 一 切 ノ 事 務	第 五 軍 備 ノ 支 給 特 ニ 一 国 ノ 保 護 及 練 兵 場 ノ 為	第 四 地 租 改 正 ノ 為 ニ ス ル 測 量	第 三 採 鑛 支 給 ノ 但 シ ニ ス ル 永 久 此 権 ノ 為	第 二 官 設 又 私 設 ノ 鉄 道 支 給 及 單 ニ 私 用 ノ 為	第 一 官 設 又 私 設 ノ 鉄 道 支 給 及 單 ニ 私 用 ノ 為	鐵 道 支 給 ノ 制 限 ハ 警 察 ノ 認 可 ヲ 以 テ 足 ル ト 建	衛 生 上 ノ 目 的 ヨ リ 市 府 ニ 於 テ 市 街 ノ 修	第 一 国 道 縣 道 邑 道 ノ 間 ハ 又 公 々 ノ 交 通 ニ 供 ス	法 律 ヲ 基 ト ス ル 類 別 セ ル 標 準 アリ	一 任 シ タ ル カ 如 シ 独 乙 人 ラ ン テ 一 氏 独 乙 現 行	テ モ 其 制 限 ナ ク 之 ヲ 政 府 又 ハ 立 法 院 ノ 議 決 ニ	蓋 シ 此 権 ヲ 濫 用 ス ル ノ 弊 ハ 甚 ク 大 ニ 英 佛 ノ	律 一 般 ノ 改 革 ニ 其 区 別 判 然 タ リ	ル カ 故 ニ 臨 機 作 用 ニ 屬 ス ル 法 律 ノ 改 革 ハ 法
--	---	--	--	---	--	---	---	--	---	--	---	--	--	---	--	---

伊東屋製

<p>羅馬法 / 七權 / 丁八前 = 求へたり又之ヲ悉し</p>	<p>法律上 / 婦人</p>	<p>ヲ整へしモ / 十ニ云々</p>	<p>モ只諸種 / 法律中ニ散在</p>	<p>英佛 / 如キニ之ヲ一定セシモ</p>	<p>可河岸其他水利ニ関スル建築</p>	<p>可水利ヲ疏通スル事業</p>	<p>報酬ヲ以テ利用 / 甲水ヲ其用ニ供スル</p>	<p>可市邑ニ用水 / 不完全ナルモノ相与</p>	<p>可行政官衙ハ舟楫ヲ通スヘキ和存 / 河水</p>	<p>公立学校書籍館寺院懲治檻等</p>	<p>又丁堤防 / 築造溝渠病院墓地屠場市場水</p>	<p>權 / 土地 / 之ニ限ラサシ一州ナリ</p>	<p>第六衛生 / 爲スル莫ク設ヘハ沼地等ヲ乾カ</p>	<p>第七教育及 / 道德増進 / 爲スル莫ク設ヘハ</p>	<p>第八水利ニ関スル事業</p>	<p>道等 / 開設</p>	<p>權 / 土地 / 之ニ限ラサシ一州ナリ</p>	<p>第六衛生 / 爲スル莫ク設ヘハ沼地等ヲ乾カ</p>	<p>第七教育及 / 道德増進 / 爲スル莫ク設ヘハ</p>	<p>第八水利ニ関スル事業</p>	<p>道等 / 開設</p>
-----------------------------------	-----------------	---------------------	----------------------	------------------------	----------------------	-------------------	----------------------------	---------------------------	-----------------------------	----------------------	-----------------------------	----------------------------	------------------------------	--------------------------------	-------------------	----------------	----------------------------	------------------------------	--------------------------------	-------------------	----------------

伊東屋製

日ニ至テハ支那ハ知ラズ西洋各國ヨリ我國ニ
 二等死者以凡人論トアリ明律モ亦大差ナン今
 ヲ殺傷スルハ之ニ反シ唐律改律妻妾者減凡人
 明律ニテ妻ノ夫ヲ殺スハ十惡ノ一トシ夫ノ妻
 殺セシハ通常ノ殺人罪ナリシ支那モ同シテ唐
 殺セシハ通常ノ殺人罪ナリシ支那モ同シテ唐
 カ夫ヲ殺セハ小叛逆トシ重刑ニ當リ夫ノ妻ヲ
 羅馬女子ハ^{ベネチアン}生命權ヲ失フ英國古法ニテモ妻
 長ノ子ヲ殺スヲ殺人罪トス云々法令ヲ出し初テ
 千三百十八年コンスタントン帝ハ夫ノ妻ヲ殺シ家
 キシ^リン帝ニ時ニ女子ヲ奴隸ニ賣ルヲ禁シ
 帝始テ~~禁令~~懲戒ノ目的ニ非サレハ女子ヲ鞭
 ハ物件タリシナリアリキサンカトシベラス
 婚~~姻~~ニテコエソポシオルト云々賣買結婚アリ
 行ヘハ他人ニ譲テスル^ト故ニ家長ハ此儀式ヲ
 許サ^ル財産ヲ指セシ^ト故ニ家長ハ此儀式ヲ
 ンシバシオルト云々儀式ヲ用セサレハ譲子ヲ
 セオレ^シコシ財産ノ一種ト云ニアリテア
 夕云ハ^ンニ銅標ニテ女ハ^トレス、マ^ンシ
 婚~~姻~~ニテコエソポシオルト云々賣買結婚アリ
 行ヘハ他人ニ譲テスル^ト故ニ家長ハ此儀式ヲ
 許サ^ル財産ヲ指セシ^ト故ニ家長ハ此儀式ヲ
 ンシバシオルト云々儀式ヲ用セサレハ譲子ヲ
 セオレ^シコシ財産ノ一種ト云ニアリテア
 夕云ハ^ンニ銅標ニテ女ハ^トレス、マ^ンシ

通定行例ハ
 伊東屋製

及フ 刑法上 男女ノ 区别ハ 凡ソト ナキニ 至リ
 リ之ヲ 古ヘノ 生殺権ヲ 男子ニ 擅ニセラレシ中
 ニ 比スルハ 其差若干ノヤ 皆性命ノ丁ハ 扱置身
 体ニ 関メテ 印度ヲ メニ 一リシ 法律典 爲西曆 百年
 定例 第八卷ニ 百九十九條ヲ 妻子弟好婢若クハ
 徒弟ニ 以失アルハ 杖ノ 繩又ハ 杖藤ノ 小杖ヲ 以テ
 懲戒スルヲ ヲトアリコシ 法律ニ 笞杖ヲ 云々
 スカ如シト 虽モコレ 無限ノ 権力ニ 制限ヲ オキ
 シ 端緒ニ 此中アリハ 勝手ニ 打擲セシモ 十
 ムカ之ニ 一繩カ 藤杖カ ト 甚品ヲ 限リ又 三百條
 ニテハ 一妻子ヲ 笞フハ 背部ニ 限リ其他ノ 貴重
 ノ 部分ニ 及フ可ラスモ 違背スル者ハ 盜賊ニ
 等シキ 罰金ヲ 科スルトアリテ 甚 鞭撻ノ 部分ニ
 之 制限セリ 又 羅馬法ヲ 見ルニ 生殺ハ 家長ノ 手
 ニ 一之アリシカ 共和時代ニ 至リテ センソル
 ナル 檢察司ヲ 置テ 妻子ヲ 虐使スルカ 如キ 暴行
 ヲ 制セシメ アレキサンカ 一レバラス 第一 鞭
 令ニ 家長カ 妻子ヲ 鞭フハ 懲戒ノ 目的ニ 止ムハ
 シト 定メ 又 同法ヲ 継承セル 歐洲 諸国ニ 於テハ
 家族 制度ノ 破ルニ 隨ヒ 法律上 既婚 未婚ノ 婦

伊東屋製

別

7 区别し未婚婦女ハ私法上独立ノ権利ヲ得身
 体生命上ノ権利ハ男子ト異ルヲ示シ至レリ
 然レ既婚婦ハ現今トテモ未婚婦ノ権利ト異ナ
 ル所アリ東洋トテモ刑律ヲ定ムルノ度ニ准レ
 シ中ニハ幾分カ妻子カ法律ノ保護ヲ受ル
 ナリオレリ米國紐約州ニテ千八百六十年ノ法
 令ニテ凡ソ既婚婦ハ自己ノ身体又ハ榮譽ニ関
 シ何人ニ對スルモ自己ノ名ヲ以テ損害賠償ノ
 訴ヲ起スヲウヘシトアリシヨリ妻カ夫ヲ訴
 ヘシト奇訴出来レリ之ヲテニルソ對シニ
 ヲシ訴件トシテ然レ夫ハ賠償金ヲ其妻ニ拂
 ントナレリ然レシハ極点ニ走リスヤクニ
 ヤ控訴裁判所ニテハ妻ノ敗訴トナレリ
 7 4 = 26 1 法典第二章ニテ凡ソ婦女ハ昼ト
 ナク夜トナク其保護者タル者ニ服従スヘシ
 又第三章ニテ幼ケナキハ其父カ保護者タル
 リ若キ時ハ其夫カ保護者タル老クニハ其
 子カ保護者タルニシ右ハ支那ニ從テ教ト
 符合スト云ヘシ又羅馬法ニテモ婦女未ダ嫁セ
 サレハハ7 6 1 2 屬シ嫁スルノ後ハ

伊東屋製

自由ヲ有スル婦人ニ三子ヲ養フ又ハ好隸
 解放ニテ自由ヲ得タル婦人ニ四子ヲ養フ
 者ハ後見ヲ免スヘト定メタリ其後ク口ニ
 ヤス帝ノ時ニハ婦女ニ男系親ノ後見ヲ受ル法
 ヲ廢シテヤス帝ノ時ニハ永久後見ノ
 制ハ全ク斷テリ然レトテ今ニテハ
 佛以テ獨諸國ノ民法ニテ母ノ子ノ後見人トナリ
 又他人ヲ選ンテ後見人ト為スヲウニ至リ
 英語ニテモ母ハ一ガ一ヤン、ハ一子一子
 又ハ一ガ一ヤン、ハ一子一子

伊東屋製

弱ナル者ト考ヘタルヲ以テ之ト然レモ
 後見ヲ要スコレ他ナシ古人カ婦女ハ智力ノ薄
 馬法ハオカカス帝ノ時帝國ノ人口増殖ヲ
 獎勵セシカガニシキス、ニリヤル及レ
 キス、ノポヤルト云テ今テ出シ生シ作ラニ

123
 自由ヲ有スル婦人ニ三子ヲ養フ又ハ好隸
 解放ニテ自由ヲ得タル婦人ニ四子ヲ養フ
 者ハ後見ヲ免スヘト定メタリ其後ク口ニ
 ヤス帝ノ時ニハ婦女ニ男系親ノ後見ヲ受ル法
 ヲ廢シテヤス帝ノ時ニハ永久後見ノ
 制ハ全ク斷テリ然レトテ今ニテハ
 佛以テ獨諸國ノ民法ニテ母ノ子ノ後見人トナリ
 又他人ヲ選ンテ後見人ト為スヲウニ至リ
 英語ニテモ母ハ一ガ一ヤン、ハ一子一子
 又ハ一ガ一ヤン、ハ一子一子

12/24

別行 別行 別行

禁スルニ至リ又佛国ノニ
 ハンリ、アリソン氏ハ婚姻ヲ政治道德上ノ
 禁スルニ至リ又佛国ノニ
 也ス宗教法ニ属シハ其教旨ニヨリ之ヲ
 合ニ故ニ此時代ニアリテハ婚姻法ハ民法ニ属
 夫婦ハ同肉ニト故ニ婚姻ハ終生不解ノ結
 神ノ結ヒタムモ一人ノ之ヲ解ク可ラス又
 離婚ノ法ヲ行フニ至リ甚況ニ之ヲ聖典ニ
 欧州ニ耶穌旧教ノ專ラ行ハルニ及ヒ竟ニ普
 ヲ以テ所有主ハ自由ニ之ヲ放棄シ之ヲ取持ス
 抑モ掠奪婚賣買婚等ノ行ハル、牛ニハ自由ノ
 離婚行ハル何トナレハ婦女ヲ財産視シタムヲ
 獨人ストリペルマル氏ニテ離婚ニ三郷里ア
 第一離婚ノ和法上ノ制度ニ第二離婚ハ政治
 上ノ制度ニ第三離婚ハ宗教上ノ制度ニト
 此ニ次ニ婚姻ノ了ヲ記スハキナレバコハ別項ニ
 ハ夫ノ後見人トナム了甘ハモ愛シタリ
 七条ニハ夫タム者癡顛白痴狂疾等ナシハ其妻
 ヲアト杯ト稱シ後見人トナム了得佛民法五百

伊東屋製

親族ト已トノ間ニ親族ノ關係ヲ生スル者トシ
 至リモシ一婦人ニ通スル者ト直ニ其婦人ノ
 親以内ニシニ之ヲ其後姻族ニ等視トシ又其後
 シモノナリ故ニ例ハハ結婚禁止ノ等親ハ七等
 ニ宗教法廷ノ宣告ニテ夫婦同居ノ義務ヲ解キ
 トナフコト共ニ通其他ノ止ヲ止サシ場合アル
 食離婚 (Divortium a melior et thoro)
 于從來ノ關係ハ全ク野合ニ等シヤ者ト宣告
 スルニ第一ハ夫婦別居ヲスルニテ之ヲ寢
 matrimonii) ト称スコレ宗教上ノ故障ニ

然レモ宗教法律家ハ此禁止法ヲ實地ニ行フ可
 フヤルヲ悟リ表面ハ教律ヲ保存シ裡面ニテ之
 ニ生スル弊害ヲ救フコトヲトナリコレ婚姻ヲ
 無効トスルコト夫婦別居ヲ許スコトニナリ第
 一ハ婚姻ヲ始メヨリ不存ノモノトナスヨリ之
 ヲ婚約解除 (Divortium a vinculo)
 制度ト看做シテ婚姻ノ品質子孫ノ利益社會ノ
 公益上ヨリ論スルハ設ヒ不孰ナル配偶者ノ幸
 福ヲ犧牲ニスルモ族制ノ基礎タル婚姻ノ不解
 フ確定セザル可ラズトセリ

別件

伊東屋製

佛蘭西

680

テ離婚法ヲ定メ同法第々ルカ夫婦別居制ニ並
 大革命ノ際之ヲ廢シ千八百〇三年拿破侖法典ニ
 佛國ハ旧教國ナシハ不解主義行ハシタリシカ
 婦向ノ一人新教者タルハ之ヲ許サストセリ
 ヲ無期別居ヲ廢シタルカ又有期別居トテ夫
 六日領布ノ帝國身分証書法七十七條ニヨリ全
 之ニ代ヘ別居ヲ廢セリ又千八百七十五年二月
 又ハ無期ノ別居ヲ許シ新教者ニハ離婚ヲ以テ
 一ラントレシトシテ領布シ旧教者ノ之ニ有期
 之ヲ許セシカ千七百九十四年アルカマイ子
 又ハ無期ノ別居ヲ許シ新教者ニハ離婚ヲ以テ

伊東屋製

普魯西

680

並用スル等ノ制度起リ普魯國ニテ古來別居ノ
 内ノ旧教信者ノ之別居ヲ許シ又別居離婚ヲ
 諸國ニテハ往々離婚法ヲ制メ別居ヲ廢シ又國
 ルヲ以テ敢テ離婚ヲ妨ケス之ニヨリ其後新教
 徒ハ政教ノ別ヲ明カニシ婚姻ノ之ヲ民衆トセ
 法ハ前述ノ如キニト雖モ宗教改革以來新教僧
 効ノ宣告ヲ受ケシトアリ中世旧教時代ノ離婚
 親以內ノ婦ヲ肉知セシト自白シ之ニテ婚姻無
 往々各州ヲ顧ミ又輩ハ往々婚姻為ニ妻ノ七筆
 甚婦人ノ七筆親以內ノ者ト婚スルヲ禁ス故ニ

存之夕リ然ルニ千八百十六年拿不列之ヲル
 共ニ又再離婚禁止制トナリ別居ヲ以テ之ヲ
 カ千八百八十三年ニ至リ離婚法ヲ回復シ別居
 ト並ニ行ニ至リ~~澳~~國ハ不解主義ナリニ宗
 教改革以來新教主義行ハレシ千八百十一年頒布
 民法ニテ離婚別居並存スルナリ~~英~~國ニ
 テハ同ク不解主義行ハレシカ宗教改革以來新
 教ノ勢力強クナリ~~然~~ルニ婚姻ノ宗教法廷
 ノ管轄ニ屬シ又離婚法ナク~~レ~~ハ~~法~~廷ニテ救正
 ナル能ハス~~故~~ニ一千六百年ノ比國會ハ屢ニ
 人民ノ請願ニテ離婚ヲ特許セシカコシ莫大
 ノ費用ヲ要スルハ富者ニ非ヤレハ能ハス~~千~~八
 百五十六年ニ至リ~~口~~ル~~ト~~ハ~~ハ~~

英吉利 68
 澳多利 68

別居

一 達ハスト虽之ヲ實際ニ徴~~夫~~婦間ノ折念
 然~~レ~~別居ナク~~者~~ハ宗教上ノ考人ヨリ出し
 ストセリ
 一 場合ニ離婚ヲ許シ不和等ノ片ニハ別居ヲ許
 利中テ新ニ離婚裁判所ヲ設ケテ共通其他一ニ
 及北一年ハ十五号ニテ宗教法廷ノ管轄權ヲ
 議ニテ離婚法ヲ制定シ~~テ~~カ~~ハ~~~~ハ~~~~ハ~~~~ハ~~~~ハ~~

伊東屋製

~~結婚文~~

v 128

宜シカラズ又一方ニ於テ苛酷ノ所置アリシ中
 杯ニ至テハコシ到底夫婦ノ如ク存シオケル別
 展ヲユルコトハ片杯ニハ其實十物又同展ス
 ルニモセヨ又其情愛ナカクハシコシ到底別展
 制ノ法律進化ト共ニ存在シ能ハサル所以ナリ
 然レバ今ハ右標ヲ以テ人民道德ノ度ヲ察ス
 シハ又定期別展ノ一概ニ不可ナラザルヲ見
 ハシ比竟ハ又一難向ナレハ他ハ婚姻ノ了ト共
 ニ能ク研究セント欲スルナリ

分析法理学ノ了

千五百年代(ヨ)ン、ボイゲントマキヤベリ
 ト並セテ近代政治家ノ泰斗ト仰カル、人アリ
 元ワールズ法学校ノ学士ニ、~~佛~~佛國歴理三好
 ノ信任重クアレソソ候ノ英國エリサベスセ
 王ノ婚嫁ヲエソソ謀ルヤボイゲン候ノ顧問
 ト、~~英~~英國ニ赴キタル了アリ、其著「オン、セ、
 コヒモン」~~エ~~スルハ千五百七十七年ニ佛誌
 ニテ出版シ千五百八十六年ニ羅甸誌ヲ以テシ
 千六百五年ニ之ヲ英誌ニ訳シテ一時歐洲ニ鳴

伊東屋製

リンモノナリ書中主権政治上独立法律政体等
 ニ関スル所見ハ後ニホソカス之ヲ云ヒト異
 ナラサルニホーゲン其一卷八章ニ主権ト云思
 想ヲ分析シテ主権ニ要スル所ノモノハ何ノ法
 律ノ制御オモ受ケサ

以下定

早稲 原木

Handwritten text in a grid format, likely a ledger or account book. The text is written in vertical columns from right to left. The characters are in traditional Chinese script. The grid consists of approximately 10 columns and 15 rows. The text is somewhat faint and difficult to read precisely, but appears to be organized into columns of numbers and characters.

